

平成 2 7 年第 3 回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 9 月 4 日 開会

平成 2 7 年 9 月 1 6 日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成 27 年東吾妻町議会第 3 回定例会会議録目次

第 1 号 (9 月 4 日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○議員派遣の件について	5
○報告第 1 号の上程、説明、質疑	7
○報告第 2 号の上程、説明、質疑	8
○報告第 3 号の上程、説明、質疑	9
○認定第 1 号の上程、説明、監査委員報告、議案調査	10
○認定第 2 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	48
○認定第 3 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	53
○認定第 4 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	56
○認定第 5 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	60
○認定第 6 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	62
○認定第 7 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	66
○認定第 8 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	68
○延会について	72
○延会の宣告	72

第 2 号 (9月7日)

○議事日程	73
○本日の会議に付した事件	73
○出席議員	73
○欠席議員	73
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	73
○職務のため出席した者	74
○開議の宣告	75
○議事日程の報告	75
○議案第5号の上程、説明、議案調査	75
○議案第6号の上程、説明、議案調査	76
○議案第7号の上程、説明、議案調査	78
○議案第8号の上程、説明、議案調査	79
○議案第1号の上程、説明、議案調査	80
○議案第2号の上程、説明、議案調査	87
○議案第3号の上程、説明、議案調査	89
○議案第4号の上程、説明、議案調査	90
○議案第9号の上程、説明、議案調査	91
○請願書・陳情書の処理について	93
○散会の宣告	93

第 3 号 (9月15日)

○議事日程	95
○本日の会議に付した事件	96
○出席議員	96
○欠席議員	96
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	96
○職務のため出席した者	96
○開議の宣告	97
○議事日程の報告	97

○認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決	97
○認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	98
○認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	99
○認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	101
○認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	102
○認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	104
○認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	105
○認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	106
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	108
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	108
○議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	134
○議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	135
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	135
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	136
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	137
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	137
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	138
○請願書・陳情書の委員会審査報告	139
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	144
○議員派遣の件について	145
○閉会中の継続審査（調査）事件について	146
○町政一般質問	148
根 津 光 儀 君	149
山 田 信 行 君	160
青 柳 はるみ 君	170
○延会について	177
○延会の宣告	177

第 4 号 （9月16日）

○議事日程	179
-------	-----

○本日の会議に付した事件	179
○出席議員	179
○欠席議員	179
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	179
○職務のため出席した者	180
○開議の宣告	181
○議事日程の報告	181
○町政一般質問	181
須崎幸一君	181
茂木恒二君	194
金澤敏君	202
重野能之君	206
○町長挨拶	212
○議長挨拶	213
○閉会の宣告	213
○署名議員	215

平成27年 9 月 4 日（金曜日）

（第 1 号）

平成 27 年東吾妻町議会第 3 回定例会

議 事 日 程（第 1 号）

平成 27 年 9 月 4 日（金）午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 報告第 1 号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告について
- 第 6 報告第 2 号 健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 3 号 資金不足比率の報告について
- 第 8 認定第 1 号 平成 26 年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 2 号 平成 26 年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 認定第 3 号 平成 26 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 認定第 4 号 平成 26 年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 認定第 5 号 平成 26 年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 認定第 6 号 平成 26 年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 認定第 7 号 平成 26 年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 認定第 8 号 平成 26 年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第 16 議案第 5 号 東吾妻町出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議案第 6 号 東吾妻町地域振興センター条例について
- 第 18 議案第 7 号 東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議案第 8 号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議案第 1 号 平成 27 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 21 議案第 2 号 平成 27 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 22 議案第 3 号 平成 27 年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 23 議案第 4 号 平成 27 年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

第24 議案第9号 字区域の変更について

第25 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第15まで

出席議員（14名）

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	代表監査委員	角田隆紀君
総務課長	角田輝明君	企画課長	佐藤喜知雄君
地域政策課長	浅見梅雄君	保健福祉課長	橋爪克敏君
町民課長	三枝仁君	税務課長	丸山和政君
農林課長	松井秀之君	建設課長	高橋修君
上下水道課長	土屋利夫君	会計課長兼 会計管理者	荒木博之君
教育課長	角田豊君		

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 係	水出淳
--------	------	-------------	-----

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

本日ここに平成27年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

暑かった夏が過ぎ、ようやく秋らしくなってきました。議員、執行部各位におかれましては、健康等には十分ご留意をいただき、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。

本定例会は、平成26年度の一般会計を初め特別会計並びに事業会計の決算、ほかに条例、平成27年度補正予算などの重要案件が予定されております。十分審議を尽くし、適切かつ妥当な議決が得られますようお願いいたします。

会期も長くなろうかと思えます。町長初め執行部各位におかれましては、一層のご協力をお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 開会に先立ち町長のご挨拶をお願いいたします。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成27年第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、8月24日より各地区で開催いたしました町政懇談会におきましては、延べ48名のご参加をいただき、町政に対する貴重なご意見、ご要望を賜りました。このご意見などをこれからの町政に生かしていきたいと考えております。また、議員各位におかれましては、ご参加いただきまことにありがとうございます。

さて、本定例会では、株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告についてなど、報告関係3件、東吾妻町出産祝金条例の一部を改正する条例についてなど条例関係4件、平成26年

度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてなど決算関係 8 件、平成27年度一般会計補正予算など予算関係 4 件、字区域の変更についてのその他関係 1 件を提案させていただく予定でございます。全てを原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成27年第 3 回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 1 0 時 0 2 分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、11番、金澤敏議員、12番、青柳はるみ議員、13番、須崎幸一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 9 月 16 日までの 13 日間とし、その日

程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は13日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、9月7日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、議員各位には従前より理論的、具体的な通告書作成にご協力をいただいております。今後もより一層皆さんにご協力をいただき、建設的な政策議論に臨んでいただきたいと思います。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合は、通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げます。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（一場明夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただきまして、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

6月26日に開催されました群馬県町村議会議長会主催の新議員研修会について、2番、里見武男議員より報告願います。

2番、里見議員。

(2番 里見武男君 登壇)

○2番(里見武男君) おはようございます。

それでは、議員派遣について報告させていただきます。

4月の町議会議員選挙におきまして、小林議員と私、里見が新人議員として当選いたしました。

6月26日に群馬県市町村会館におきまして、新議員研修会が開催され、小林議員、議会事務局の水出氏、それと私の3名が参加いたしました。県内の町村新人議員52名と議会事務局19名の計71名が受講いたしました。群馬県町村議長会会長の柳沢会長の後に、全国町村議会議長会議事調査部副参事の小西正太氏より、地方議会の制度と運営についてをテーマに講義を受講いたしました。会議規則や委員会条例のポイント等わかりやすく講義を受け、今後の議会活動及び議員活動に反映させたいと思います。

以上、簡単ですが研修会報告といたします。

○議長(一場明夫君) 里見武男議員の報告を終わります。

なお、閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第127条ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたので報告いたします。

7月28日に開催された都市・農村共生シンポジウムについて、9番、山田信行議員より報告願います。

9番、山田議員。

(9番 山田信行君 登壇)

○9番(山田信行君) それでは、報告をさせていただきます。

平成27年7月28日に開催されました、都市・農村共生社会創造シンポジウムin群馬に参加いたしました。

タイトルは、田園回帰を確かなものにするためにということで、群馬県市町村会館で行われ、当町からは、町長、副町長、正副議長、企画課長、農林課長、6名にて参加いたしました。

内容は、基調講演、地方創生とは何か、田園回帰の関係を考える。講師は、明治大学農学部教授小田切徳美氏でありました。内容は、農村は厳しい現状に置かれつつも、田園回帰の動きが見られる。また、農村の新たな可能性を求めるものとするというようなお話でございました。

情勢説明では、ふるさと回帰支援センター副事務局長、嵩和雄氏が地域おこし協力隊、移

住・定住・永住などの内容でありました。また、その後、シンポジウムが行われ、両先生を初め、3名の男女がパネルディスカッションの中で地方移住の現状と課題。また、移住等のお話をしていただきました。そんな中で、地域がしっかりと世代を超えてまとまり、何かをしようとする事、また共通の意識を持って行うことが大事というような感想でありました。

特に印象に残った話では、地域に定住される方に対して、地域の方々が余りにもいろいろ求め過ぎるのではないかと。ゆっくりと地域になじんでいきたいとのお話でありました。

以上、報告を終わります。

○議長（一場明夫君） 山田信行議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（一場明夫君） 日程第5、報告第1号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告について提案理由の説明を申し上げます。

株式会社岩櫃ふれあい公社は、町が資本金の50％に当たる500万円を出資し、平成6年3月に設立をした法人でございます。

友好都市である東京都杉並区より敷地及び施設を使用貸借してのホテル経営へと移行後、平成26年度は、その13期目となりました。

平成26年度の集客実績は、宿泊客が1万3,252人、日帰り利用客が1,757人であり、利用者合計は前年度を491人上回りましたが、これはグラウンドゴルフの県外営業や杉並区とコニファー岩櫃直通無料バス運行などの集客対策効果によるもの大きいと考えます。

事業収支関係において、売上高は1億4,878万7,557円、販売費及び一般管理費については1億2,515万8,768円となり、営業損失は前年比で約1,100万円減になりましたが、厳しい状況でございました。

また、東京電力による原子力損害に係る観光業者の損害賠償金の請求を引き続き行い、1,210万2,698円が平成26年度中に支払われ、特別利益として計上いたしました。群馬県内の観光事業は原発事故前の状況に回復しているという判断が示されたことから、賠償金請求について、厳しい状況にありました。

以上の結果、平成26年度の純利益は228万5,291円となりますが、当期末をもって会社を解散する決定をしたことから、その結了に向けた手続を関係者とあわせて進め、当期末の自己資本は1,643万3,714円とし、杉並区への管理監督費の支払いを含め、残余財産の清算に引き継ぐこととなります。

なお、岩櫃ふれあい公社が解散となることから、杉並区との連絡調整を密にし、平成27年度から新運営事業者を杉並区は公募により神奈川県内の民間会社に決定し、円満な引き継ぎのもと、大きな混乱もなく、本年4月から施設はリニューアル営業となりました。

議会を初め、町民の皆様におかれましては、ユニファー岩櫃の引き続きのご利用とご支援を賜りますことをお願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了しました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（一場明夫君） 日程第6、報告第2号 健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第2号 健全化判断比率の報告について、説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から健全化判断比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し、公表しております。

今回ご報告いたします健全化判断比率につきましては、平成26年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、ともに黒字となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度と比較すると0.5ポイント改善され、3カ年平均で12.8%となりました。比率が改善された要因といたしましては、平成23年度に比較して基準財政需要額算入公債費比率等の額が9,000万円ふえたことが主な要因となっております。

将来負担比率につきましては、畜産基地建設事業債務負担行為の債務残高の減、公営企業会計繰出金の減、退職手当負担見込み額の減により8.6ポイント改善し、84.6%となりました。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する水準ではございません。引き続き町債の発行に際しましては、交付税措置のある優位なものに限り、公債費や起債残高をきちんと見据えながら行うこととし、事務事業評価を行う中から無駄な歳出を抑え、財政調整基金の積み立てを行い、財政の健全化に努めてまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了しました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（一場明夫君） 日程第7、報告第3号 資金不足比率の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第3号 資金不足比率の報告について、説明申し上げます。

先ほどの健全化判断比率の報告と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規

定によりまして、平成19年度決算から資金不足比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し、公表しております。

該当する公営企業会計につきましては、水道事業会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計の3会計でございます。いずれの会計におきましても、資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率としては該当ありません。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了しました。

◎認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第8、認定第1号 平成26年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第1号 平成26年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は90億9,474万622円、歳出総額は85億1,722万6,519円で、歳入歳出差引額の形式収支で5億7,751万4,103円の黒字となりました。そのうち繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源が1億3,570万5,000円ありますので、実質収支額は4億4,180万9,103円の黒字となっております。

最初に、歳入の決算額ですが前年度と比較して1.2%の減、額にしまして1億987万7,785円の減額となっております。

歳入の主なものでございますが、町税全体では19億4,367万9,428円となり、2年連続の増加となりました。また、地方交付税は地方財政対策等により31億5,250万2,000円で対前

年度比３％の減となりました。町債は統合中学校施設整備事業に対する合併特例債を昨年度に引き続き発行いたしました。給食センター建設事業の減により、全体では18.4％、金額で２億3,090万円の減額となりました。

続きまして、歳出決算額ですが、前年度と比較して2.2％、額にいたしまして１億9,263万4,600円の減額となっております。

主な事業といたしましては、総務費では、前年度と比較して1.2％、額にして５億393万8,188円の減額となっております。

民生費におきましては、平成26年度４月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得が低い方々及び子育て世帯に対して制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として国が実施する臨時福祉給付金事業と子育て世帯臨時特別給付金事業の皆増により、対前年度5.1％、額にして8,137万9,884円の増加となりました。

衛生費では、昨年度に引き続き原町赤十字病院運営費助成金として、特別交付税の対象分を吾妻東部３町村で助成しております。

農林水産業費では、農林業の振興と経営の安定を図るため、各種の制度事業を積極的に導入し、基盤整備事業や土地改良事業を継続して実施いたしました。特に、ハッ場ダム関連事業といたしまして実施しております地域自主戦略交付金事業は、昨年度事業費より大きく増加しております。

土木費におきましては、国庫補助事業、県単補助事業、町単独事業として、道路改良事業、舗装道新設事業、道路維持工事を実施いたしました。

消防費では、町民の生命、身体、財産を守るため、消防防災施設の整備と装備の充実を図り、火災予防運動として春、秋の火災シーズンには火防巡視を実施し、予防消防の徹底を図りました。老朽化した消防自動車の更新につきましては、第４分団第３部に消防ポンプ自動車、第５分団第２部に小型ポンプ積載車を配備いたしました。

教育費では、すぐれた知力・豊かな人間性及びたくましい心身を備えて、国際社会に生きる日本人を育成することを目指して、教育行政を推進してまいりました。学校教育では、地域に信頼される学校づくりに取り組み、教育環境の整備を図り、子供たちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を進めてまいりました。平成26年度の主な事業といたしまして、統合中学校施設整備事業等を実施しております。

依然厳しい地方財政の現状を踏まえて、国・県の動向を的確に把握し、堅実な財政確保に努め、健全な財政運用を目指してまいりました。今後も財源の確保と運用に心がけてまいり

たいと思います。

以上が決算の概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれの課長から説明をさせていただきますので、十分ご審議をいただきまして、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（丸山和政君） お世話になります。

事項別明細書により、1款町税について説明をさせていただきます。ことし4月の組織機構の見直しによりまして、収納部分が会計課となりましたが、関連がございますので、私のほうから説明させていただきます。

決算書9ページ、10ページをごらんください。

町税の予算総額は19億2,032万7,000円、調定額は20億2,286万7,444円となり、収入済額につきましては19億4,367万9,428円で、前年度の収入額と比較しますと約680万円の増加でございます。収納率につきましては全体で96.09%、現年度課税分99.11%、滞納繰越分18.13%でございます。

不納欠損額につきましては628万630円で、前年度より9万3,142円少なくなっております。不納欠損の中で、地方税法第15条の7に規定される滞納処分を停止したものにつきましては、61.8%でございます。

収入未済額につきましては7,290万7,386円で、前年度より約295万3,000円ほど減少しております。

続きまして、税目別でございますが、1項町民税、収入済額が7億4,579万7,399円でございます。1目の個人町民税収入済額5億5,847万8,699円でございます。1節の現年課税分と2節滞納繰越分の合計でございます。収納率では95.42%、前年度比で約1,035万円ほど減少しております。2目の法人町民税につきましては、収入済額1億8,731万8,700円でございます。収納率で99.22%、前年度比で約2,584万円ほど増加しております。

2項固定資産税では、収入済額10億4,724万4,155円でございます。1目の固定資産税につきましては、収入済額10億2,106万1,355円で、収納率95.43%、前年度比で約4,000万円ほど減少しております。2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、収入済額2,618万2,800円は、関東財務局を初め5団体からの納付金でございます。昨年度より約163万円ほど増額となっております。

3項1目の軽自動車税につきましては、収入済額4,633万9,300円でございます。収納率

で95.81%、昨年度より約59万2,000円ほどの増額となっております。

4項1目の町たばこ税でございます。収入済額9,886万174円でございます。昨年度より約650万円ほど減少しております。

5項1目の入湯税につきましては、収入済額543万8,400円でございます。昨年度より約42万円ほど減少しております。

以上が1款町税の歳入決算でございます。詳細につきましては、施策の実績61ページから63ページまでに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、町税以外の歳入につきまして説明をさせていただきたいと思います。

その前に、皆様のお手元に昨年までと同様に決算額をまとめた資料をお配りさせていただいております。簡単に説明させていただきます。

最初に、1ページでございますが、款別決算書の対前年度比較ということでございます。

2ページですけれども、款別の歳入歳出に対する執行率の一覧となっております。

3ページでございますが、一般会計から水道事業会計までの各会計ごとの3年間における収入、支出の決算額の一覧ということでございます。

4ページでございますが、特別会計まで含めた全会計3年間の歳出の決算を性質別で合計した一覧をつけております。

最後に5ページでございますけれども、地方債の残高の推移で平成21年度から平成26年度までの一覧を資料としてつけさせていただきました。

以上が資料でございますけれども、今後の審査の中で参考にいただければというふうに思います。

それでは、決算書につきまして、説明させていただきます。

先ほどの9から10ページの一番下になりますけれども、2款の地方譲与税から13、14ページの9款地方特例交付金までは一定の基準によって譲与または交付される性質のものでございます。

10款の地方交付税でございますが31億5,250万2,000円で、前年度と比べ9,783万9,000円、率にして3%の減額となっております。

次の11款の交通安全対策特別交付金でございますが、道路交通法の違反の反則金を財源と

して交付されるものでございます。ここまでは使途が限定をされずにどのような経費にも充当ができるという一般財源ということでございます。

続きまして、これからは各課の関係もでございますけれども、歳入につきましては、企画のほうで説明させていただきます。

12款の分担金及び負担金ですが、収入済額は合計で1億2,720万9,525円でございます、基本的には受益者が負担する性格のものでございます。

15から16ページの13款使用料及び手数料ですが、収入済額が合計で1億2,742万2,764円で、収入未済額が291万6,020円出ております。内容的には備考欄をごらんいただければというふうに思います。

17から18ページ最下段の14款国庫支出金でございますが、これはその目的や性格によって負担金、補助金、委託金の3つに分類されております。収入済額合計で5億5,059万280円でございます。収入内容は事業も多岐にわたっておりますので、備考欄をごらんいただければありがたいというふうに思います。

21から22ページの15款県支出金でございますが、国庫支出金と同様に負担金、補助金、委託金の3つに分類されておまして、収入済額合計で6億1,789万2,328円でございます。こちらにつきましても、収入の内訳につきましては、備考欄をごらんいただければというふうに思います。

27、28ページの16款財産収入でございますが、収入済額合計で4,275万2,797円でございます、公有財産、物品、債権及び基金を貸し付け、あるいは交換または売り払い等によって生じた収入が記載されております。

次の29ページから30ページの17款寄附金でございますが、収入済額合計で2,264万3,533円です。前年に比べまして1,005万3,533円の増でございます。これは駅北土地区画整理組合の清算寄附金2,229万8,349円が要因となっております。

18款の繰入金でございますが、収入済合計額3億4,447万3,993円で1億8,060万4,829円の増でございます。これは地域の元気臨時交付金基金からの繰入金2億1,149万3,735円が要因となっております。

31から32ページの19款繰越金ですが、4億9,475万7,288円でございます。

20款の諸収入でございますが、これまで報告してきました区分以外の収入ということでございます。収入済額合計で3億341万1,506円で、収入未済が1,466万6,508円でございます。

4項の雑入において、学校給食費の収入未済360万8,390円。次のページになりますが、

4目指定管理者等雑入でございますが、国民宿舎榛名吾妻荘の指定管理者からの施設使用料納付金1,077万9,000円が収入未済となっております。

37、38ページから最後まで町債でございます。収入済合計額で10億2,270万円、前年度2億3,090万円の減でございます。

以上、歳入合計は調定額91億9,151万1,838円、収入済額90億9,474万622円、不納欠損額628万630円、収入未済額9,049万586円でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

歳出につきましては、各担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、歳出について説明させていただきます。

40ページをごらんください。

1款議会費でございますが、人件費及び経常的な経費でございます。主なものといたしまして、13節委託料でございますが、会議録調製印刷製本業務委託料及び委員会等会議録反訳業務委託料等で316万4,931円の支出済額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、支出済額は4億9,691万4,035円ございました。備考欄をごらんください。職員人件費といたしまして、総務課、企画課、税務会計課の会計部門、町民課の衛生部門の職員41名分の人件費でございます。

42ページをお願いいたします。

一般管理事務費は主なものといたしまして、臨時職員の社会保険料200万5,083円、社会参加費を含めた交際費150万3,912円、郵便料710万9,565円、総合賠償補償保険料133万8,588円、例規集データベース委託料246万1,968円でございます。

次の、人事管理費は職員健康診断委託料等でございます。

続きまして、2目行政振興費でございますが、支出済額は1,983万9,046円でございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、住民センターへの補助金等でございます。住民センター増改築事業補助金は7地区へ122万円、魅力あるコミュニティ助成事業補助金といたしまして、松下集会所新築工事補助金500万円、地域振興事業補助金といたしましてはアザミの会等1地区へ21万4,000円の補助でございます。住民センター用地土地賃貸料補助金につ

きましては、38地区で125万7,870円でした。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、3目の財政管理費でございます。支出済額が297万6,225円でございます。これにつきましては、財務会計等システムレンタル料が主でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 会計課長。

○会計課長（荒木博之君） 続きまして、4目会計管理費でございます。

予算現額は671万1,000円、支出済額は440万5,584円、不用額230万5,416円でございます。会計管理費は、会計管理事業と事務用品管理事業に分かれておりますが、ともに経常的経費でございます。事務用品管理事業につきましては、本庁舎内に備えてあります各種消耗品及び文書管理システム用品の購入費でございます。

12節の役務費につきましては、口座振替等手数料でございますが、口座振替のほか、ゆうちょ銀行振替手数料やコンビニ収納手数料も含まれております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、5目財産管理費でございますが、支出済額は3,594万2,596円でございます。備考欄をごらんいただきたいと思います。庁舎管理事業の主なものは電気料427万3,607円、庁舎等修繕料130万6,566円。

次のページになりますが、庁舎駐車場用地の借上料331万474円でございます。

次の庁用車管理事業とその次にあります町有バス運行事業は、庁用車16台及び町有バス2台の管理に要する経費でございます。

次の、その他財産管理事業でございますが、主なものは須賀尾地内用地測量委託料244万800円、廻り目境界復元業務委託料は繰り越し事業でございますが189万円、職員駐車場借上料281万7,701円でございます。なお、職員駐車場借上料の財源といたしまして、職員駐車場使用料の307万500円を充当しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 6目公平委員会費でございます。支出済額が7万2,446円でございます。これにつきましては、報酬及び費用弁償でございますので、よろしくお願いいたします。

します。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、7目固定資産評価審査委員会費でございますが、支出済額は2万5,980円で、委員報酬3名分及び費用弁償でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 8目の財政調整基金費でございますが、支出済額5,140万円を基金に積み立ていたしました。現在の基金の積立額でございますが、197ページに記載しております18億3,305万1,726円でございますので、後ほどお目通し願えればというふうに思います。

続きまして、9目の企画費でございます。支出済額2億4,023万4,918円、不用額490万6,082円でございます。

15節工事請負費において予定しておりました萩生・川西地区の区画整理に伴う、光ケーブルの移設工事の未施工に伴う255万4,000円が未執行となっております、これが不用額の要因となっております。

13節の委託料の支出済額1,500万7,680円でございますが、備考欄記載の光ケーブルに関する保守業務委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料の支出済額596万455円でございますが、備考欄中ほどに光ケーブルの関係が記載されておりますが、N T T及び東京電力所有の電柱をお借りしまして光ケーブルを添架しているための使用料が主となっております。

19節の負担金、補助及び交付金の支出済額1,583万4,284円でございますが、これは吾妻広域に対する負担金が主でございます。

25節の積立金でございますが、支出済額2億111万9,116円でございますが、昨年に引き続きまして、合併市町村振興基金積立金が主となっております。

10目の運輸対策費でございますが、支出済額が3,835万201円でございます。備考欄をごらんいただきたいと思いますけれども、路線バス運行対策事業としては、乗り合いバス運営費補助金の3,734万7,864円がそのほとんどを占めております。

これは、湯中子線、大戸線、坂上地区と旧倉渕村権田を走っている権田線、原町駅と天狗の湯を巡回する循環線に対する補助金ということでございます。この内訳でございますけれども、町が約3,278万円、群馬県が約330万円、高崎市からの負担金が約128万円、それが財

源となっております。県補助金につきましては24ページ、高崎市からの負担金は36ページの備考欄にそれぞれ記載されておりますので、後ほどお目通しいただければというふうに思います。

鉄道対策事業につきましては、支出済額83万4,029円で、町内4駅に設置されているトイレに係る経費となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 50ページをお願いいたします。

11目支所費でございますが、支出済額は7,742万4,029円でございます。この目では東支所管理事業及び改善センター管理事業に伴う経費でございます。

主なものは、28節の繰出金でございますが、地域開発事業特別会計への繰出金5,593万6,000円でございます。

続きまして、12目簡易郵便局費でございますが、支出済額は518万3,766円でございます。この目では、植栗、厚田、本宿の3簡易郵便局の一般的な経常経費でございますので、よろしくお願いいたします。

51ページをお願いいたします。

13目交通対策費でございますが、支出済額は969万4,731円でございます。この目は交通安全対策に伴う経費でございます。

主なものは、交通指導員17名分の報酬、出動旅費と、道路反射鏡及び区画線設置工事費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 14目の電算業務費ですが、支出済額8,981万506円でございます。電算業務に係るシステム保守点検、マイナンバーシステム構築、Wi-Fi整備業務委託や情報漏えい対策、回線使用料、ソフトウェア使用料、機器のリースが主となっております。

事業内容の精査の不十分によりまして、3,247万4,494円の不用額が生じております。まことに申しわけございません。

15目の開発費でございますが、支出済額20万1,286円でございます。これにつきましては、企画課管理の庁有車に係る経費が主でございます。

16目広報広聴活動費でございますが、支出済額が480万2,536円でございます。毎月発行しております広報とお知らせカレンダーの経費が主でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 53ページ、54ページの後半からごらんください。

17目地域活性化対策費の支出総額は4,476万5,501円でございます。このうち、地域活性化事業は284万6,178円でございます。

次のページをごらんください。

主な支出内容についてご説明申し上げます。東吾妻町のマスコットキャラクター「水仙ちゃん」の選定にかかわる費用や2体の着ぐるみ作成料98万2,800円でございます。そのほか、東洋大学連携事業や上州岩櫃連、岩櫃山周辺開発対策委員会、上州岩櫃太鼓保存会などの地域活性化団体への運営費補助金が主なものでございます。

次に、地域おこし協力隊事業は278万781円で、主なものは地域おこし協力隊の賃金などでございます。次に、萩生地区活性化事業は3,913万8,542円で、主なものは拠点施設としてトイレの新築工事の費用でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 18目の交流事業推進費でございますが、支出済額67万7,975円でございます。これは主に杉並区を中心とした交流事業に係る経費が主なものとなっております。

次の19目山村振興対策費でございまして、支出済額5万4,100円ですが、これは上部団体への会費及び会費負担金でございまして、昨年と同額でございます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 20目の諸費でございますが、支出済額は1,023万2,704円でございます。この目では他の項目になじまない費用をこの諸費にのせてございます。備考欄をごらんください。

諸費の主なものは、法律顧問委託料、弁護士委託料、烏帽子山植林組合負担金等でございます。

次の防犯事業は、LED防犯灯1,821灯のリース料と新設32灯、移設15灯、器具交換5灯の工事費が主なものでございます。

その次でございます。自衛隊事業の主なものは、自衛隊父兄会事業補助金でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 次の21目まち・ひと・しごと創生費でございますが、これにつきましては、繰越明許費によりまして全額翌年度に繰り越しでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前10時59分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、説明を願います。

議員各位から、少し説明が速過ぎて、メモがとりづらいという声と、ページ数等をやっぱり明確に言ってほしいという声がありますので、その辺を配慮しながら説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（丸山和政君） お世話になります。

59、60ページをお願いいたします。

2項徴税費では、支出済額1億955万6,720円、不用額が1,124万6,280円でございます。

1目の税務総務費は予算額6,844万3,000円、支出済額6,843万2,087円、不用額1万913円で、一般職員の10名分の人件費でございます。

2目賦課徴収費、支出済額4,112万4,633円、不用額1,123万5,367円でございます。備考欄をごらんください。

賦課徴収費1,536万5,476円は賦課徴収全般に係る経費でございます。主な支出は国税連携対応機能保守業務委託料25万9,200円、e L T A Xシステム改修業務委託料48万6,000円、

税務情報マスター基本ソフト等レンタル料462万9,960円、地方電子申告支援サービス業務ソフトレンタル料245万5,920円、コンビニ収納システムソフトレンタル料162万円。

62ページをお願いします。

還付金及び還付加算金456万2,134円など経常経費でございます。

続きまして、住民税、支出済額349万5,274円は、主に町民税及び軽自動車税の賦課徴収に要する経費でございます。主なものは、納付書、帳票、封筒等の印刷製本費150万4,216円、住民税電算処理業務委託料194万6,410円などでございます。

続きまして、資産税、支出済額2,076万7,673円につきましては、主に固定資産税の賦課徴収に要する経費でございます。主なものは、納付書、帳票等の印刷製本173万9,941円、資産税電算処理業務委託料604万705円、課税客体調査及びシステム更新業務委託料989万2,800円、平成27年度評価がえに伴います評価がえ機能ソフトレンタル料122万4,000円、固定資産情報管理システムリース料79万3,800円など経常経費でございます。

続きまして、収税の支出済額149万6,210円につきましては、主に会計課所管の収納事務に要する経費でございます。主なものは、帳票印刷費など印刷製本35万4,196円、収税電算業務委託料106万2,057円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費です。支出済額5,531万7,152円。備考欄をごらんください。職員人件費として4,224万1,170円、職員5名分の人件費でございます。次の戸籍ですが491万9,992円、主なものとしましては戸籍情報総合システム保守料と電子戸籍のハードウェア、ソフトウェアのリース料でございます。

次に、住民基本台帳費ですが510万2,310円、次のページをごらんください。住民マスター更新料と、住民情報基本ソフトレンタル料が主なものでございます。

次の住基ネット・公的個人認証費についてですが、これについても主に機器に係る保守料やリース料等でございます。

人権擁護委員に関する費用につきましては41万7,424円で、人権講座等に係る講師謝金ほか、経常的な経費でございます。

旅券発行事務事業に関しては、端末機の保守料等でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、4項選挙費、1目選挙管理委員会費でございますが、支出済額は144万4,017円でございます。選挙管理委員会の経常的な運営費でございます。

2目選挙啓発費でございますが、支出済額は13万3,780円でございます。この目では選挙啓発のための費用でございます。啓発ポスターコンクール等の表彰記念品代等でございます。

3目東吾妻町長選挙費でございますが、支出済額は854万4,998円でございます。選挙立会人、職員手当等が主なものでございます。

66ページをお願いいたします。

4目群馬県議会議員選挙費、5目東吾妻町議会議員補欠選挙費、6目衆議院議員選挙費につきましても、それぞれの選挙の投開票に係る経費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 67、68ページをお願いいたします。

5項の統計調査費、1目統計調査総務費でございますが、支出済額10万9,669円でございます。雇用確保対策事業に係る経費が主となっております。

次の2目の統計調査費でございますが、支出済額481万9,022円でございます。各種調査に係る調査員報酬や消耗品等の経費でございますが、平成26年度におきましては、商業統計、経済センサス基礎調査、農林業センサス、全国消費実態調査が行われたことによりまして、前年度と比べて増額となっております。

次のページ、70ページをお願いいたします。

6項の監査委員費でございますが、支出済額57万1,248円でございます。委員報酬が主でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） 続きまして、7項ダム対策費でございます。

1目ダム対策総務費は、支出総額1億6,552万9,136円です。繰越明許費1,692万1,000円は、吾妻渓谷自然公園整備事業として猿橋の設計監理業務委託費及び左岸側橋台工事費でございます。

備考欄をごらんください。

ダム対策総務費は、支出済額3,851万7,165円、5名の職員人件費、庁用車の管理経費、負担金、積立金は松谷・六合村線道路改良事業の下流都県負担分で起債償還に充てるための

積立金でございます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 70ページの後段からごらんいただきたいと思います。

天狗の湯管理運営事業でございますが、支出済額2,285万8,695円で、4月から9月までの町営時代における管理人13名の賃金や、続くページ72ページになりますが、施設の光熱水費、設備修繕、保守点検、清掃等の管理運営費、工事費におきましては、源泉ポンプの交換工事としまして394万2,000円。また、町営時代に発行した定期券や回数券を10月以降の使用実績に応じて指定管理者に支払われた精算金が主なものでございます。

ふれあい公園管理事業につきまして、支出済額は7,556万6,422円で、4月から9月までの町営期間における管理人4名の賃金や、管理経費のほか、道の駅オープン式典にかかわる費用。

74ページをお願いします。

備考欄中ほどになりますが、ふれあい公園の指定管理業務委託料1,100万円、道の駅開業に向けた情報提供設備としてデジタルサイネージ設置業務委託料の1,613万7,360円を初め、工事費は道の駅の看板設置工事、電気自動車の急速充電器設置工事、大型駐車場の増設を含む公園整備工事が主なものでございます。

また、備品費は便益施設における厨房備品の購入、事務備品の購入、売店のPOSシステムの導入費が主な内容でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） 次に、溪谷自然公園事業ですが、支出済額2,858万6,854円、溪谷パーキング、十二沢パーキングの建物等の管理経費及び溪谷自然公園整備の猿橋設計委託、十二沢パーキング手前の町道4009号線歩道設計委託、JR廃線敷利活用業務委託及び吾妻川の左岸側の猿橋橋台工事の前払い金でございます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、2款8項事業費でございます。支出総額は7,995万5,158円でございます。

初めに、岩櫃ふれあいの郷総務費でございますが、支出済額は7,099万2,875円ござい

ます。

主な支出内容についてご説明いたします。

2節の給料から7節賃金までは、職員5名、臨時職員5名にかかわる人件費でございます。

次のページ、75、76ページをごらんください。

11節需用費814万7,110円は、灯油代、電気料などのほか、照明器具などの修繕料でございます。

12節役務費52万9,513円は、電話料、建物共済分担金等でございます。

13節委託料384万3,623円につきましては、空調設備保守点検委託料やエレベーターなどの各種保守点検委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の142万8,085円につきましては、岩櫃ふれあいの郷用地の借り上げ料と、各種リース料、下水道使用料などでございます。

15節の工事請負費の669万6,000円につきましては、急速充電器の設置工事、健康増進更衣室のエアコン新設工事でございます。

次に、2目福祉センター管理費でございますが、支出済額7万7,976円で、支出内容につきましては、カーテン等の修繕でございます。

3目コンベンションホール管理費でございますが、支出済額23万8,547円でございます。

8節報償費の40万円は自主事業の謝礼でございます。

また、需用費の41万7,381円は、運営費にかかわる消耗品。

次のページ、77ページ、78ページをごらんください。

チラシ印刷や舞台等の修繕料でございます。13節の委託料105万1,048円でございますが、つり物や可動椅子の保守点検、スポットの清掃や映画の自主事業の映画上映委託料等でございます。

14節使用料及び賃借料25万4,118円は、館内マット等のリース料でございます。

次に、4目健康増進センター管理費でございますが、支出済額165万5,555円でございます。

8節報償費42万円でございますが、これは自主事業として実施いたしましたヨガ教室24回分やノルディック教室の12回分の講師の謝金でございます。

11節需用費19万9,412円につきましては、消耗品のほか、自主事業のチラシ印刷、トレーニング機器等の修繕料でございます。

13節の委託料24万3,000円はトレーニング機器保守点検委託料でございます。

18節の備品購入費79万1,208円につきましては、運動器具の購入費でございます。

次に、5目国民宿舍管理費でございますが、支出済額499万205円でございます。

主な支出は、11節の需用費57万6,571円は電気料などでございます。

12節の役務費40万2,364円は、建物共済費などでございます。

14節使用料及び賃借料113万5,230円は、国有林の土地使用料やリース料などでございます。

15節工事請負費270万4,320円は、スチームコンベクション設置工事や、施設設備、給水配管等の修繕工事でございます。

続きまして、2款9項温泉事業の説明をいたします。温泉事業費は、支出総額1億3,391万2,592円でございます。

1目桔梗館でございますが、支出総額は1,044万167円でございます。主な支出内容でございますが、13節の委託料は指定管理料761万1,428円が主なものでございます。

次のページ79、80ページをごらんください。

15節の工事請負費241万2,720円は、ろ過ポンプ交換工事、といの修繕、浄化槽ブロワー交換工事が主なものでございます。

次に、2目温泉センター管理費でございますが、支出総額7,987万9,469円でございます。

2節の給料から7節賃金までは、職員2名、臨時職員4名分の人件費でございます。

11節の需用費は、灯油代が1,119万9,263円、電気料1,562万3,271円、水道料248万8,041円、そのほか各施設の修繕費が主なものでございます。

12節役務費は、電話料、広告料や建物共済分担金などが主なものでございます。

13節委託料は、次のページをごらんいただきたいと思います。81、82ページをお願いします。備考欄上段でございますが、空気調和設備やエレベーター等の保守点検業務委託料、シルバー人材センターにお願いしています浴室・脱衣所清掃業務委託料としまして、217万1,059円などが主なものでございます。

14節使用料及び賃借料は用地借り上げ料60万2,943円や下水道使用料463万1,125円などが主なものでございます。

15節工事請負費は源泉ろ過機材の交換工事59万9,400円、温泉引湯管洗浄工事46万8,720円、揚湯用ポンプ入れかえ工事270万円が主なものでございます。

次に、3目温泉センター食堂費でございますが、支出済額4,359万2,956円でございます。

2節の給料から7節の賃金までは、職員1名分と臨時職員9名分の人件費でございます。

11節需用費につきましては、ガス代264万7,304円のほか、厨房機器等の修繕料が主なものでございます。

16節原材料費につきましては、レストラン食事原材料費863万1,568円、飲み物等184万9,143円、売店品の原材料費498万8,675円などが主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） それでは、3款の民生費に移ります。

民生費全体では、対前年度比5.1%増となりました。新規事業としまして、臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業などがございますが、老人福祉費では、補助金の減や繰出金が皆減となっております。その他は例年どおりでございます。

それでは、備考欄の事業ごとの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

83ページをお願いします。

まず最初に、1項1目の社会福祉総務費、支出済額1億6,088万1,783円です。社会福祉事業として1億1,720万3,324円です。民生児童委員報酬261万5,000円は定数52名分、次の保護司報償費は年度途中での交代がございましたので、11名分となっております。補助金につきましては、社会福祉協議会への補助金が前年度より37万1,000円ふえて、3,804万9,000円となりました。

次に、臨時福祉給付金事業4,367万8,459円です。消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への影響を緩和するため、暫定的、臨時的な措置として今年度実施し、支給対象者2,979人に4,031万5,000円を支給しました。

続いて、2目の障害福祉費です。障害者総合支援費事業で3億782万2,484円です。市町村は障害者総合支援法に基づき、障害の種別にかかわらず障害者が必要とするサービスを利用できるよう一元的にサービスを提供しなければならず、それらに要した経費でございます。前年度比3.9%増となりました。

ひがしあがつま地域活動支援センター指定管理料1,174万2,485円ですが、指定先は社会福祉法人オリジンの村、指定管理料は吾妻東部3町村で負担しております。利用者10名中4名が本町の若者でございます。

86ページの9段目、難聴児補聴器購入支援事業補助金7万300円は新規でございます。

次の障害福祉サービス給付費から2つ下の療養介護医療給付費までを合わせた障害福祉サ

ービス給付費は前年度とほぼ同額の2億7,403万5,729円となりました。利用者は、介護保険同様に1割負担ですが、その世帯の所得に応じた負担上限月額が設けられています。

その他、自立支援医療や補装具交付費、日常生活用具給付費など、ごらんのとおりでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、障害福祉事業893万6,123円です。この事業は障害児者総合支援事業に基づかない事業に対する経費で、腎臓機能障害者通院交通費補助金は13名が、その下の特定疾患等患者見舞金は85名が該当となりました。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 同じく3目国民年金費です。支出済額50万1,564円、国民年金事業に係る電算処理業務委託料ほか、経常的経費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 4目の老人福祉費、支出済額2億6,514万8,558円です。今年度は介護緊急基盤整備事業などの補助金や特別養護老人ホームいわびつ荘の運営を指定管理者に移管したこと等に伴う繰出金が皆減となりましたので、大幅な減額となりました。

まず、老人福祉事業2億4,005万8,311円です。

88ページをお開きください。88ページの敬老祝い金は80歳、85歳、90歳、95歳到達者505名に、慶祝祝い金は100歳到達者4名に贈呈いたしました。

老人保護措置委託料1,598万1,461円は吾妻養護老人ホーム等へ10名の高齢者を措置しております、その委託料でございます。

下に吾妻養護老人ホーム負担金1,048万1,000円とありますが、本施設は吾妻広域で運営しております、その運営費負担金です。

その下の敬老会事業実施補助金は、地区で行う敬老事業に対して70歳以上1人1,000円を上限に補助しており、32団体3,002名となりました。

老人クラブ補助金は、会員数30名以上の23単位クラブと町の老人クラブ連合会へ県の補助基準額相当を助成しております。

なお、先ほど説明させていただきましたが、補助金の減や繰出金が皆減となっておりますが、その他は例年どおりでございます。

次に、地域包括支援センター事業2,509万247円です。これは保健センター内にある地域包括支援センターの運営経費でございます。なお、社会福祉士につきましては、町社協の協

力により派遣していただいております、その経費が下段の地域包括支援センター職員派遣負担金406万7,000円でございます。

続きまして、5目の福祉医療費で福祉医療事業1億3,547万6,151円です。福祉医療は保険診療の自己負担分を公費で賄う制度で、対象は中学3年生以下の子供全員と、母子、父子等及び重度障害者でございます。子ども医療費は4.9%増となりましたが、重度心身障害者分が12.2%増と大きく増加し、医療費全体では6.4%増の1億3,308万8,042円となりました。この福祉医療費の財源ですが、2分の1は県費補助で、残りのうち6,000万円は過疎債を充ていたしました。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 同じく6目国民健康保険費です。支出済額1億3,154万1,966円です。職員4名分の人件費と28節の国保特別会計への繰出金として1億599万8,886円でございます。この繰出金につきましては、国保特別会計で説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 89ページをお願いします。

7目の社会福祉施設管理費で103万8,032円です。主なものは、太田忠霊塔敷地内展望台の修繕等でございます。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 同じく8目後期高齢者医療費です。支出済額2億6,397万917円。療養給付費負担金として広域連合への納付金が2億34万6,998円と28節の繰出金としまして特別会計へ6,362万3,919円保険基盤安定分と事務費分でございます。

以上です。

すみません。続きまして9目がありまして、老人医療費につきましては、支出がございませんでした。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、2項1目の児童措置費、支出済額1億9,785万3,312円です。

まず、子育て支援費1億8,142万7,073円です。最初の子ども・子育て会議委員報酬30万8,000円は、子ども・子育て会議を4回開催しましたので、その委員報酬です。児童手当は

1億7,636万円で、その約85%は国・県負担金で歳入となります。出産祝金120万円は、第3子以降の出産に対する祝金で1人10万円です。

次の子育てひろば91万2,968円は、福祉センター内にある子育てにこにこひろばの運営経費でございます。週4日利用でき、1日平均29人の親子に利用されました。

続きまして、子育て世帯臨時特例給付金事業1,551万3,271円は新規事業でございます。消費税の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯への消費の下支えを図る観点から臨時的な給付措置として実施し、支給対象児1,399人に1,399万円を支給いたしました。

91ページをお願いします。

2目の保育所費で、保育所運営事業1億9,311万82円です。これは4つの保育所運営費です。3月1日の園児数は156名、保育料収入は一時保育料を含め2,554万3,060円で、運営費の13.2%となっております。この運営事業費の85.4%は人件費となります。また、運営費には、電源立地地域対策交付金2,240万円を充当しております。主なものは、備品の購入や施設改修など、経常的な経費でございますので、よろしくお願いいたします。

続いて、93ページをお願いします。

3目の学童保育費です。学童保育事業1,797万6,830円ですが、町内3つの学童保育所の運営経費と、坂上地区に学童保育所を開設するための整備を行いました。

以上が3款の民生費で保健福祉課が担当した決算でございます。

事業概要につきましては、施策の実績18ページ以降に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、3項1目災害救助費でございますが、支出済額308万1,443円でございます。災害弔慰金支給事務負担金及び罹災救助資金積立金、それと繰り越し事業ではございますが、昨年2月の大雪による152件分の車庫等の被害見舞金でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） それでは、4款の衛生費に移ります。

今年度の新規事業は、子供の定期接種に水痘が加わるとともに、大人の定期接種に成人用肺炎球菌が加わりました。また、任意接種のインフルエンザについて補助対象を生後6カ月

から18歳までと妊婦に拡大し、あわせて補助単価上限を2,800円に見直しを行いました。その他は例年どおりでございます。

まず、1項1目の保健衛生総務費、支出済額1億4,132万9,708円です。保健総務費は1億2,069万9,708円となりました。

96ページをお願いしたいと思います。

ここでは、保健センター職員の人件費並びに負担金や補助金などがございます。日赤病院に対する補助金は、下のほうにあるんですけども、原町赤十字病院運営費助成金等3つを合わせまして3,879万8,000円となりました。

次の国民健康保険特別会計施設勘定繰出金2,063万円は、後ほど本特別会計決算の中で説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、2目の予防費、支出済額3,701万5,954円です。最初の定期予防接種事業は2,213万8,218円となりました。予防接種法に基づく定期A類と定期B類の予防接種でございまして水痘、成人用肺炎球菌が加わり、定期A類12疾病、定期B類2疾病の予防接種にかかった経費です。

なお、中学1年生を対象とした子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、副反応による積極的勧奨を見合わせの措置を現在も継続中でございます。

次の定期外予防接種事業103万5,000円です。定期外ということで、任意接種に対する補助でございます。乳児に対するロタウイルス補助は、2回接種は1回につき7,500円、3回接種については1回5,000円の補助を継続しておりまして、対象乳児の50.8%、33人が接種しております。風疹補助につきましては、単独ワクチンは3,000円、麻疹との混合接種は5,000円で、合わせて6人が接種しております。65歳以上の高齢者を対象に、成人肺炎球菌が定期化されたことを受けて、70歳以上の高齢者のうち、定期接種対象外未接種者で医師が必要と認めた者に対して5,000円を上限に補助し、昨年とほぼ同様の109人が接種しております。

次は、インフルエンザ予防事業1,322万4,244円です。65歳以上の高齢者と子供及び妊婦に対するインフルエンザ予防接種で、2,800円を上限に費用負担しておりますので、自己負担は1,000円となります。接種率は高齢者が61.1%、乳幼児51.8%、小学生53.6%、中学生56.4%、高校生34%、妊婦33.3%で、高校生・妊婦の接種率が低い状況でございます。

最後の狂犬病予防事業61万円8,492円は、狂犬病予防法に基づく、犬の登録と注射及び避妊手術の補助です。不妊手術については、前年度とほぼ同様の115頭となりました。補助額

は犬、猫ともに1頭3,000円です。

続いて、3目の母子保健費、支出済額1,106万3,869円です。ここでは母子保健法に基づくさまざまな検診等を行っておまして、その経費でございます。

次世代育成支援事業22万2,560円は、乳児安全講習会や思春期講習会などの経費でございます。

教育相談事業50万5,875円は、離乳食講習会やラッコクラブ、ピヨピヨクラブなどの運営経費でございます。

妊婦支援事業は、546万2,776円となりました。

98ページをお願いいたします。

妊婦健康診査委託料522万70円では、対象者61人の妊婦に延べ14回の健診を受けていただきました。妊婦の費用はございません。

また、特定不妊治療費助成事業補助金は該当者1名で10万円でございます。

健康診査事業283万2,376円は、乳幼児の定期健康診査にかかった経費でございます。

歯科健康診査事業92万6,386円は、乳幼児の歯科健康診査にかかった経費でございます。

母子医療給付事業は111万3,896円です。これは昨年度、群馬県より移管された未熟児養育医療費及び自立支援医療の育成医療の給付に係る事業でございます。未熟児養育医療に関しましては、昨年度実績がなかったため今年度、国・県への負担金の返還金が生じております。育成医療は18歳未満で、手術により改善が可能な障害に対する助成で5人が対象となりました。

次は、4目の健康増進事業費、支出済額2,881万6,823円です。ここでは健康増進法に位置づけられた各種がん検診や健康診査、健康教育、健康相談等を実施しており、それらに要した経費でございます。

健康診査事業886万5,589円は、30歳、35歳節目検診や40歳未満希望者の健康診査など、各種健康診査に要した経費です。中ほどに骨密度検診委託料がございますが、この検診は30歳から5歳刻みで70歳までの女性763人が対象となり、約2割強の179人が受診しました。この検診のみ500円いただいております。

次は、がん検診事業1,802万262円です。胃がん、大腸がんを初めとする各種がん検診及びがん検診推進事業による節目検診の経費です。節目検診は5歳刻みで、子宮頸がんと乳がん、それに大腸がんの3つを行っております。対象者には無料クーポンを発行して健診を促しておりますが、受診率は11%から30%にとどまっており、受診率の向上が課題でございます。

ます。

最後の生活習慣病予防対策事業193万972円は、糖尿病予防教室や特定保健指導、また今年度新たに実施しました新名物料理コンテストの経費でございます。

99ページをお願いいたします。

5目の健康推進費61万円3,358円です。食生活改善推進協議会への業務委託料18万円と第2次東吾妻町元気プランダイジェスト版等の印刷費などの経費でございます。

○議長（一場明夫君） ここで休憩をとります。

再開を午後1時とします。

（午前11時59分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、99ページ、4款1項6目環境衛生費です。支出済額2,685万5,891円、消耗品等の経常経費とハチの防護服購入費、また吾妻広域火葬場の運営費負担金が1,954万1,000円。それと、補助金として太陽光発電システムの設置費補助金677万円が主なものでございます。

次の7目公害対策事業費ですが、支出済額38万4,890円です。電気料と水質検査委託料、また除染対策事業として放射線測定機の校正委託料でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 8目の保健センター管理費339万9,383円です。ここでは保健センターの管理運営に要した経費でございます。主なものは、集団指導室のエアコン取りかえ工事などを行っております。

以上が4款の衛生費で、保健福祉課が担当した決算でございます。

事業概要につきましては、施策の実績39ページ以降に掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 続いて、9目霊園管理費です。支出済額3,690万4,882円。

次の102ページをごらんください。

共同霊園の管理運営に係る費用とあがつま共同霊園の造成工事58区画の増設工事費3,407万5,080円が主なものでございます。集会所管理費につきましては、8万7,079円でございます。

続きまして、2項1目清掃総務費です。支出済額2億1,877万452円、清掃総務費として環境美化活動等に関する経費と、軽自動車の購入費等でございます。

それから、吾妻東部衛生施設組合負担金として、それぞれし尿、可燃ごみ、粗大ごみ及び最終処分場の負担金として、2億1,718万6,000円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 3項1目簡易水道費ですが、町営以外の簡易水道組合や小水道組合に対する整備事業補助金に132万7,000円、水質検査補助金に1万2,000円、簡易水道特別会計繰出金に1,059万8,000円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、5款労働費、1項1目労働諸費でございます。

支出済額が53万7,800円でございます。これは、職業安定協会負担金3万7,900円、勤労者住宅建設資金利子補給金5件で50万円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（松井秀之君） お世話になります。

103、104ページをお願いします。

6款1項1目農業委員会費でございますが、支出済額は2,556万2,674円で、備考欄の農業委員会費につきましては、農業委員24名の報酬と農家組合長、班長の報酬、それと職員2

名分の人件費など、農業委員会運営に係る諸経費で、農業者年金業務につきましては、事務的経費でございます。

続きまして、2目農業総務費でございますが、支出済額は8,147万2,730円で、備考欄の農業総務費につきましては、2節給料から4節共済費までの職員11名分の人件費でございます。農業後継者褒償事業につきましては、受賞者への記念品で、農政対策事業につきましては、郡農業振興協議会への拠出金、町内5地区の農業振興協議会への活動補助金が主なものでございます。

105、106ページをお願いいたします。

3目農業振興費でございますが、支出済額は1億590万5,967円、繰越明許費2億7,948万9,000円で、繰り越しにつきましては、農業災害対策事業の経営体育成支援事業補助金でございます。

備考欄の経営所得安定対策事業につきましては、東吾妻町地域農業再生協議会への直接支払推進事業補助金、地域農業再生協議会運営費補助金が主なものでございます。

緑のふるさと協力隊事業につきましては、主に協力隊員の宿舍の電気、ガス、水道等生活に必要な経費及び協力隊事業負担金等でございます。

青年就農給付金事業につきましては、新規就農者2名に対し、給付金を交付いたしました。

農業振興地域整備促進事業につきましては、農業振興地域整備促進協議会委員13名分の報酬及び20名分の旅費が主なもので、農業近代化資金利子補給事業につきましては、63件に対し利子補給を行いました。

農業振興対策事業につきましては、農業委員会選挙人名簿に記載されている農業者に対する農業用機械購入費の補助、農業団体への活動補助金が主なものでございます。

野生動物による農作物災害対策事業につきましては、電気柵設置等の経費の一部を補助いたしました。

農業災害対策事業では、農業用ビニール等災害廃棄物処理の業務委託、国・県及び町による施設の再建、作付用種苗等の補助をいたしました。

なお、先ほども説明いたしましたが、この事業につきましては、翌年度への繰り越しがあります。

特定野菜等価格差補給事業につきましては、県青果物生産出荷安定基金協会へトマト、ナスの不足分の支払いで、園芸用廃プラスチック処理事業につきましては、キロ当たり7円で、約42トン进行处理いたしました。

107、108ページをお願いします。

農畜産物に係る放射性物質安全対策事業につきましては、人的経費で、中山間地域等直接支払い事業につきましては、24集落協定への交付と事務的経費でございます。

環境保全型農業直接支払い事業につきましては、環境保全効果の高い営農活動の実施のための交付金で、4件に対して交付いたしました。

直売施設管理事業岩櫃体験事業につきましては、施設管理のための経費でございます。

4目農業経営基盤強化対策事業費でございますが、支出済額は32万6,000円で、農用地利用集積促進奨励金として15戸に対して交付いたしました。

5目畜産振興費でございますが、支出済額は1億6,788万6,384円で、畜産振興費につきましては、畜産協議会への補助金が主なものでございます。

公団営畜産基地負担事業につきましては、6経営体と町の負担分を合わせた償還金でございます。

6目農地費でございますが、支出済額1億9,172万2,092円で、県営畑地帯総合整備事業小泉・泉沢につきましては、利子補給と事務費でございます。

地域自主戦略交付金事業につきましては、主に松谷地区の土地改良で、繰り越し分も含まれており、細谷地区につきましては、繰り越しで地域検討業務委託でございます。

109、110ページをお願いいたします。

県営畑地帯総合整備事業につきましては人的経費、基盤整備事業につきましては萩生川西地区の土地改良で、補完工事及び測量設計監理業務が主なものでございます。

農業基盤整備促進事業につきましては、須賀尾地区、三島四戸地区及び箱島地区の水道整備工事を実施いたしました。

県単小規模土地改良事業では、原町上野地区の農作業道の調査設計、植栗泉地区の水路測量設計、出来高管理整備工事、三島西部地区の農作業道の測量設計及び舗装工事。

鳥獣害防止対策事業で境野地区、日向地区、根古屋地区、堀井戸地区、貫井地区、万木沢地区の6地区に電気柵設置の補助。

農業生産基盤整備事業として、大戸上宿地区の水路整備、郷原辻地区の農道整備を実施しました。

町単小規模土地改良事業では、町内38地区の農道等の維持補修と、5件の暗渠排水等を実施しました。

111、112ページをお願いします。

農地・水保全管理支払い交付金事業につきましては、多面的機能支払い交付金事業に移行となり、現地調査業務につきましては、町直営で、共同活動取り組み地区14地区及び向上活動取り組み地区12地区の負担金は、県水道保全協会に支払いました。

7目地籍調査費でございますが、支出済額は2,001万4,333円でございます。調査地区につきましては、郷原地区の一部0.39キロ平米を原図作成、地籍測定、矢倉地区の一部0.43キロ平米を地籍図三角、地籍図多角測量、一筆調査、地籍細部測量調査等を行い、須賀尾地区につきましては、国有林界確認で、延長5.13キロを調査しました。

6款2項1目林業振興費でございますが、支出済額は2,195万3,765円で、備考欄の農林振興費につきましては、森林整備担い手対策事業、松くい虫防除事業、緑の少年団育成事業、森林整備地域活動支援事業、美しい森林づくり基盤整備事業、特用林産物生産活力アップで原木共同事業を実施しました。

113、114ページをお願いします。

群馬県植樹祭事業につきましては、26年度は東吾妻町が会場となりまして、それに伴う経費及び参加負担金でございます。

有害鳥獣捕獲事業につきましては、鳥獣被害対策実施隊への報酬、町蔬菜研究会、町猟友会、町鳥獣対策協議会等への補助金が主なものでございます。

鳥獣捕獲対策事業補助金につきましては、イノシシ、熊、猿、鹿等の捕獲補助で、猟期中も個体の減少につながることから補助金を交付しております。

鳥獣害対策事業補助金につきましては、カラス、キジバトなど捕獲奨励金で、事業主体の蔬菜研究会に対して交付しております。

2目林業基盤整備費でございますが、支出済額は4,326万9,494円で、広域林道開設事業につきましては、林道吾嬬山線の用地測量業務及び県への負担金が主なものでございます。

治山事業につきましても、主に県治山事業への負担金で町の負担率は事業費の10%でございます。

県単林道改良事業につきましては、林道坂倉線の舗装工事で、県の補助率は50%でございます。

町単林道整備事業につきましては、測量設計業務委託が1件、工事が3件、原材料支給及び機械借上料による林道の改修工事でございます。

林道作業道総合整備事業補助金につきましては、森林組合による作業道開設に係る補助金でございます。

115、116ページをお願いいたします。

3目町有林管理費でございますが、支出済額は382万2,141円で、森林国営保険などの保険料、町有林管理委託料などが主なものでございます。

3項1目水産振興費でございますが、支出済額は14万9,000円で、漁業協同組合への補助金でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、7款商工費でございます。支出総額が1億5,176万4,391円でございます。このうち1目商工総務費は、支出済額が1,926万913円で、主に職員3名分の人件費でございます。

続きまして、2目商工総務費でございます。支出済額が9,239万3,658円で、そのうち商工業対策事業としては9,159万3,658円でございます。主なものとしましては、住宅新築改修等補助金1,272万5,000円、町商工会活動補助金1,098万5,000円。

次のページをお願いいたします。

商工会街路灯維持活動補助金384万4,079円、群馬県信用保証協会保証料補助金169万4,955円、企業誘致奨励金4,751万3,000円、商工業経営振興資金利子補給1,152万867円、小口資金損失補償金192万6,400円でございます。また、事業所等に対する大雪被害見舞金として平成25年度からの繰り越し事業でございますが、16件、80万円を交付いたしました。

続きまして、3目観光費でございます。支出総額が3,946万3,310円でございます。そのうち観光管理費2,414万2,314円の主なものとしましては、記載備考欄の中ほどになりますが、岩櫃山登山道等補修業務委託250万4,304円、吾妻溪谷遊歩道補修工事104万8,140円、古谷・岩櫃山登山者駐車場土地購入費119万3,300円。後段になりますが、町観光協会事業運営費補助金1,027万円、岩櫃城忍びの乱事業補助金として167万円、第9回ふるさと祭事業補助金として300万円、そのほかすいせん祭りや盆踊り、岩櫃山紅葉祭などへの補助金でございます。

観光宣伝事業では、ぐんまちゃん家の東吾妻町物産展を初め、各種観光宣伝事業に要した費用590万4,819円でございます。

次のページをお願いします。119ページ、120ページです。

温川キャンプ場管理事業は、管理人賃金などの管理運営経費と支障木伐採作業委託などで235万9,420円、森林公園管理事業は管理人賃金などの管理運営費と、バーベキュー等修繕

料など618万1,781円でございます。

公共施設管理事業は天神山公園支障木伐採委託料や諸施設の管理委託料などで64万4,970円でございます。ロマンチック街道事業につきましては6万8,100円、東吾妻ふるさと祭阿波踊り出演事業については16万1,906円でございます。

続きまして、121ページ、122ページをお願いいたします。

4目消費者行政推進費は、支出済額が64万6,510円でございます。消費者庁から借り受けた放射性物質検査機器の保守点検委託料24万8,400円、消費生活センター運営費として吾妻広域一部事務組合負担金34万3,000円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） 続きまして、8款土木費について説明させていただきます。

土木費は、支出済額5億9,261万7,402円、繰越明許費4,384万円でございます。

1項1目道路橋梁総務費は、支出済額9,632万1,071円です。備考欄をごらんください。12名の職員人件費及び原材料支給事業及び春秋の道路愛護事業等の保険料、道路台帳補正業務委託料、関係機関の会費が主なものでございます。

次に、2目道路維持費は、支出済額9,339万5,214円です。備考欄をごらんください。道路維持費ですが臨時職員1名分の賃金と馬入れ、水路、町道等の維持管理費、そして1枚めくっていただき、124ページの道路のり面橋梁標識等の道路ストック総点検委託、須賀尾地区トドガ沢測量業務、行政区に依頼している除雪委託や原材料支給等の機械借上げ、東・太田・原町地区及び岩島・坂上地区の緊急対応による地域道路管理工事、町道70号線五町田地区など除草工事を2路線、町道植栗・十二ヶ原線の泉地区にあります六号橋の上部工の補修工事ほか、長藤地区の舗装工事及び関谷地区・長寿園線のU字溝伏せかえ工事、東地区道路維持工事など4地区の道路維持工事です。

工事材料費は直営及び各地区の原材料支給、県営農業農村整備事業負担金は、榛名西麓地区の広域農道の町道認定を廃止し、県による農道ストック事業を実施していくためのものでございます。

次に、3目道路改良費は、支出総額1億2,908万2,069円、繰越明許費3,850万円は、町道矢倉・沢尻線の道路改良に伴う岩島橋の橋梁予備設計及び町道松谷・六合村線の道路改良事業の県ダム対策事務所への委託料でございます。

備考欄をごらんください。

道路改良費は支出済額8,477万1,594円、委託料につきましては、町道矢倉・沢尻線現地測量など、25年度の繰り越し分で5路線6件です。植栗・泉地区の1の33号橋（六号橋）補修設計業務など、町単事業で6路線、7件。町道2181号線西榛名の相原地区、設計業務委託など、県単事業で1路線、2件です。

続いて1枚めくっていただき、126ページになりますが、工事請負費については、25年度の県単事業繰り越し分で、町道田谷・貫井線舗装改良工事1件、町単事業で町道5223号線矢倉地区の道路改良工事など2路線、西榛名相原地区農作業道の整備など県単事業で3路線、がんばる地域交付金事業で町道1245号線広野地区の道路改良工事1件、そして補償金につきましては、西榛名相原地区の水道管等移設にかかわる補償費でございます。

次に、ダム関連道路費は支出済額4,431万475円で松谷・六合村線の道路改良工事で、用地及び補償関係は町が担当し、工事につきましては、県のダム対策事務所へ委託して実施しております。

次に、4目橋梁維持費は、支出済額687万9,600円で、国庫補助事業の防災安全社会資本整備交付金により、橋梁の耐震補強、落橋防止等検討業務19橋及びふれあい公園付近の町道5284号線に設置したボックスカルバート1基でございます。

次に、2項都市計画費は、支出済額2億3,614万2,692円、繰越明許費534万円は、都市計画見直し業務費でございます。

1目都市計画総務費は、支出済額2,693万2,796円。

備考欄をごらんください。

都市計画総務費は、支出済額2,630万5,616円、上信自動車道計画関連で都市計画道路の変更に伴う見直し検討業務の委託及び駅北地区の指定地区公共施設等整備基金の積み立てが主なものでございます。

次に、広場管理費は、支出済額62万7,180円、駅北コミュニティ広場の維持管理費及び、1枚めくっていただき、128ページのふくし・ふれあいロード等花壇の原材料費でございます。

次に、2目土地地区画整理費は、支出済額428万7,600円、駅北土地地区画整理事業の管理に係る経費でございます。

次に、3目都市公園費は、支出済額42万8,296円、駅北区画整理地区内にある都市公園3カ所の維持管理費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 4 目下水道費ですが、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業負担金に287万4,000円、下水道事業特別会計繰出金で1億6,161万円です。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） 続いて、10目街路事業整備費は、支出済額4,001万円は、25年度からの繰り越し分で、街路事業の原町駅南口線の土地購入費及び補償費でございます。

続きまして、3 項住宅費は、支出済額3,079万6,756円でございます。

1 目公営住宅管理費は、支出済額1,660万4,596円、町営住宅の修繕等の維持管理費及び、1 枚めくっていただき、130ページの町営住宅4 団地、8 棟の耐震診断委託料及び4 団地全戸の外観を基本とした劣化診断業務委託料でございます。

次に、2 目定住促進住宅管理費は、支出済額7 万6,160円で、箱島地区にある4 戸の住宅管理費でございます。

次に、3 目住宅管理費は、支出済額1,411万6,000円で木造住宅耐震診断は補助事業による一般住宅の耐震診断者派遣業務で1 件及び大雪被害による173件分の住宅補助金でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、9 款1 項1 目消防費でございますが、支出済額3 億6,506万6,726円でございます。この目では、消防団運営費及び消防施設整備費に伴う経費でございます。

主なものは消防団員310名分の報酬及び出動旅費。

132ページをお願いいたします。

6 行目の防火水槽設置工事費は、三島・松谷・岡崎地区の3 基、その次でございます。防火水槽等修繕工事は、岩井西組・山根、下之町の防火水槽補修と、郷原・辻、厚田・兵庫地区の半鐘塔改定工事でございます。

消防ポンプ自動車は、萩生小型ポンプ積載車、小型ポンプ積載車奥田の購入費でございます。

下から9 行目の防火水槽新設補助金は岩下地区でございます。

下から3 行目の防火水槽用地補助金は70基分で、26行政区に補助いたしました。

続きまして、2目水防費につきましては、支出がございませんでした。

3目防災費でございますが、支出済額は1,790万9,458円でございます。この目では、防災行政無線の維持管理費が主なものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） 続きまして、10款教育費について説明させていただきます。

10款教育費は、支出済額16億265万2,138円でございます。

10款1項1目教育委員会費でございますが、委員会の運営経費でございます。備考欄に委員報酬5名分とありますが、通常4名であります。教育長が教育長就任前に委員として2日間あったということでの、5名という表示になっております。報酬及び経常経費の支出済額が227万2,692円でございます。

続きまして、2目事務局費ですが、支出済額は2億4,916万6,597円でございます。備考欄をごらんください。主なものといたしまして、事務局費は非常勤職員2名、特別職1名及び一般職24名、この24名につきましては、事務局及び公民館の人件費でございます。及び経常経費ということでございます。

136ページ上段をごらんください。

入学祝金336万円につきましては、入学児童112名に1人3万円を支給したものでございます。育英貸与金繰出金975万2,147円につきましては、育英資金貸付基金への繰り出しでございます。中学校統合費につきましては、校歌の作詞作曲者への謝礼や統合に伴う消耗品、備品購入等の費用でございます。

138ページをお願いいたします。

緊急スクールカウンセラー等派遣事業につきましては、原町小・中学校への被災児童・生徒に対するカウンセラーの配置に係る費用でございます。

続きまして、3目教育研究費、支出済額が52万8,992円でございます。調査研究及び教育関係職員の研修に要した費用でございます。

4目通学バス運営管理費では、支出済額は4,012万6,507円でございます。東地区1台、岩島地区2台、坂上地区2台の合わせて5台のスクールバスの運営管理に要した経費でございます。

5目給食調理場運営管理費でございますが、支出済額5億5,115万5,609円でございます。備考欄の給食調理場運営管理費では、職員12名、臨時職員9名分の人件費と給食センターの運営の経常経費及び賄材料費が主なものでございます。

142ページ備考欄をお願いいたします。

東給食センターから坂上給食共同調理場の施設ごとの経費でございます。後ほどごらんをいただきたいというふうに思います。

144ページ備考欄をお願いいたします。

町給食センター新築事業では、大雪の影響で事故繰り越しとなっていた給食センター建設工事の建築工事・機械設備工事・電気設備工事等に要した経費 3 億42万3,500円でございます。

6 目外国青年招致事業では、支出済額876万5,019円でございます。A L T 2 名分の報酬と経常的な経費でございます。

続きまして、2 項小学校費、1 目学校管理費でございますが、支出済額は8,818万325円でございます。町内 5 小学校の共通的な学校管理運営に必要な経費でございます。主な項目では、7 節の賃金で公仕 5 名、マイタウンティーチャー 6 名、特別支援員 6 名、特別非常勤講師 2 名、計19名分でございます。

11節需用費では、5 つの小学校の消耗品、光熱水費、修繕料などでございます。

15節の工事請負費では、主な施設工事といたしまして、太田小学校のプールオーバーフロートパネルの交換工事、東小学校放送室放送設備更新工事などでございます。

148ページの原町小学校から、154ページの東小学校まで、各学校ごとの経費でございます。こちらについても後ほどごらんをいただきたいと思います。

続きまして、2 目教育振興費ですが、支出済額1,262万6,540円でございます。小学校の教材、教具、就学援助関係の費用で、20節の扶助費でございますが、就学援助費につきましては19名と被災児童 1 名、特別支援教育奨励費につきましては、13名でございます。

156ページにかけて、原町小学校から東小学校まで、各学校ごとの経費でございます。後ほどごらんをいただきたいと思います。

3 項中学校費、1 目学校管理費でございます。支出済額8,053万7,676円でございます。町内 5 中学校の共通的な学校管理運営に必要な費用でございます。

2 節給料から 7 節賃金、9 節旅費は、職員 3 名、臨時職員の公仕 2 名、マイタウンティーチャー 3 名、特別支援員 5 名、特別非常勤講師 3 名分の人件費でございます。

11節需用費では、5 つの中学校の消耗品、光熱水費、修繕料などでございます。

13節委託費で、坂上中学校校舎改修工事実施設計業務委託。

15節工事請負費の主な施設工事といたしまして、坂上中学校屋外トイレの改築工事、東中

学校バックネット及び太田中学校ネットフェンス撤去工事などでございます。

160ページの原町中学校から、166ページの東中学校まで、各学校ごとの経費でございます。こちら後ほどごらんをいただきたいと思います。

2目教育振興費、支出済額945万533円につきましては、中学校の教材、教具、就学援助関係の費用でございます。

20節の扶助費でございますが、就学援助費につきましては16名と、被災生徒1名、特別支援教育奨励費につきましては9名でございます。

168ページにかけて、原町中学校から東中学校まで、各学校ごとの経費でございます。後ほどごらんをいただきたいと思います。

続きまして、3目中学校施設整備費でございます。支出済額は3億3,644万3,216円でございます。統合中学校施設整備事業で主なものは原町中学校校舎改修2期工事、原町中学校部室新築工事、体育館・武道館屋根・外壁塗装工事、空調設備工事、それと旧原町小学校体育館、原町給食調理場の解体工事、スクールバス回転場整備工事等でございます。

続きまして、169ページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございます。町内5幼稚園の共通的な幼稚園管理運営に必要な費用で、支出済額が1億5,649万8,144円でございます。

1節の報酬から7節賃金、9節旅費までは、非常勤職員として園長2名、職員17名、臨時職員6名、支援員8名、預かり保育臨時教員1名分の人件費となっております。

11節需用費では、5つの幼稚園の消耗品、光熱水費、修繕料などでございます。

備考欄172ページの原町幼稚園から、176ページ東幼稚園まで、各幼稚園ごとの経費でございます。後ほどごらんをいただきたいと思います。

2目教育振興費、支出済額168万487円でございます。各幼稚園の教材、教具等の費用でございます。

よろしくをお願いいたします。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費で、支出済額662万7,831円でございます。

社会教育委員報酬7名分を初め、社会教育の経常的経費でございます。主なものとして、19節負担金、補助及び交付金で、社会教育関係団体への補助金、社会教育関係機関の負担金や178ページの成人式事業、放課後子ども教室推進事業の経費でございます。

続きまして、2目公民館費でございます。支出済額は1,643万8,287円でございます。

備考欄をごらんください。中央公民館運営費につきましては、中央公民館の運営に係る経常的経費が主なものでございます。178ページ備考欄の高齢者教室事業から、180ページ公民館読書推進事業につきましては、中央公民館の実施事業に要した費用でございます。太田公民館運営費から182ページの東公民館運営費まで各地区公民館の施設の維持、管理及び運営費並びに事業に係る経費でございます。ブックスタート事業につきましては、中央公民館事業でございます。

183ページをお願いいたします。

3目文化財保護費は、支出済額890万3,100円でございます。文化財保護費は、文化財調査員報酬9名分や指定文化財保護管理及び伝統芸能活動団体の補助金等が主なものでございます。

岩櫃城跡保存整備事業では、国・県の補助を受け岩櫃城跡の今後の保護、活用、研究のために要した費用でございます。本丸の発掘調査の経費などでございます。

4目青少年対策費は、支出済額117万8,592円でございます。主なものは、青少年対策費としては、青少年育成推進委員の活動費及び子ども会育成団体への補助金でございます。杉並・東吾妻わんぱく交流事業は、町内の小学4年生から6年生25名が東吾妻町を会場に杉並の小学生と交流を行った経費でございます。

185ページをお願いいたします。

5目発掘調査費、支出済額369万9,481円でございます。

備考欄をごらんください。発掘調査費につきましては、文化財整理室の維持管理に要する経費が主なものでございます。

町内遺跡分布調査事業では、国・県の補助を受け町内の遺跡の埋蔵文化財包蔵地の分布調査を太田地区で行いました経費でございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費ですが、支出済額は1,525万4,051円でございます。

186ページ、備考欄をごらんください。スポーツ推進員11名、スポーツ振興審議委員7名の報酬及びスポーツ振興に係る経常経費と、19節負担金、補助及び交付金では、東吾妻町スポーツ協会等スポーツ振興団体に対する補助であります。

健康管理事業につきましては、管内の園児、児童、生徒及び教職員の健康診断に要した経費でございます。

188ページ、郡民体育祭事業ですが、草津町をメイン会場に開催されました第53回吾妻郡民体育祭の経費でございます。

続きまして、187ページ、2目の学校開放事業でございます。支出済額441万3,363円でございます。管内10校の校庭及び体育館を一般町民に開放しておりますが、これに要する経費で主なものは電気料でございます。

3目の施設管理費ですが、支出済額2,133万1,636円でございます。

社会体育施設管理事業はスポーツ広場、あづま総合運動場、町民体育館等の社会体育施設の維持管理に要する費用でございます、主なものは電気料、施設管理委託料、スポーツ広場内のダッグアウト設置工事などでございます。

公園管理事業は、岩井親水公園、あづま親水公園、おかのぼり公園等の維持管理に要する経費でございます。

備考欄に岩井親水公園の水辺改修工事ということで253万2,000円を実施しております。

以上、教育関係の決算の説明とさせていただきます。

なお、施策の実績につきましては、87ページから94ページに記載してございます。後ほどごらんをいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（松井秀之君） 189、190ページをお願いします。

11款1項1目農業用施設災害復旧費でございますが、前年からの繰り越しで、支出済額は297万円。台風18号による復旧工事費でございます。

2目林業施設災害復旧費でございますが、これにつきましても前年からの繰り越しで、支出済額は683万5,380円で、林道ユーシン線の災害復旧のための測量設計業務委託、復旧工事、土地購入、流木伐採補償でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） 次に、2項土木施設災害復旧費です。支出済額291万1,420円、1目河川復旧費は、支出がございませんでした。

次に、2目道路復旧費は、支出済額291万1,420円でございます。

道路復旧費は、25年度繰り越し分の町道1245線広野地区の測量委託料でございます。

1枚めくっていただき、191ページの3目橋梁復旧費は、支出がございませんでした。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 12款公債費ですが、合計で11億656万1,443円の償還をしてお

ります。元金として9億6,403万9,392円、利子としまして1億4,252万2,051円の償還をしております。

13款の諸支出金の支出済額2,000万円でございますが、水道事業会計への補助金でございます。

14款の予備費でございますが、63万9,000円を充用させていただいております。

以上、歳出合計ですが、予算現額が94億1,850万3,000円、支出済額が85億1,722万6,519円、繰越明許費が4億8,523万5,000円、不用額が4億1,604万1,481円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が90億9,474万622円、歳出総額が85億1,722万6,519円、歳入歳出差引額5億7,751万4,103円です。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が1億3,570万5,000円、実質収支額、いわゆる繰越金が4億4,180万9,103円になります。

ここで繰越明許費の繰越額が前のページ192ページの繰越明許費の4億8,523万5,000円と額で3億4,950万円の違いがございます。これなんですけれども、192ページにつきましては、未収入の特定財源を含めての額になっております。193ページの額につきましては、未収入の特定財源を含まない一般財源のみの額となっておりますので、この差が出ております。これにつきましては、6月議会の際に一般会計繰越明許費繰越計算書A4判でこういった紙を配付しているかと思えます。これを後ほどごらんになっていただいて、確認していただければというふうに思えます。

次に194ページから196ページが財産に関する調書でございます。

197ページが基金の明細、198ページが物品、債権ですので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で一般会計の決算に関する説明を終了させていただきたいと思えます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） 代表監査委員の角田隆紀でございます。よろしくお願い申し上げます。

去る7月13日から8月6日まで決算審査を、もう一人の監査委員であります青柳はるみ委員と決算を行いました。暑い中ですが、町の職員の方々には大変お世話になりまして、スムーズに監査をすることができましたので、改めてお礼を申し上げます。

まず、一般会計の報告に入る前に若干ちょっと説明させていただきますけれども、審査の方法は例年説明をしておるわけですが、地方自治法の第233条2項によりまして一般会計を、それから6つの特別会計についての審査を行いました。それから、地方公営企業法の第30条の2項の規定によりまして、水道会計事業についての審査を行いました。それ以外、現地調査等も含めて、あるいは例月調査も含めて検査を行ったわけでございます。

それでは、26年度の東吾妻町の一般会計歳入歳出決算審査の結果について報告を申し上げます。

これにつきましては、地方自治法の規定に基づきまして、決算書に基づき、会計処理、それから証拠書類と照合を行った結果、決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確である。また、予算の執行についてはおおむね適正であるということが認められました。

ただし、1点だけ恒久改善を要する事項がございますので、それについて述べさせていただきます。

先ほど最後の説明にもありましたけれども、一般会計における債権の問題であります。

町から甘酒原開発対策協議会への貸付金約1,600万円がございます。町の合併前の旧吾妻町におきまして、昭和61年一般会計歳入歳出決算書から計上されております。昭和58年4月に発行された議会だよりによりまして、この甘酒原開発問題が昭和47年からさまざまな経緯の中、議会の百条委員会から勧告をされたにもかかわらず、約30年間未解決のまま今日に至っております。この債権をやっぱ将来に先送りすることは決して好ましくないというふうに思われますので、早急に解決されることを要望いたしまして、一般会計の審査の結果の報告とさせていただきます。

平成27年8月6日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、東吾妻町監査委員、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査報告が終わりました。

本件を議会調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） ここで休憩をとります。

再開を午後2時15分とします。

（午後 2時02分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時15分）

◎認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第9、認定第2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

事業勘定は、歳入総額21億8,768万5,252円、歳出総額20億3,477万7,512円、歳入歳出差引額1億5,290万7,740円となり、翌年度へ繰り越しをいたします。

施設勘定は、歳入総額1億255万5,385円、歳出総額8,999万909円、歳入歳出差引額1,256万4,476円となり、翌年度へ繰り越しをいたします。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

それでは、事業勘定から事項別明細書により説明いたします。

1款国民健康保険税ですが、収入済額4億937万9,983円、不納欠損額478万5,600円、収入未済額につきましては、5,740万4,960円でございます。

内訳といたしまして、1項1目の一般被保険者国民健康保険税、収入済額3億7,124万2,485円。2目の退職被保険者等国民健康保険税として、収入済額3,813万7,498円でございます。

2款の使用料及び手数料は1万9,600円、督促手数料でございます。

3款国庫支出金4億7,219万5,034円ですが、1項国庫負担金としまして3億3,246万2,034円でございます。

次のページをお願いいたします。

内訳としまして、1目の療養給付費等負担金、2目高額医療費共同事業負担金及び3目の特定健康診査等負担金となります。

2項の国庫補助金ですが1億3,973万3,000円で、1目の普通財政調整交付金及び2目の特別財政調整交付金でございます。

4款県支出金は1億1,915万6,555円でございます。1項県負担金として1,358万6,555円高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金となります。

2項県補助金ですけれども、1億557万円です。

11ページをお願いいたします。

内訳は、財政健全化補助金及び財政調整交付金でございます。

5款の療養給付費補助金1億403万9,000円、退職者等医療給付費に係る交付金でございます。

6款前期高齢者交付金5億3,627万6,145円ですが、これは前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するものでございます。

7款財産収入4,164円、基金積立金利子でございます。

8款共同事業交付金2億4,836万3,342円で、共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業の交付金でございます。

9款の繰入金として1億599万8,886円でございます。

内訳としましては、保険基盤安定繰入金と13ページのほうをお願いします。出産育児基金繰入金、財政安定支援事業繰入金、その他繰入金ですが、それぞれこれにつきましては、法定内の基準に基づいた繰入金でございます。

10款の繰越金につきましては、1億8,920万3,426円でございます。

11款諸収入304万9,117円、1項の延滞金及び過料と2項の雑入でございます。

それから、15ページをお願いします。

以上で、歳入合計が21億8,768万5,252円となりまして、前年度比で8,480万3,865円の減額となっております。

続いて、歳出について説明いたします。

17ページをお願いいたします。

第1款の総務費ですけれども、第1項総務管理費から第3項の運営協議会費まで、支出済額997万9,313円で、主に経常的経費でございます。

2款の保険給付費、支出済額13億981万1,802円で、内訳といたしまして、1項の療養諸費として、1目一般被保険者療養給付費分10億7,021万9,588円。

19ページお願いします。ほか2目の退職被保険者分、3目、4目の療養費となっております。受診件数等につきましては、それぞれ備考欄をごらんください。

それから、2項の高額療養費1億5,569万4,416円、これは自己負担額の基準を超えた分に対して支給するもので、これも件数等につきましては、備考欄をごらんください。

次、21ページをお願いします。

4項の出産育児諸費につきましては、294万1,470円でございます。

5項葬祭費は、185万円です。

3款後期高齢者支援金等2億3,740万5,946円、支援金と事務費拠出金でございます。

4款の前期高齢者納付金等は18万2,062円でございます。

5款老人保健拠出金は1万504円で事務費分でございます。

次、23ページをお願いします。

6款の介護納付金1億1,295万6,599円で、2号介護被保険者1,720人でございます。

7款共同事業拠出金2億3,417万6,956円、共同事業拠出金及び保険財政共同化安定事業拠出金で、高額な医療費による市町村の国保財政の急激な影響を緩和するための制度でございます。

次、8款保健事業費1,568万1,798円、1項特定健康診査等事業費と次の25ページをお願いします。2項の保健事業費ですけれども、特定健診の業務委託料、また医療費の通知や人間ドック委託料等でございます。

9款の基金積立金は4,164円、基金利子分でございます。

10款諸支出金1億1,456万8,368円、うち1項償還金及び還付加算金1億1,093万5,446円で、過年度分の税の還付金であるとか交付金・負担金等の精算に伴う返還金でございます。

2項の繰出金は国保支出勘定への繰出金でございます。

続いて、27ページをお願いします。

3 項の指定公費負担医療費立替金は14万4,922円でした。

11款の予備費、支出金はございませんでした。

以上で歳出合計が20億3,477万7,512円となりまして、前年度比4,850万円ほど減額となっております。

次に、29ページですけれども、実質収支に関する調書です。

実質収支額 1 億5,290万7,740円でございます。

30ページが財産に関する調書、基金残高ですが、8,071万6,159円でございます。

以上、事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、施設勘定の説明をいたします。

35ページをごらんください。

1 款診療収入、収入済額7,132万4,583円でございます。1 項の外来収入と 2 項のその他診療収入です。内訳につきましては、備考欄をごらんください。

2 款の使用料及び手数料40万7,495円で、これは往診車の使用料と診断書等の作成手数料でございます。

3 款の県支出金348万8,000円、へき地診療施設運営費補助金でございます。

4 款繰入金で2,411万8,000円で、37ページをお願いします。一般会計繰入金及び事業勘定からの繰入金でございます。

5 款繰越金は305万1,593円、前年度繰越金でございます。

6 款諸収入16万5,714円で、特定健康診査等収入と雑入として衛生材料等の売却による収入でございます。

以上で、歳入合計が 1 億255万5,385円で、前年度比863万円ほど増加しています。

続いて、39ページ、歳出でございます。

1 款総務費ですが、支出済額3,652万6,890円、職員人件費と施設管理費として主に診療所の維持管理に係る費用、また研究研修費として学会等への研修旅費や負担金等でございます。

2 款医業費、支出済額4,949万779円、1 項 1 目医業管理費では備品購入としまして、超音波検査機等の購入をいたしました。

続いて、41ページをお願いします。

このほか 2 目から 5 目ですけれども、主なものは酸素ボンベのリース料や医薬品の購入代

金などがございます。

3 款公債費397万3,240円、償還金元金及び利子でございます。

以上で、歳出合計が8,999万909円で、前年度比で87万円ほど減額となっております。

続いて43ページをお願いします。

実質収支に関する調書、実質収支額1,256万4,476円となりました。

次のページにつきましては、財産に関する調書ですので、ごらんいただければと思います。

以上、国民健康保険事業勘定と施設勘定の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告を申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、別添決算書に基づいて、会計処理、証書類等と照合を行った結果、別添決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であったこと、また予算執行についてもおおむね適正であるということが認められました。

平成27年8月6日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

3 番、小林議員。

○3 番（小林光一君） 今、監査委員報告がございましたけれども、おおむね適正であったというので、余り私聞いたことがないんですけれども、おおむねについてもうちょっと詳しく教えていただきますとありがたいんですけれども。

○議長（一場明夫君） 代表監査委員。

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、今ご質問がございました、おおむね適正であるというふうに認められたということですが、これは否があるということではなくて、若干考え方の相違とかそういったことで、処理の仕方がちょっと不自然なところとか、そういうことはあるんですけれども、計数とかそういったことが間違いであるというようなこと、

あるいは不正があったというようなこと、そういったことはないという、ですから手続上若干のそごがあったというようなことで、そういう点が幾つかあったということで、認められたというふうに理解しております。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○3番（小林光一君） 結構です。どうもありがとうございました。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第10、認定第3号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第3号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は1億8,470万783円、歳出総額は1億8,418万9,971円でございます。歳入歳出差引額は51万812円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書で説明させていただきます。

1 款の後期高齢者医療保険料ですが、収入済額 1 億 1,812 万 200 円で、前年度に比べ 165 万円ほど減額となりました。収入未済額は 4 万 6,100 円で、収納率 99.96%、被保険者数は 2,986 人でございます。

2 款の繰入金ですが、1 項一般会計繰入金 6,362 万 3,919 円、事務費繰り入れ分と保険基盤安定繰入金でございます。

3 款諸収入 64 万 451 円、1 項の雑入として 47 万 1,451 円、広域連合納付金の精算に伴う返還金と人間ドックの助成金、それと 2 項 1 目の保険料還付金でございます。

4 款繰越金 231 万 6,213 円でございます。

次、7 ページをお願いします。

以上、歳入合計で 1 億 8,470 万 783 円でございます。

続いて、9 ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費、支出済額 227 万 7,152 円、1 項 1 目一般管理費として 96 万 7,155 円、2 項 1 目徴収費 130 万 9,997 円、これとともにシステムの保守料や業務委託料ほか、経常経費でございます。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金として 1 億 8,165 万 2,819 円、保険料と基盤安定及び事務費に係る負担金でございます。

3 款保険給付事業費 26 万円、人間ドック助成事業費でございます。

4 款については支出ありませんでした。

11 ページをお願いします。

以上、歳出合計で 1 億 8,418 万 9,971 円でございます。

続いて、13 ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、実質収支額 51 万 812 円でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員(角田隆紀君) それでは、認定第3号の平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告を申し上げます。

地方自治法に基づきまして、決算書に基づいて、会計処理、証書等と照合を行った結果、別添決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であったということ、また予算執行についてはおおむね適正であるというふうに認められました。

ちょっと先ほどの説明の中で、ご質問があった中で、もうちょっと詳しく、最初監査の方法について述べればよかったんですけども、特にこういった中で、おおむね適正というのはどういったことか、特に事業執行は適切に行われているかどうかというようなこと、あるいは議会の趣旨にのっとり、適正かつ正確であるか、そういったこともこの審査の一つの対象になっておりますので、ただ単に決算書の中で、計数が正確に処理されているかどうかということではなくて、そういうこともきちっとしんしゃくをした上で、判断を下すということですので、若干中にはそういったことで、ちょっと趣旨に反するようなものが若干見受けられたとか、そういったことが若干ある。そういうことを考えますと、全く100%趣旨にのっとりやっているというんじゃないくて、若干のそういったところがあるということなので、おおむねというふうに証明をしたということですので、その辺は最初の説明のときに、その辺をちょっと説明しておけばよかったんですけども、その辺の説明がちょっと不十分がありましたので、改めて申し上げます。

以上です。

○議長(一場明夫君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第11、認定第4号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第4号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険の財源内訳は明確になっており、歳出のほとんどを占める保険給付費につきましては、介護保険料と公費負担で折半する仕組みとなっております。

今年度の歳入総額は14億5,737万5,225円、歳出総額は14億3,339万4,026円で、歳入歳出差引額は2,398万1,199円となりまして、翌年度へ繰り越しとなります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） それでは、説明申し上げます。

介護保険につきましては、提案理由にもありましたように、財源の負担割合が介護保険法により定められております。保険制度であり、保険給付の半分は保険料で賄い、残り半分为国・県・町が負担することになっております。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

主なもののみ説明させていただきます。

歳入、1款の保険料は、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料です。第5期の基準額は年額4万4,700円で、この基準額をもとに所得に応じた6段階となっており、最高額はこの基準額の1.5倍、最少額は0.5倍です。

詳しいことは施策の実績33ページ以降にありますのでごらんください。

保険料の徴収は原則年金からの天引きによる特別徴収ですが、天引きできない方は普通徴

収となります。

保険料収入は被保険者の増加などで、前年度比1.6%増の2億2,308万1,500円となりました。

収入未済額につきましては、無年金者など普通徴収の51人で、134万1,200円となっております。

また、滞納繰越分の調定額120万200円のうち、年度末には時効2年によりまして、27万4,800円の不納欠損処理をさせていただきました。

保険料収納率は前年度と同様の99.3%となりました。

3款1項の国庫負担金2億6,259万7,436円ですが、これは介護給付費に対する法定負担分で過不足は翌年度精算となります。

2項の国庫補助金ですが、1目の調整交付金1億1,177万9,000円は保険給付費の3から11%の範囲内で調整されて交付されます。高齢化率が高く、所得水準が低いと交付率が上がる仕組みとなっており、今年度は8.04%の交付となりました。2目、3目の地域支援事業交付金も補助割合が定められております。

7ページをお願いいたします。

4款1項の支払基金交付金、1目の介護給付費交付金4億799万3,000円ですが、これは40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の29%を賄うことになっており、過不足は国庫負担金同様に翌年度精算されます。これは社会全体で介護保険を支えるために費用負担するという基本的なスタンスであります。

2目の地域支援事業交付金も同様です。

5款1項の県負担金、1目の介護給付費負担金2億94万6,470円ですが、これも介護給付費に対する県の法定負担分であります。

2項の県補助金の地域支援事業交付金もそれぞれの補助割合に応じた交付となっております。

6款の財産収入は、介護給付費準備基金の積立金利子でございます。

7款の繰入金是一般会計と基金からの繰入金です。1項の一般会計繰入金1億9,388万5,572円は、保険給付費に対する法定負担分12.5%と、介護認定審査会経費などの事務費分でございます。

9ページをお願いいたします。

2項の基金繰入金2,002万5,000円は、介護給付費準備基金からの繰り入れで、介護給付

費に充当いたしました。

8 款の諸収入、9 款の繰越金はごらんのとおりです。

歳入合計は前年度比6.1%増の14億5,737万5,225円となりました。

11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款の総務費、支出済額2,138万4,437円は事務的経費でございます。

1 項の総務管理費は一般事務費、2 項の介護認定審査会費は認定調査、審査に要する経費、3 項は保険制度の普及費、4 項は保険料の賦課徴収の経費でございます。

2 款の保険給付費ですが、前年度より6.1%増の14億87万9,697円で、会計全体の97.7%を占めております。要支援も含めて、介護認定を受けている方の約78.2%の方が何らかの介護サービスを利用しており、認定者数、利用者数、介護給付費ともに増加をしているということでございます。

最下段の1 項の介護サービス等諸費、支出済額12億6,020万3,696円は、要介護者が利用したサービス費で、その内訳が次ページ、13ページの1 目から6 目までとなります。

中ほど2 項の介護予防サービス等諸費、支出済額6,884万7,044円は、要支援者が利用したサービス費であり、その内訳が1 目から5 目、次ページの一番上の5 目までとなります。

15ページですけれども、次の3 項のその他諸費、4 項の高額介護予防サービス等費、5 項の高額医療合算介護サービス等費はごらんのとおりでございます。6 項の特定入所者介護サービス費ですが、これは低所得者対策の一環として、施設入所者で所得の低い方は、食費と住居費の実費負担分が軽減されます。低所得者に対しては、所得に応じた自己負担の限度額が設けられており、限度額を超えた分は介護保険から給付されますので、この給付額が4,817万2,010円となりました。

17ページです。

5 款の地域支援事業、支出済額480万9,253円ですが、介護予防に関する支援が主で、地域包括支援センターで実施をしております。

19ページ中ほど6 款の諸支出金は前年度死亡等に伴う保険料の還付金等、前年度分精算に伴います国庫等支払い基金への返還金でございます。

21ページ、歳出合計は前年度比6.6%増の14億3,339万4,026円となり、23ページをお願いします。

実質収支額は2,398万1,199円となりました。

24ページの財産に関する調書は介護給付費準備基金の状況でございます。

以上で説明を終わりとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、平成26年度の東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告を申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、別冊の決算書に基づいて、会計処理、証書類等と照合を行った結果、決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であったこと、また予算執行についておおむね適正であるということが認められた。

ここで言っているおおむね適正というのは、要するに保険料が収入未済があったりすることですので、そういった点も今後の改善してもらいたいというふうなことがありますので、それをつけ加えておきます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） ここで休憩をとります。

再開を午後3時10分とします。

（午後 2時54分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 3時10分）

◎認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第12、認定第5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は6,554万7,826円、歳出の総額は6,520万3,777円でございます。歳入歳出差引額は34万4,049円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、地域開発事業特別会計について説明させていただきます。

5ページの事項別明細書をごらんください。

歳入の部、1款分担金及び負担金ですが、収入済額15万円、情報通信事業施設加入負担金3件分でございます。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額424万5,000円で713件分、滞納繰越分は4万2,000円、6件分でございます。

4款繰入金ですが、5,593万6,000円で、宅地造成事業一般会計繰入金654万7,000円、情報通信事業一般会計繰入金4,917万3,000円。

次のページになりますが、発電事業一般会計繰入金21万6,000円でございます。

5款繰越金ですが、収入済額35万553円でございます。

6 款諸収入は、収入済額482万4,273円で、上信自動車場支障移転補償費270万円と光ファイバー芯線貸付料212万4,273円でございます。

歳入合計といたしまして、6,554万7,826円でございます。

9 ページをお願いいたします。

歳出の部でございますが、1 款事業費ですが、支出済額1,011万2,039円で、内訳として1 項宅地造成事業費は6 万300円で、消耗品等でございます。

2 項情報通信施設事業費は、施設管理費として983万5,739円でございます。

主なものは、施設保守管理委託料226万8,000円、支障移転工事費で工事費5 件でございます。まして、365万5,800円でございます。

3 項発電事業費は東京電力接続検討調査料21万6,000円でございます。

2 款公債費でございますが、支出済額5,509万1,738円、内訳といたしましては、元金及び利子を合わせまして情報通信施設事業で4,855万1,054円、宅地造成事業で654万684円でございます。

歳出合計といたしまして、6,520万3,777円でございます。

13ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が6,554万7,826円、歳出総額が6,520万3,777円、歳入歳出差引額34万4,049円です。実質収支額も34万4,049円でございます。

14ページの財産に関する調書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、平成26年度の東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告を申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、別冊の決算書に基づいて、会計処理、証書類等と照合を行った結果、別添決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であったということ、また予算執行についておおむね適正であるということが認められました。

平成27年8月6日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第13、認定第6号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第6号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は4億3,874万803円、歳出の総額は4億3,110万23円でございます。歳入歳出差引額は764万780円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、5ページ、6ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入第1款分担金及び負担金ですが、収入済額で684万4,000円です。内訳ですが、農業集落排水分担金が48万1,000円、公共下水道負担金が636万3,000円となります。

2 款使用料及び手数料ですが、収入済額で 1 億6,433万9,917円となります。内訳ですが、1 目公共下水使用料が4,885万4,979円、2 目浄化槽使用料が設置時使用料を含めて8,694万9,747円、3 目農業集落排水使用料が箱島・岡崎地区、岩下・矢倉地区を合わせて2,853万5,291円となります。

3 款国庫支出金ですが、収入済額で604万9,000円となります。内訳ですが、浄化槽整備事業国庫補助金でございます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

4 款県支出金ですが、収入済額で645万8,000円となります。内訳ですが、浄化槽整備県費補助金でございます。

5 款繰入金につきましては、1 億7,533万2,046円です。内訳ですが、一般会計繰入金が1 億6,161万円、浄化槽市町村整備推進事業減債基金からの繰入金が1,372万2,046円です。

6 款繰越金ですが、前年度繰越金が1,624万2,030円となります。

7 款諸収入ですが、収入済額597万5,810円です。内訳ですが、先ほどの減債基金積立金の利子が 2 万8,400円、雑入として公共下水道事業雑入は管路施設等の管理システム保守管理業務、指定店頭登録料等で24万6,690円、浄化槽整備事業で上信道整備に伴う移設撤去工事補償金等442万6,320円、農集箱島・岡崎地区の上信道工事に伴う補償金95万400円など、合計594万7,410円の収入になっております。

9 ページ、10ページをお願いいたします。

2 目の駐車場等付帯工事費が32万4,000円となっております。駐車場の付帯工事につきましては、合併浄化槽 6 本の駐車場使用等の付帯工事を実施したものです。

8 款町債ですが、下水道事業債、過疎対策事業債、資本費平準化債を合わせて5,750万円です。

以上、歳入合計額は 4 億3,874万803円となります。

続きまして、11、12ページからの歳出をごらんください。

1 款総務費ですが、一般管理費ということで職員 4 名分の人件費と事務的な経常経費でございます。

次に、2 款建設費、1 項 1 目建設事業費は4,426万7,671円です。これ以降につきましては、各事業ごとにまとめてありますので、備考欄をごらんいただきたいと思います。

最初に、公共下水道事業費ですが、263万4,583円です。備考欄上から 8 行目、新規取り付け管設置工事請負費から 3 行下の公共ます設置工事請負費までの合計226万7,653円が工

事請負費となります。

次に下から 9 行目の浄化槽整備事業費ですが、3,733万7,925円です。備考欄下から 3 行目の浄化槽設置工事請負費が33基を設置いたしまして、3,074万7,600円になります。

13、14ページをお願いいたします。

備考欄 1 行目の浄化槽排水設備工事費補助金として242万3,000円、18件分を支出しております。

次に、農業集落排水箱島・岡崎地区は、348万2,800円です。上信道工事に伴う岡崎地区の管渠布設がえ工事設計委託料95万400円、その下の舗装本復旧とマンホール高さ調整で251万6,400円が工事請負費となります。岩下・矢倉地区は全体額で81万2,363円で、備考欄下から 5 行目の新規取り付け管設置工事請負費52万9,200円が主なものでございます。

続きまして、3 款施設費、1 項 1 目施設管理費の 1 億4,069万6,460円でございます。ここではそれぞれの施設の維持管理に要した修繕費や、保守点検管理業務委託料などを計上してございます。

最初に、公共下水道事業費ですが、3,358万7,328円で、26年度末現在で接続世帯が814世帯で接続率は79.7%です。備考欄 8 行目、処理場ポンプ等修繕料334万8,000円は吾妻浄化センターのポンプの修繕でございます。

下から12行目、処理場維持管理業務委託料の803万4,336円は、吾妻浄化センター維持管理の業務委託料でございます。その下の管路維持管理業務委託料406万800円は、管路延長4.2キロの清掃と、カメラ調査約0.8キロの維持管理業務委託料でございます。

その下の、マンホールポンプ通報システム管理業務委託料84万9,657円は、22カ所のマンホールポンプ異常通報等の業務委託料です。

2 行下の汚泥運搬処理業務委託料508万9,365円は、吾妻浄化センターの汚泥運搬処分の委託料でございます。

15、16ページをお願いいたします。

備考欄 6 行目の浄化槽整備事業費の6,897万3,762円ですが、1,547基の保守点検等を行いました。

備考欄15行目、16行目の浄化槽清掃業務委託料と浄化槽保守点検委託料を合わせて4,773万8,473円の保守点検委託料でございます。

次の農業集落排水箱島・岡崎地区の2,048万3,445円ですが、接続率89.3%、353世帯が使用しております。

備考欄下から20行目の処理場維持管理業務委託料の604万6,108円は、処理場を維持管理するための委託料でございます。

その下の管渠維持管理業務委託料の449万2,800円は、管路維持のための業務委託料でございます。

次の農業集落排水岩下・矢倉地区の1,765万1,925円ですが、接続率78.9%、291世帯が使用しております。先ほどの、箱島・岡崎地区と同様、施設の維持管理費等となっております。今後の課題は接続率の向上になります。

次のページをお願いいたします。

続きまして、4款公債費、1項公債費ですが、元金・利子の償還を合わせて、2億1,612万8,347円です。備考欄に元金・利子別に各事業ごとにまとめて計上されておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

最後に、予備費ですが、予備費の執行はありませんでしたので、よろしくをお願いいたします。

以上、歳出合計で4億3,110万23円で、執行率は97.51%となりました。

次ページは、実質収支に係る調書でございます。

20ページからは、財産に関する調書が記載をしておりますので、ごらんください。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、平成26年度の東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告を申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、別冊の決算書に基づいて、会計処理、それから証書等と照合を行った結果、別添決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であったこと、また予算執行についておおむね適正であるということが認められました。

平成27年8月6日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第14、認定第7号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第7号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は6,142万191円、歳出の総額は5,865万3,161円でございます。歳入歳出差引額は276万7,030円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 5ページ、6ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、歳入ですが、第1款分担金及び負担金で、1目簡易水道分担金として収入済額で64万8,000円の収入がございました。13ミリの加入分担金で6戸分の新設でございました。

次に、2款使用料及び手数料の3,402万8,155円ですが、これにつきましては、水道使用料及び量水器の使用料ですが、内訳は現年分が3,318万7,520円、過年度分が84万635円でご

ざいます。

3 款繰入金につきましては、一般会計より1,059万8,000円の繰り入れでございます。

4 款繰越金につきましては、前年度繰越金として117万5,890円でございます。

5 款諸収入につきましては、雑入の1,097万146円です。これは上水道工事に伴う補償金として162万円、土地改良工事に伴う補償金397万4,400円、鎌田沢工事に伴う補償金531万4,412円などでございます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

6 款町債ですが、簡易水道事業債200万円と過疎債200万円、合わせて400万円でございます。

以上、歳入合計で6,142万191円となります。

続きまして、9 ページ、10ページをごらんください。

1 款簡易水道費、1 項 1 目維持管理費ですが、これは施設全体の維持管理に係る費用でほとんどが経常的な経費でございます。

備考欄をごらんください。上から10行目の災害基金負担金までは職員 1 名の人件費でございます。

16行目の簡易水道施設電気料ですが、簡易水道施設17給水区の水源と配水池の電気料638万9,822円、19行目の配水管等施設修繕料316万4,195円とありますが、配水管の破裂や施設の修繕費などでございます。

備考欄の下から15行目の検定有効期限満了量水器交換工事の90万1,476円から、7 行下の田谷配水池ネットフェンス改修工事60万4,800円までが工事請負費で、合計1,443万3,876円となります。

11、12ページをお願いいたします。

次に、2 款公債費ですが、1 目元金、2 目利子を合わせて1,434万4,888円になります。

以上、歳出合計5,865万3,161円で、94.81%の執行率となりました。

13ページに、実質収支に係る調書。

14ページには、財産に関する調書が記載をされていますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員(角田隆紀君) それでは、平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告を申し上げます。

地方自治法の規定に基づきまして、別添決算書に基づいた会計処理、証書類と照合を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また予算執行についてはおおむね適正であるということが認められました。

平成27年8月6日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長(一場明夫君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第15、認定第8号 平成26年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第8号 平成26年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入では、営業収益1億7,671万8,165円、営業外収益3,694万9,975円で、水道事

業収益が 2 億1,366万8,140円となります。

収益的支出では、営業費用 1 億5,396万4,241円、営業外費用3,632万2,725円、特別損失 334万9,764円で、水道事業費用は 1 億9,363万6,730円でございます。

営業活動から生ずる未処分利益剰余金1,762万9,251円は、減債積立金へ積立いたします。

資本的収入では、負担金が1,629万6,647円で、資本的収入は1,629万6,647円となります。

資本的支出では、建設改良費4,729万644円、企業債償還金6,905万7,788円で、資本的支出は 1 億1,634万8,432円となり、不足する額 1 億 5 万1,785円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額229万9,182円、過年度分損益勘定留保資金298万7,684円、当年度分損益勘定留保資金6,000万円、減債積立金処分3,476万4,919円で補填いたしました。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について説明をさせていただきます。

7 ページをごらんください。

損益計算書ですが、これ以降につきましては、税抜きで表示をさせていただきます。

右から 2 列目の 1、営業収益の合計が 1 億6,468万7,721円、2、営業費用の合計が 1 億 5,239万92円となり、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益が一番右の列中ほどの営業利益1,229万7,629円となります。

その下の経常利益が2,094万9,214円ございます。

一番下から 4 行目が当年度の純利益でありまして、1,762万9,251円となりました。ただし、前年度繰越利益剰余金が1,230万5,296円と会計制度改正の移行処理でその他未処分利益剰余金変動額が 1 億4,794万1,092円ございますので、当年度未処分利益剰余金といたしまして、1 億3,080万5,424円となります。

次に、8 ページ、9 ページをごらんください。

剰余金計算書です。先ほど説明しましたが、9 ページ右から 3 列目の未処分利益剰余金（未処理欠損金）の欄でございますが、一番下の行、当年度末残高として 1 億3,080万 5,424円となりました。

続きまして、8 ページ一番右の列、資本剰余金当年度末残高として1,763万8,617円とな

ります。

その下の剰余金処分計算書ですが、9ページの左の列の会計制度改正に伴う移行処理剰余金1億1,317万6,173円と、右の列の積立金取崩額3,476万4,919円の合計1億4,794万1,092円を資本に組み入れ、8ページ一番右の列の当年度純利益1,762万9,251円を減債基金に積み立てるものでございます。

次の10ページ、11ページの貸借対照表をごらんください。

10ページ最下段、資産合計は、固定資産、流動資産を合わせて24億8,832万7,621円です。

11ページに行きまして、負債の部の一番下、負債合計が14億5,727万8,284円、資本の部の一番下から2行目の資本合計は10億3,104万9,337円となりまして、資本の部の一番下の負債資本合計と10ページ資産の部の一番下の資産合計は同額となります。

続きまして、12ページの水道事業報告書をごらんください。

1、概要(1)の総括の営業状況ですが、ここ数年は加入戸数・給水戸数・給水人口とも減少傾向にありましたが、26年度も加入戸数・給水戸数・給水人口は減少いたしました。配水量につきましても0.8%ほど減少しております。表の一番下の有収率でございますが、1.1%減少し82.0%でございました。老朽管等の更新を計画的に進め、向上に努めたいと考えております。

建設改良につきましては、ごらんのとおりですが、14ページに建設改良工事の内容が記載されておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

次に、経理状況ですが、収益的支出では1,762万9,251円の利益が生じ、資本的収支では1億5万1,785円の不足額となりました。

次に、給水収益の収納状況を掲載してありますが、収納率が98.37%となりました。未納者に対しましては、引き続き未納者対策を講じていきたいと考えております。

(2)の議会議決事項、13ページ(3)の行政官庁認可事項及び職員に対する事項につきましては、ごらんのとおりでございます。

続きまして、14ページの工事ですが、先ほど申し上げました建設改良工事の内容でございますのでごらんをいただきたいと思います。

続きまして、15ページの3、業務(1)の業務量でございます。

12ページの営業状況とほぼ同じですが、前年度との比較となっております。

表の下の供給単価が129円70銭、給水原価が135円64銭となっております。

16ページの事業収入に関する事項及び事業費に関する事項は、対前年度との比較ですので

ごらんをいただきたいと思います。

17ページの会計ですが、ここには企業債の概要、補助金の概要、負担金の概要を記載してございます。企業債の未償還額は9億1,546万6,908円となっております。補助金につきましては、一般会計より2,000万円を受け入れ、収益的収支において2,000万円を企業債の償還金利息に充当いたしました。また、負担金につきましては、町道の道路改良工事に伴う布設がえ工事負担金を中心に2,073万7,718円を受け入れました。

続きまして、18ページからの水道事業収益費用明細書をごらんください。税抜きで表示しております。

水道事業収益として2億163万7,556円となりますが、その明細を掲げてあります。

次の19ページから21ページまでは、水道事業費用の明細でございます。費用合計は19ページの一番上の欄にあります、1億8,400万8,305円となります。この明細は7ページの損益計算書にも連動しております。

続きまして、22ページの資本的収支明細書をごらんください。これは税込みの金額となっております。

資本的収入は1,629万6,647円、資本的支出は1億1,634万8,432円となりました。これは4ページ、5ページの資本的収入及び支出に連動しております。

資本的支出の企業債償還金6,905万7,788円は、元金部分でございます。

24ページから26ページに明細がございますので、ごらんをいただければと思います。

最後となりますが、23ページには固定資産明細書が、24ページ以降は先ほど申し上げました企業債明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、平成26年度東吾妻町水道事業の決算審査の結果について報告を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、別冊決算書に基づいて会計処理、証書類等と照合を行った結果、別添決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確で

あった。また予算執行についておおむね適正であるということが認められました。

平成27年8月6日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は9月7日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時50分）

平成27年 9 月 7 日（月曜日）

（第 2 号）

平成27年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程(第2号)

平成27年9月7日(月) 午前10時開議

- 第1 議案第5号 東吾妻町出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 第2 議案第6号 東吾妻町地域振興センター条例について
- 第3 議案第7号 東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第8号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算(第3号)
- 第6 議案第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第7 議案第3号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第8 議案第4号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 第9 議案第9号 字区域の変更について
- 第10 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	地域政策課長	浅 見 梅 雄 君
保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	三 枝 仁 君
税 務 課 長	丸 山 和 政 君	農 林 課 長	松 井 秀 之 君
建 設 課 長	高 橋 修 君	上下水道課長	土 屋 利 夫 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	荒 木 博 之 君	教 育 課 長	角 田 豊 君

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議 会 事 務 局 長 議 係	水 出 淳
--------	---------	--------------------	-------

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎議案第５号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第１、議案第５号 東吾妻町出産祝金条例の一部を改正する条例
についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、議案第５号 東吾妻町出産祝金条例の一部を改正する条例について、提案理由
の説明を申し上げます。

今回の改正は、赤ちゃんの健全育成と子育て支援を目的に出産祝金の受給資格要件の拡充
を図るものでございます。

概要につきましては、現行の受給資格に加えて住民基本台帳に記載後６月に満たない者に
対しても、一定の条件を付して祝金の受給対象とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださ
いますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） おはようございます。

それでは、新旧対照表、一番裏面ですけれどもごらんください。

今回の改正は、町長提案理由のとおりでありまして、出産祝金の受給資格を拡充するもので、第2条の改正でございます。

現行では、第2条で本町の住民基本台帳に記載された後、引き続き6月以上町内に住所を有する者が支給の対象でしたが、改正では、第1項第1号に現行と同様に期間要件を規定しております。また、第2号で具体的に受給者を父または母と規定するものでございます。

第2項を新たに追加しまして、第1項第1号の要件を満たしていない者に対しても、支給の対象とすることができるという規定を設けるものでございます。具体的な例としましては、4月に転入をし、住民登録した者が8月に出産した場合、現行では6月という期間要件で支給の対象にはなりません。改正後は住民登録をした日から6カ月を経過した日をもって、支給の対象とすることができるものとなります。

なお、附則で本条例の施行日は公布の日からとなりますが、平成27年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第2、議案第6号 東吾妻町地域振興センター条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 東吾妻町地域振興センター条例についての提案理由の説明を申し上げます。

今回上程する内容につきましては、旧岩島中学校、町のコミュニティ環境の整備及び若者の定住促進等のため、地域振興センターを設置するための条例の制定でございます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

この条例につきましては、旧岩島中学校を地域振興センターとして有効活用するための条例でございます。地域振興センターの維持管理、利用許可、使用料等を定めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は設置でございます。町民のコミュニティ環境の整備及び若者の定住促進のために設置するものでございます。

第2条は、名称及び位置の規定でございます。名称は東吾妻町地域振興センター、位置は旧岩島中学校でございます。

第3条は管理、第4条は利用の許可、第5条は許可の取消の規定でございます。

第6条は、使用料及び利用時間の規定でございます。

第7条で使用料が減免できる規定を、第8条で使用料の不還付の規定を定めております。

第9条は、原状回復の義務、第10条で損害賠償、第11条は、利用者の遵守事項の規定でございます。

第12条、13条、14条は、今のところ予定はございませんが、施設の指定管理を行うことができる規定でございます。

なお、施設の利用につきましては、料理教室、作品展、講演会などとともに体験学習の簡易宿泊施設としての利用を見込んでおります。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第7号 東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

今回、改正をお願いする内容につきましては、行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人情報保護法制が行うべき特定個人情報の保護措置を踏まえ、特定個人情報の適正な取り扱いの確保等についての改正及び行政不服審査法の施行に伴います条文の整備を行うものでございます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 今回の改正につきましては、番号法の施行に伴い、個人情報保護法制が行うべき特定個人情報の保護措置を踏まえ、特定個人情報の適正な取り扱いの確保等に必要な改正と行政不服審査法の全面改正に伴います条文等の整備を行う改正でございます。

改正の要旨は、利用目的以外の目的での利用に関し、例外を除いて原則禁止、情報の提供は番号法第19条の各号に該当する場合のみ可能。開示、訂正、利用停止に関し、本人及び法定代理人に加え任意代理人の請求も認める。

利用停止について、番号法に違反する行為のうち、特に不適切なものが行われた場合には請求を認める。経済的な理由によらず、自己情報が確認できるよう開示手数料の減免措置を講じる。他の条例等により開示方法が定められている場合でも、重ねて番号法に基づくマイポータルを通じた開示を可能にする。訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者または情報照会者に対し通知する。行政不服審査法の施行に伴う条文整備でございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第2条で、特定個人情報及び情報提供等記録の定義を加えます。

2ページをお願いいたします。

第8条の2として、特定個人情報の利用の制限を、第8条の3として、特定個人情報の提供の制限を加えます。

次のページをお願いいたします。

第13条、第14条、第15条は、法定代理人に加え、任意代理人の請求も認めるための改正でございます。

第23条は費用負担の減免ができるようにする改正でございます。

4ページをお願いいたします。

第27条は、総務大臣及び情報提供者または情報照会者に対し通知するための改正でございます。

第28条は、自己情報の利用停止請求権を認めるための改正でございます。

第32条以降につきましては、行政不服審査法の改正による不服申し立てを審査請求に改正されたことによる条文整備でございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第4、議案第8号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

今回、改正をお願いする内容につきましては、マイナンバー制度導入に伴う通知カード等の再発行をする場合の手数料を規定するもの、及び鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行に伴います法律名の改正でございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますよ

うよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） この条例の改正は、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に伴いまして、法律名を改正するとともに、マイナンバー制度導入に係る通知カード等の再発行手数料を規定する改正でございます。

マイナンバー制度の通知カード及び個人番号カードの初回の交付手数料及び経費については、国からの法定受託事務として取り扱い、国庫補助対象となっていることから個人負担は発生しませんが、紛失等により再交付となる場合の交付手数料経費については、国庫補助の対象とならないことが国から示されております。このため、カードの紛失等による再交付を希望する場合は、受益者負担の考えから手数料を負担していただくことになります。

なお、カード等の原価等を考慮して、国から示されている再交付手数料相当経費は、通知カードが500円、個人番号カードが800円ですので、同額を再交付手数料として規定する改正を行うものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は歳入歳出ともに6,132万円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億8,956万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、平成26年度決算額の確定に伴う前年度繰越金の増、財産管理費の増、商工観光費の増などが主な内容でございます。

以下、歳入の概要につきましてご説明申し上げます。

前年度繰越金につきましては、決算額の確定により 2 億3,180万9,000円の増となっております。繰越金の増額に伴いまして、財政調整基金繰入金を 2 億3,950万1,000円減額いたしますので、当初予算時点で 3 億円繰り入れ予定であった財政調整基金繰入金は、この段階で皆減となりました。

町債の補正につきましては、事業費の確定等による増減と臨時財政対策債発行可能額の確定に伴う増額が主なものでございます。

概要は以上でございますが、歳出の詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、1 ページをお願いいたします。

第 1 条でございますが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ6,132万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ85億8,956万8,000円とするものでございます。

第 2 条につきましては、地方債の補正でございます。

次に、詳細について説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正でございます。内容につきましては、地方債の変更でございます。防火水槽整備事業（過疎債）から臨時財政対策債までの 6 事業につきまして、地方債の限度額を補正額の限度額にそれぞれ変更するお願いでございます。

続きまして、事項別明細によりまして歳入の説明をさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。

14款 2 項国庫補助金、1 目教育費国庫補助金ですが、674万7,000円の減額でございます。

15款 2 項県補助金、1 目総務費県補助金でございますが、650万4,000円の追加でございます。いわゆるマイナンバー制度県費補助金、総務省分の補助金の追加でございます。

4 目の農林水産業費県補助金ですが、32万5,000円の追加でございます。林道舗装事業坂倉線補助金75万円の減額、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金107万5,000円の追

加で、差し引き32万5,000円の追加のお願いでございます。

5目商工費県補助金ですが、290万円の追加でございます。岩櫃山周辺案内看板等整備事業に対する千客万来支援事業の交付決定による250万円の追加と、吾妻溪谷交通対策事業に対する地域振興調整費補助金40万円の追加でございます。

16款1項1目財産貸付収入でございますが、236万9,000円の追加でございます。旧東中学校の建物、土地を有する企業からの土地建物貸付収入でございます。

2目の利子及び配当金55万2,000円の追加でございますが、庁舎建設基金の追加でございます。

次の2項財産売却収入でございますが、未利用町有地売り払いによる795万7,000円の追加でございます。

18款1項基金繰入金でございますが、2億3,950万1,000円の減額でございます。繰越金の確定に伴いまして、財政調整基金からの繰入金を基金に戻し、ゼロとするものでございます。

19款1項繰越金ですが、決算額の確定により2億3,180万9,000円を追加するものでございます。

20款4項雑入ですが、740万4,000円の追加でございます。東京電力からの線下補償料705万1,000円が主なものでございます。

21款1項町債、1目総務債ですが、360万円の減額でございます。内訳ですが、防火水槽整備事業債340万円の追加と、萩生地区活性化事業で予定している休憩所建築に対する地域活性化事業債700万円の減額でございます。

3目農林水産業債でございますが、工事費の減に伴いまして80万円の減額でございます。

4目土木債ですが、町道長寿園線工事費の減及び町道松谷・六合村線の群馬県委託金の減に伴いまして、1,140万円の減額でございます。

5目教育債680万円の追加ですが、坂上小学校施設整備事業債を追加するものでございます。

6目臨時財政対策債5,674万8,000円の追加ですが、発行可能額の確定に合わせて追加をするものでございます。

歳入につきましては以上でございますが、歳出につきましては各担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 2款1項3目財政管理費でございますが、プレミアム商品券発行業務、それから決算統計業務による時間外手当10万円の追加でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 会計課長。

○会計課長（荒木博之君） 2款1項4目3節職員手当でございますが、時間外勤務手当3万8,000円の追加のお願いでございます。これはマイナンバー制度による会計事務の増加が見込まれることなどによるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、5目財産管理費でございますが、庁舎管理事業につきましては、庁舎建設基金積立金55万3,000円の追加でございます。その他財産管理事業は、工事請負費で地域振興センターの改修費と土地開発基金からの土地購入費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 8目の財政調整基金費でございますが、繰越金確定に伴いまして基金への積立金を33万4,000円追加するものでございます。

次の14目電算業務費ですが、マイナンバー制度に伴い地方公共団体システム機構が設置をする中間サーバーへの負担金650万4,000円の追加が主でございます。これは100%補助金で行うものでございます。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） お世話になります。

17目地域活性化対策費389万1,000円の追加のお願いでございます。萩生地区活性化事業の42万6,000円の追加のお願いは、トイレの電気料の追加のお願いでございます。吾妻溪谷交通対策事業の346万5,000円は、ハッ場ダム本体工事に伴って行き止まりとなりました国道145号を活用し、吾妻溪谷内の周遊を促すために有効な手段として期待されるシャトルバスの実現性を探るため、シャトルバスの試験運行費の追加のお願いでございます。この事業につきましては、県の地域振興整備費補助金40万円の交付をいただく予定になっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） お世話になります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費18万4,000円の追加のお願いでございます。職員人件費として時間外勤務手当の追加でございます。内容につきましては、マイナンバー制度の導入に伴う時間外手当によるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、4項選挙費、1目選挙管理委員会費でございますが、選挙権が18歳になりますことに伴います選挙システム改修委託料の追加のお願いでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、8項事業費、5目国民宿舎事業費44万1,000円の追加のお願いでございます。

国民宿舎吾妻荘は、高崎市への譲渡に向けて現在協議中ですが、12月まで建物の維持管理を行うことを想定いたしまして、電気料、電話料の追加のお願いでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 4款1項1目保健衛生総務費です。国保施設勘定への繰出金778万4,000円の減額でございます。この繰出金につきましては、国保特別会計で説明させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

3項1目の簡易水道費でございますが、113万2,000円の減額のお願いでございます。これは28節の簡易水道特別会計への繰出金の減額でございます。この内容につきましては、簡易水道特別会計補正予算のところで説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（松井秀之君） お世話になります。

10ページをお願いいたします。

6 款 1 項 3 目農業振興費37万6,000円追加のお願いでございます。これは東京都にあるぐんまちゃん家が実施する東吾妻町物産展開催のための経費で、物産展に出品する野菜や果実等の購入費、高速道路通行料でございます。

6 目の農地費450万円追加のお願いでございますが、岡崎土地改良区内の道路建設工事で県単土地改良事業で実施いたします。事業費は1,000万円で県と町が450万円ずつ、受益者は100万円の負担となります。

続きまして、7 目の地籍調査費15万4,000円追加のお願いでございますが、農林課の公用車の修理代でございます。

続きまして、2 項 1 目の林業振興費229万円追加のお願いでございます。ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金を利用し、困難木伐採、周辺木間伐、岩櫃山景観伐採作業を追加実施いたします。

2 目の林業基盤整備費165万3,000円の減額のお願いでございますが、県単林道改良事業につきましては、県単林道舗装工事で林道坂倉線の県費補助金が減額となったためのもので、町単林道整備事業につきましては、軽トラック及び草刈り機の所管がえによる減でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、11ページをお願いいたします。

7 款商工費、1 項商工費、3 目観光費804万6,000円の追加のお願いでございます。観光管理費の40万円は、古谷地区の岩櫃山登山口駐車場拡張工事費用の追加のお願いでございます。観光宣伝事業の760万円の内訳は、真田丸関連広告費として、NHKともタイアップを行って関連雑誌や広告などの掲載を予定する広告費としての60万円の追加のお願いでございます。

工事費につきましては、岩櫃山周辺案内看板整備のための工事費として600万円の追加のお願いでございます。これは県の千客万来支援事業補助金の交付の内示を受けまして、これに伴いまして追加のお願いでございます。

なお、表示につきましては、3 カ国語表示が交付の採択要件になっておりますので、対応を考えております。また、ホームページ作成補助金につきましては、真田丸関係水仙ちゃんの専用ホームページを観光協会にお願いしまして作成したいと考えております。その作成するための補助金として100万円の追加のお願いでございます。

森林公園管理事業 4 万 6, 000 円につきましては、施設管理委託料の追加のお願いでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） お世話になります。

8 款の土木費です。1 項 2 目道路維持費 22 万 4, 000 円の追加のお願いでございます。

今年度の機構改革で林道関係の予算が農林課へ移行したため、建設課で使用している草刈り機搭載の軽トラックに係る諸費用でございます。先ほど農林課長より町単林道整備事業の減額の説明がありましたが、予算上の所管がえでございます。

続いて、8 款 1 項 3 目道路改良費 40 万円減額のお願いでございます。

まず、道路改良費として 800 万円の追加ですが、町道矢倉・沢尻線、岩島橋の予備設計を委託しているところでございますが、ボーリング調査箇所数の増やそれに伴う水圧、室内岩石試験及び国道 145 号矢倉の信号から万木沢までの道路線形の設計でございます。また、ダム関連道路費 840 万円の減額でございますが、町道松谷・六合村線測量委託について、雁ヶ沢川に係る河川占有分の現地測量及び当該地区の水量調査委託で 410 万円の追加と、群馬県に委託しております同線の工事委託料 1, 250 万円の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、9 款 1 項 1 目消防費でございますけれども、消火栓設置工事等に係る追加でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） お世話になります。

12 ページをお願いいたします。

10 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費で 13 節委託料 299 万 4, 000 円の追加のお願いでございます。旧中学校備品の廃棄委託料でございます。

旧中学校備品につきましては、統合中や各小学校で必要な備品の移動は既に済んでおり、現在、各課等で必要な備品について移動を行っているところでございます。今後、各区や団体にご案内をして譲渡した後、一般の方に売却し、さらに残ったものについての廃棄処分という予定になっております。これに要する廃棄運搬委託料でございます。

続きまして、5 項社会教育費、5 目発掘調査費で 13 節委託料 400 万円の追加のお願いでござ

ございます。13節委託料としまして古墳発掘調査委託料でございます。下郷古墳群の一部の古墳がリンテック吾妻工場敷地内でございます。今回、リンテックが吾妻川沿いののり面補強工事を実施するのに伴いまして、この古墳が支障になるということでの調査が必要になるということでございます。その委託料でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、事業勘定では歳入歳出それぞれ5,180万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億7,707万4,000円とするものでございます。

施設勘定は歳入歳出それぞれ378万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,867万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、国保特別会計の補正について、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

まず、事業勘定の歳入から説明いたします。

5款1項1目療養給付費交付金713万7,000円の追加、これは前年度分交付金の確定による追加交付でございます。

6款1項1目前期高齢者交付金9万2,000円の減額、これも額の確定によるものでございます。

9款2項1目基金繰入金1,725万1,000円の減額、繰越金の増額に伴いまして基金繰入金を減額し、その分を基金へ戻すというものでございます。

次の10款1項1目前年度繰越金6,201万5,000円の追加です。繰越金の額の確定によるものでございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費10万円の追加、事務用備品といたしましてプリンターの購入費でございます。

3款1項1目後期高齢者支援金38万5,000円の追加、これにつきましては当初概算交付額と現在確定額との差額分の追加でございます。

4款1項1目前期高齢者納付金3万6,000円の追加、これも当初の概算額との差額分の追加でございます。

次に、6款1項1目介護納付金23万6,000円の減額です。額の確定によるものでございます。

9款1項1目基金積立金4,098万9,000円の追加、繰越金の確定に伴う増額分を基金へ積み立てをしまして、将来の国保の財政安定化に備えるというものでございます。

10款1項2目退職被保険者等保険税還付金30万円の追加、3目償還金として1,023万5,000円の追加、これは前年度分の国及び県の補助金等の精算に伴う返還金でございます。

続きまして、施設勘定の説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

歳入ですが、4款1項1目一般会計繰入金778万4,000円の減額、及び5款1項1目繰越金1,156万4,000円の追加、それぞれ前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目一般管理費365万円の追加でございます。診療所のトイレの修繕料と工事請負費としまして医師住宅の浴室等の改修工事費でございます。

次に、2款1項1目医業管理費13万円の追加です。委託料としまして医療用廃棄物の処理委託料の追加でございます。

以上、国保特別会計事業勘定及び施設勘定の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第7、議案第3号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成26年度分国庫支出金及び支払基金交付金の精算と前年度繰越金の確定に伴うものが中心でありまして、2,292万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ15億6,398万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） それでは、事項別明細書の4ページをお願いします。

歳入ですが、9款の繰越金ですが、前年度決算により確定いたしましたので、2,292万3,000円を追加するものでございます。

歳出ですが、1款1項1目の一般管理費で33万5,000円のお願いでございます。これは被保険者証、負担割合証などの印刷製本費の追加でございます。

続いて、3款の基金積立金で1,019万3,000円のお願いでございます。これは介護給付費準備基金への積み立てのお願いでございます。

続いて、5款の諸支出金ですが、償還金として1,239万5,000円のお願いです。これは前

年度分の介護給付費等の精算によりまして、国庫と支払基金への返還金が確定しましたので、その額をお願いするものでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第8、議案第4号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに359万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,238万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、3ページをごらんください。

第2表、地方債の補正でございます。

1の地方債の変更でございますが、簡易水道事業債を120万円追加して限度額を410万円とするものです。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款1項1目の一般会計繰入金の113万2,000円の減額でございます。26年度決算により繰越金の額が確定したことによる減額でございます。

4款1項1目の前年度繰越金176万7,000円の追加でございます。決算による額の確定で

ございます。

5 款 1 項 1 目雑入の176万1,000円の追加でございますが、上信自動車道岡崎地区の配水管布設替え工事の補償金の追加でございます。

6 款 1 項 1 目の簡易水道事業債120万円の追加でございます。

続きまして、5 ページ、歳出をごらんください。

1 款 1 項 1 目の維持管理費の359万6,000円の追加のお願いでございます。主なものといましては、工事請負費の304万円の追加でございます。内容といたしましては、堀井戸水源ポンプ交換工事で制御盤の改修の追加、上信自動車道工事に伴う配水管布設替え工事の変更追加等によるものでございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第9号 字区域の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 字区域の変更について提案理由の説明を申し上げます。

八ッ場ダム関連事業であります町営松谷土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地区画及び形状を改めた結果、松谷字久々戸、新井、大割目において字を変更することが必要となりました。ご議決をいただき、報告をし、県及び関係機関へ報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

農林課長。

○農林課長（松井秀之君） お世話になります。

それでは、詳細説明をいたします。

今回の字区域の変更につきましては、大字松谷地内で字新井の一部を字久々戸へ、字久々戸の一部を字新井に変更するものでございます。

議案書には変更理由書及び変更調書、位置図、変更概要図、字区域変更図、換地計画原案図を添付させていただいております。

初めに、位置図をごらんいただきたいと思います。土地改良事業の区域の位置を広域的に示してございます。

続きまして、変更概要図をごらんいただきたいと思います。左下には字界の凡例がございます。右下の対照表の①、②、③の位置が、その上の位置となります今回の変更箇所でございます。

次に、字区域変更図と換地計画原案図を対比しながらごらんいただきたいと思います。

区域変更図は、換地前の従前の地番での表示となっております。右下の凡例がございますが、黒線で黒丸がある線が旧字界で、赤線で赤丸の線が変更後の字界となります。

初めに、区域概要図の①でございますが、字新井207の1、208の1、209の1、209の2及び久々戸80の1に隣接する字新井の道路の一部、換地原案図では仮地番33の1及び隣接する水路の一部と仮地番19の2に隣接する道路の一部を、字新井から字久々戸へ変更いたします。

次に、②でございますが、松谷字久々戸69の5、70の1の一部、70の2の一部、71の1の一部、71の2の一部、72の3の一部、72の5の一部、73の一部、74の一部、79の一部、80の1の一部、82の1、83の1、84、86の1、83に隣接する字久々戸の道路及び水路の一部、換地原案図では仮地番18の1、18の2、18の3、19の1、19の2、24の4及び隣接する道路及び水路の一部を字久々戸から字新井に変更いたします。

最後に、③でございますが、大字松谷字大割目455の一部、456の1の一部及び455に隣接する字大割目の道路及び水路の一部、換地原案図では仮地番13の2、13の3及び13の2に隣接する道路及び水路の一部を字大割目から字新井へ変更いたします。

簡単に申し上げますと、換地原案図右下の仮地番33の1及び隣接する水路の一部を、字新井から久々戸へ変更いたしますのは、仮地番33の1の東側以外の南側、西側、北側の土地は全て道路敷となっており、仮地番33の1が字新井に隣接せずに飛び地になってしまうことにより、久々戸に編入するものでございます。

それ以外の変更につきましては、土地改良により道路敷となった部分の橋を字界とするための変更でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎請願書・陳情書の処理について

○議長（一場明夫君） 日程第10、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書、陳情書は、お手元に配付した請願文書表・陳情文書表のとおりそれぞれ常任委員会に付託しますので、その審査を9月14日までに終了するようお願いいたします。

以上で請願書・陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで議員各位にお願い申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効的に活用し、十分調査くださるようお願い申し上げます。

なお、次の本会議は9月15日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前10時55分）

平成27年 9 月 15 日（火曜日）

（第 3 号）

平成 27 年東吾妻町議会第 3 回定例会

議 事 日 程（第 3 号）

平成 27 年 9 月 15 日（火）午前 10 時開議

- 第 1 認定第 1 号 平成 26 年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2 号 平成 26 年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3 号 平成 26 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4 号 平成 26 年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5 号 平成 26 年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6 号 平成 26 年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7 号 平成 26 年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8 号 平成 26 年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第 9 議案第 5 号 東吾妻町出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 6 号 東吾妻町地域振興センター条例について
- 第 11 議案第 7 号 東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 8 号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 1 号 平成 27 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 14 議案第 2 号 平成 27 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 15 議案第 3 号 平成 27 年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 16 議案第 4 号 平成 27 年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 17 議案第 9 号 字区域の変更について
- 第 18 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第 19 発委第 1 号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則について
- 第 20 議員派遣の件について
- 第 21 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第 22 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	一場明夫君	２番	里見武男君
３番	小林光一君	４番	重野能之君
５番	竹渕博行君	６番	佐藤聡一君
７番	根津光儀君	８番	樹下啓示君
９番	山田信行君	１０番	茂木恒二君
１１番	金澤敏君	１２番	青柳はるみ君
１３番	須崎幸一君	１４番	浦野政衛君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝仁君
税務課長	丸山和政君	農林課長	松井秀之君
建設課長	高橋修君	上下水道課長	土屋利夫君
会計課長兼 会計管理者	荒木博之君	教育課長	角田豊君

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 係	水出淳
--------	------	-------------	-----

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎認定第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 1、認定第 1 号 平成26年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る 9 月 4 日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

特にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、12番、13番、14番起立。

起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第2、認定第2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、去る9月4日、文教厚生常任委員会に審査付託されました認定第2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月9日開催の委員会において、町民課長出席のもと審査を行いました。

まず、国民健康保険事業勘定ですが、平成26年度の決算は、歳入総額21億8,768万5,252円、歳出総額は20億3,477万7,512円で、実質収支額は1億5,290万7,740円となりました。加入世帯数は2,485戸、加入率43.51%、被保険者数は4,338人で前年に比べ被保険者数は178人の減少となりました。

また、国保税の収納状況は4億937万9,983円で、前年度比2,800万円ほど減少となりました。全体収納率は86.81%でした。また、歳出では医療費が前年度に比べ率で約5%、金額で6,600万円ほど減少となりました。このため当初予定していた繰越金が増加し、27年度は基金へ4,000万円ほど積み立てができる状況となりました。当委員会でも引き続き滞納額の縮減を初め、より一層の国保財政の健全な運営に努めるよう要請いたしました。

次に、施設勘定についてご報告いたします。

歳入総額1億255万5,385円、歳出総額8,999万909円で、実質収支額は1,256万4,476円となりました。

診療収入は7,132万4,583円で、前年度に比べ120万円ほど減少しました。歳出では備品購入として超音波検査機等を購入いたしました。

今後も町民の健康維持と地域に密着した医療活動を進めていくとともに、保健、福祉、医療の連携強化、そして医療上の経営改善にも努めていくよう要請いたしました。

以上、国民健康保険特別会計、事業会計、施設勘定について文教厚生常任委員会では全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、認定第3号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、

審査結果の報告をお願いします。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長(竹淵博行君) それでは、去る9月4日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第3号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月9日開催の委員会において、町民課長出席のもと審査を行いました。

平成26年度の決算は、歳入総額1億8,470万783円、歳出総額は1億8,418万9,971円で、実質収支額は51万812円となりました。

保険料の収入済額は1億1,812万200円、収入未済額は4万6,100円でした。

後期高齢者医療は、広域連合が運営主体となり、町では各種届出、被保険者証の交付などの窓口業務、また保険料の徴収を行っています。被保険者は26年度末で2,986人で前年度に比べて16人の減少でありました。

なお、委員会としては今後も適正な事業執行に努めるよう要請いたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計について、文教厚生常任委員会に全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第4、認定第4号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、去る9月4日、文教厚生常任委員会に審査付託されました認定第4号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月8日開催の委員会において、橋爪保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

歳入総額14億5,737万5,225円、歳出総額14億3,339万4,026円、実質収支額は2,398万1,199円です。

介護保険給付費準備基金は2,001万5,157円を取り崩し、年度末残高2,058万4,047円となりました。歳出の保険給付額は前年度比6.1%増しの14億87万9,697円で、要支援も含めて介護認定を受けている方の78.2%が何らかの介護サービスを利用しており、認定者数、利用者数、介護給付費とともに増加しているとのことであります。

また、収入未済額が無年金者など普通徴収の51人で134万1,200円の滞納があり、監査委員の指摘もあるので滞納縮減に努めるよう要望いたしました。

以上、介護保険特別会計について、文教厚生常任委員会では全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第5、認定第5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇)

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） 認定第5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会の審査結果をご報告申し上げます。

去る9月4日の本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました。本件につきましては、9月8日の委員会に総務課長の出席求め審査を行いました。

決算結果は、歳入総額6,554万7,826円に対し、歳出総額6,520万3,777円となりました。昨年度、25年度よりも歳入歳出ともに半減をいたしましたが、一般会計から5,593万6,000

円の多額の繰り入れを行いました。その結果34万4,049円の実質収支額となりましたが、厳しい運営状況になっております。

委員から、収入未済額の回収を初め住宅団地の未販売区画の売却や支出の抑制を図り、健全育成に向けてさらなる努力を求める意見が出されました。

当委員会で審査をした結果、全員一致で認定すべきものと決しましたので、本会議においてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 1点伺います。

収入済額が6,550万円、うち一般会計からの繰り入れが5,593万円と、いわゆる一般会計からの繰入金で運用していると。いろいろな事業の内容があると思いますけれども、特別会計は原理原則は独立採算ということだと思いますけれども、この状況がずっと続くのか、あるいは改善するのか、その辺の見通しについて伺います。

○議長（一場明夫君） はい。

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） 委員会の中では、いずれにしてもこういう状況ではないだろうという意見は出されましたけれども、そういった具体的な話については、とりあえずのところ今回は出ていませんので。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○10番（茂木恒二君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかに質疑はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第6、認定第6号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇)

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、ご報告申し上げます。

認定第6号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会の審査結果をご報告申し上げます。

去る9月4日、本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました。本件につきましては、9月8日、上下水道課長の出席を求め審査を行いました。

決算結果では、歳入総額4億3,874万803円、歳出総額4億3,110万23円となり、収支額は764万780円となりました。

一般会計から1億1,610万円、浄化槽基金から1,372万2,046円の多額の繰り入れをして運営している状況です。実質的には資金不足の状態であります。平成26年度普及率は61.55%で、前年度よりも若干の向上は見られますが、今後も普及率、接続率の向上に努め、健全運営を図るべく意見が多く出されました。

厳しい現状の中、審査をし、委員会としては全員一致で認定すべきものと決しました。本会議においても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第7、認定第7号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇)

○総務建設常任委員長(樹下啓示君) 認定第7号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、委員会の審査結果をご報告申し上げます。

去る9月4日の本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました。本件につきましては、9月8日の委員会で上下水道課長の出席を求め審査を行いました。

歳入総額6,142万191円、歳出総額5,865万3,160円となり、収支額は276万7,030円となりました。

一般会計からの繰入金は1,059万8,000円となっており、これにより運営が維持できてお

りますけれども、早い機会に適正運営のための改善策を求めたところでございます。

委員会で審査をした結果、委員会としては全員一致で認定すべきものと決しました。本会議におかれても、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第8、認定第8号 平成26年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） 認定第8号 平成26年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について、委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月4日の本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました。本件につきましては、9月8日の委員会で上下水道課長の出席を求め審査を行いました。

給水戸数4,430戸、給水人口1万330人となり、若干減少傾向にあります。

なお、配水管延長につきましては、14万7,494メートルとなり、収益的収支では事業収益2億163万7,556円、事業費用は1億8,400万8,305円となり、1762万9,251円の年度末処分利益剰余金が生じました。これを減債積立金へ積み立てを行いました。営業外利益として一般会計から2,000万円の補助金を受け入れた結果であります。

今後は、計画的、継続的な調査等を実施し、料金改定等も検討し、企業債の償還も多額になっていることから、水道事業全体の経営改善を求める意見が出されました。

以上審査をした結果、委員会としては全員一致で認定すべきものと決しました。本会議においても、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

平成26年度決算認定については、8件全てが終了いたしました。

ここで会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

会計管理者。

○会計管理者（荒木博之君） お世話になります。

ただいまは、平成26年度の各会計の決算を認定いただきまして、大変ありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

審査の過程で、議員の皆様並びに監査委員さんからいただきましたご指摘やご意見等は、真摯に受けとめ今後も適正なる会計事務を執行してまいる考えでございます。引き続きまして、皆様方のご指導をお願い申し上げまして、お礼とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第5号 東吾妻町出産祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第6号 東吾妻町地域振興センター条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） それでは、何点か議案調査をしている中で、また理解ができなくなってしまったようなことがありますので、ひとつお答えしていただきたいと思います。

まずは、文教厚生常任委員会の中で、この条例案につきまして資料請求がありました。事業計画とか運営計画があるようだったら、全協ぐらいまでに出してほしいという要求であったんですけども、今まで出てきておりません。これぜひ出していただきたいと思いますけれども、今、出していただけるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

文教厚生常任委員会の中で出たわけですか。すみません。私はそちらに出席していませんので。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 総務課長は当然文教厚生常任委員会には出席していなかったんで、副町長が出せるものなら出しますという発言があったと思いますので、そのことについて、では、副町長、お答えください。

○議長（一場明夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 出てないということは、出せるものがないということです。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 1つのこの条例案を出しているのに、運営計画も事業計画もそういったものが何もないということで、そう捉えるのでよろしいんですね。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 紙に書いてとかということはございませんけれども、条例に書いてありますとおり運営する上でのものが、条例、規則等で定めてあるということでございますので、運営計画がないということではございません。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） ペーパーにはないけれども、あるという、この条例案がその運営計画だというような言い方に聞こえるんですけども、この条例案と運営計画とかというのは、

ちょっと違うんじゃないんですかね。

では、もう1点お聞きしますけれども、この10月1日から施行していくということであり
ますから、施行規則、これをきつともうつくつてあると思うんですけれども、これがもしあ
るようだったら出していただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 規則につきましては、原案ができております。ただ、庁内で行い
ます条例審査会のほうにまだかけてございません。予定とするとあす条例審査会の中で審査
をしていくと、それで10月1日に施行したいということで考えております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） その、では条例審査会、当然10月1日以前に行いますという答えが
くるとは思いますけれども、いつを予定していますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほど申し上げましたとおり、あすを予定しております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） すみませんでした。ちょっと聞き落としてしまいまして。では、あ
す条例審査会が行われるということであります。これだけの条例案を本会議に提出して、施
行規則も条例審査会も行っていなかった。本来つけて出してくるのが普通なんじゃないんで
すか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 条例につきましては、先月の条例審査会で審査しております。
規則についてはそれについての規則でございますので、あす行う予定ということでございま
す。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 施行規則をまだ決めていない。原案はありますという表現でありま
したけれども、まだしっかりとできているわけではない、審査会を通ってない。事業計画も
運営計画もない。基本的にはないんですよ、ペーパー的なものがないと言ったんですから。
こういうことって拙速って世の中では言うんだと思いますけれども、それについてのコメン
トをいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） この地域振興センターの使い方につきましては、基本的には今ま

であります公民館と同じように、各団体等が事業等を行うときにお貸しするというような形であります。条例の中にもそのようにうたっていると思います。規則のほうでは、その利用の許可の細かいところですか、使用料の減免ですかそういうものをうたっているということでございます。大雑把なところについては全部条例の中に入っているというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） まあ、私、これいろいろ議案調査してみて、本当に拙速でずさんなものなのではないかなというのが、だんだん明確になってきた条例案なんですけれども、では、ちょっと方向を変えまして、この施行日が10月1日となっておりますけれども、今、岩島中学校のインフラの状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） インフラと言いますと電気、水道等ということでございます。今まで学校があったとおり、教育委員会のほうで支払いをしてそのまま使えるようになっていると思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 今までと同じように教育委員会で払っているということは、あの施設はまだ教育施設ということで、資産ということでよろしいんですね。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 条例等ができた段階で、普通財産のほうに変えていきたいというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 今は、教育委員会のほうから水道代、電気代、電話代等が支払われているということでありますけれども、4月1日から統合中学になって岩島中学校は空になっているわけなんですけれども、それをずっと払い続けていたわけですね。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） すみません。先ほどの答えなんですけれども、条例が通りますと普通財産が行政財産になるということになります。公の施設という形になりますので。それから、電気料等でございますけれども、施設管理の関係で今までお支払いしているということでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） では、今まではそうやって払っていたと。これで条例が通るということになると、10月1日からこの水道代、電気代、電話代、あときっとテレビ等も設置すれば、テレビの受信料等、あと建物共済とかいろいろ入らなければいけないことがあるでしょうけれども、その予算措置はどのようになっていますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 現在の段階では今までどおり支払いをしなければならない。条例等が可決されますれば、そのような方向でしていきたいというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） よくわからないんですけれども、そのようにしていきたいということは、予算措置がないのに同じようにしていくということはどういうことですか。また、補正予算を組むということによろしいんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 予算については、今までどおりの予算を取ってありますので、支出項目が変わってくるということになると思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そういう使い方ができるんですか。私は、教育課が今まで払っていたものが、どうして急に行政財産としてそっち側から払えるようになるかその辺がちょっと理解できないので、もう少し詳しく話していただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 予算的には、これとして予算を取ってございませんけれども、公共施設管理費の中にも予算がございますので、その中で運営していきたいというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） それって安直なんじゃないですかね。これだけの条例案を出して、あの岩島中学校跡地を地域振興センターとしてやっていくんだということになっているのに、予算措置がされていないようなそんなことで、行政の進め方としてそれは正しいやり方なんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 少しお待ちください。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 予算措置的には、目、節の中で動けるというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 今までいろいろこの議会の中でもその辺の議論があったことは記憶にありますけれども、それでもしっかりと今、ちょっと声がありましたけれども、これだけのものを出してきて、運営していきたいんだと言っているのに、その運営費としてのあれがちゃんと取ってなくて、どこかの節、目をいじれば何とかなるんだというようなことで対応をしていく、それって本当に行政マンとしてやっていいことなんですかね。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 法の上で動かせるものは動かしていきたいということでございます。ご存じだと思いますけれども、予算につきましては、款項については議決項目でございますが、目、節については執行科目ということになってございますので、その中で動かすものについては法の上で問題ないというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 開き直ってしまわれたので、もうこれ以上この辺追求しても同じ答えが返ってくるのかなと思いますけれども、できればもうちょっと透明性のあるものを出してきて、これどうしてもこの条例案を出してこのセンターをやってきたいんだとあれば、みんなが納得するようなものを出して、それで気持ちよく賛成になっていくということが、本当は本来の姿なのではないのかなと私は思っているんですけれども、これ以上言ってもきっと節、目は執行できるんだという答えしか返らないと思いますので、この点につきましてはこれでとどめておきます。

すみません。1人でしゃべって申しわけないんですけれども、まずもう一つ、今度は補正予算の関係で、このセンターについて840万円の補正が出されております。この間、行財政改革推進特別委員会の中で、総務課長がシャワールームのユニットを幾つかとボイラー、そして、エアコンをつけるんだということでありましたけれども、この積算根拠となるような数字を出していただけないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 積算根拠につきましては、今のところ予算を計上するためにカタログ等をインターネット上でユニットバスとかありますから、そういうものの値段は高いものから安いものまでありますので、真ん中辺を取って予算計上してございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そのような答えが特別委員会の中でありましたので、私もすぐ家に

帰りましてネット上でちょっと調べてみました。本当にピンからキリまでありますけれども、では、実際、課長はどのくらいの値段を、中間ということなんですけれども、具体的な数字を出していただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 補正予算でお願いしている額でございます。先ほども話がありましたけれども、シャワーだとかエアコン等の予算でございますので、予算の中でできるものというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） その積算根拠を求めているようですね。

（「840万円という数字を出したんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） だから、トータルの中の積算根拠を積み上げて840万円になっている積算根拠をと言っているんじゃないんですか。答弁それでよろしいですか、では。

もう一度、じゃ。総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほどから言いましたように、カタログ等で調べておりますので、その中のものでこの施設に当てはまるくらいのものを検討して、予算を計上しているということでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 今の何か話し合われているのをちらっと聞けば、840万円の中におさめればいいんだというような発想でやっているみたいですが、本来ならこういう予算を出してくるんですから、しっかりと積算根拠を出して、何が幾ら、何が幾らとアバウトでもいいですよ。ただ、普通だったらそういうもので840万円という数字が出てくるというのが常識ではないんですか。840万円という数字をポンと出しておいて、この中で納めるんだと、それって普通の感覚ではそういうやり方はしていないと思いますけれどもね。この東吾妻町はいつもそんなやり方でやっていたということではよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 概算では取っております。取ってあるというか考えています。エアコンについては2部屋分ということで考えております。これが約400万円くらいかなと、今までの実績等がありますので、学校を入れた。それから、シャワーユニットについて4台分をお願いして280万円ほど予定しております。給湯施設がそれに必要になりますので、これが約160万円くらいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 4台で280万円ですね。私が調べたピンのほうです。18万5,554円が一番高い。すごい豪華なシャワールームユニットだったんですけれども、余りにも数字がかけ離れているのでちょっと愕然としているんですけれども、そのカタログをちょっと見せていただけないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） シャワーのユニットにつきましては、持ってきて置くだけでは使えません。そこで給排水施設を工事しなければなりませんので、その金額も入れてということと考えております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） はい、わかりました。それは確かに私だって、ポンと置いておいて、じゃ、シャワーを使えますよということにならないということはわかります。ですから、その4台280万円、これ本体価格と、じゃ、配管設置料を別々にちょっと数字を出していただけないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 細かいものは手元に持っておりません。これは予算のほうに出ておりますので、できれば議案調査していただければありがたいというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 申しわけありませんでしたね。議案調査すればするほどわからなくなりましたものですから、こうやってちょっと。私自身もそれなりに議案調査を試みたくて、ちょっとおかしかったんで質問をしているわけであって、そう言われてしまえば、ここに立っている意味がないなという気もありますけれども、めげずにやっていきましょう。

まあ、私がつかんでいる数字と比べて大分違うなと思います。今、では、オーケーです。シャワーユニット等4台、そしてボイラー、これも4台だと思いますね。4台。エアコンが2台、それで840万円という概算なんですけれども、ほかに何か買っていきようなものはないんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 現在のところ、これというのは考えておりませんが、部屋の使い方によってはカーテン等も出てくるのかなと思っています。ただ、それもどこまでというのはまだありませんので、概算の中で入れてあるということでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 概算の中にカーテンも入っているということでよろしいんですか。

これ、当然、簡易と言いながらも宿泊施設ですから、消防法にのっとったものを使わなければいけないと思います。それほど高価ではないかもしれませんが、そういうものもちゃんと設置するという、そのための概算要求していますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） おっしゃるとおり簡易宿泊施設をする場合には許可等が必要になります。一応、下打ち合わせということでしてございまして、その中で消防の話も当然出てきます。細かい部分でのものはまだ細かく聞いておりませんが、消火器等が必要になってくるということで、今あるものが大分期限が切れているということも聞いておりますので、そういうものも必要になってくるんだなというふうには考えています。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 金澤です。もう時間が大してないので、一旦ここで切っておくかなという気もあるんですけども、もう1点だけ、じゃ、聞かせてください。

この岩島中学校をこの条例案で利用するということは、きっと1階の部分を利用するんだと思うんですけども、この1階の部分の面積等わかりましたらお知らせください。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 1階部分だけではなく使っていきたいというふうに考えております。面積はちょっと今、手元に資料がございませんでわかりません。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 1階だけではない、もっと使うんだと。はあ、そういうことですか。ということになりますと、もっともっといろいろな点でハードルが高くなっていくのかなと、消防法とかで高くなっていくのかなと思うんですけども、何か1,000平米以上だと自家発電設備までつけなくてはならないということになっております。こういうものの予算は考えてありますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 簡易宿泊施設にする場合ということでございますか。それにつきましては、県の吾妻保健福祉事務所と協議をしまして、これを簡易宿泊施設にする場合にどういうものが必要かということで協議をしております、その中ではお風呂かシャワーということで許可されております。そういう話は県のほうから伺っていますので、これで簡易宿

泊施設として使えるというふうに私は思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） では、消防法との兼ね合いということでちゃんと聞いていますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 消防法につきましても、話はしております。下打ち合わせは先ほ
どから言いましたようにしておるということでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） ちょうど時間もあとどのくらい残っているんでしょうか。はい、わ
かりました。では、もう1点だけちょっと聞きたいと思います。

今度は地元の方々との協議等ですね、コンセンサスをもらっているのかどうかその辺につ
いて。私がいろいろ調査したところでは、なかなか皆さん、何をやるんだかよくわからない
やねという意見が周りの人の意見だったんですけれども、こういう地元の方々の理解がない
ところからスタートするこのセンター、うまくいくんでしょうかね。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 使い方は別にいたしまして、このように使いたいというような地
元からの意見等がございましたので、それがきっかけとなって地域振興センターとして使っ
ていきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 質疑の途中ですが、ここで休憩を取ります。

再開を午前11時10分とします。

（午前11時00分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 地域住民からの声だというような今、答えがありました。これも私、いろいろ調べてみて、最初はそういう声を上げていたんだけど、なかなかちょっと計画が方向性が変わってきたので、ちょっとこのままではやばいということで、やめた方とかそういう方の意見もありましたし、地元にながら全然何も知らなくて、何ができるのかほとんどわからないという人の声のほうが多いんですね。ということは、一部の人の声だけを聞いて、この事業を立ち上げようとしているんだと思いますけれども、そのグループとか個人名等わかりましたら出していただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 個人名はなかなか個人情報になりますので言いづらいところがございます。ただ、団体としてはよみがえれ東吾妻というような団体がございますので、その辺からお話は伺っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 私もそのグループの方にちょっと接触して話を聞いてきましたけれども、その方々も実は組織はつくったんだけど、何が何だかわからないというような方もいました。だから、とりあえずつくってみましたというような形みたいなんですね。そういうグループが1つあって、でも、全体的に岩島地区も含めてこの東吾妻町の町民は、何の唐突に出されたこの条例案、理解も何もできなくて、町は何をやっているのかわからないよという声も聞こえてくる。これって地域振興センター、すごいいいあれですよ。本当にそういう施設ができて、うまく運営されて地域が活性化していけばいいと思いますけれども、実際のところ地元の岩島ですら何の理解もされない、一部のグループだけの意見だけで動いているというように、地元からもそういう声が上がってきているんですけども、それについていかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） そういうグループの意見等はお伺いしておりますが、町とすると先ほどもちょっとお話ししましたが、公民館的な使い方をしながら、町の振興に役立てていきたいという考えで地域振興センターを運営していきたいというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） これ本当にいい感じで動き出せばいい事業だと思いますよ。ただ、公民館的なやり方をしていきます。で、簡易宿泊施設として4月1日を目指して、これから消防法とか旅館業法とかの申請をして許可をもらっていくんだというような形で、また、そ

の中で質問をすると4月1日からの体制は誰も職員は置かない。ただ単にかぎを預けて、きつと勝手にやってねというようなそういう宿泊施設になると思いますけれども、これで本当に安全とかそういうものが守られるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 使い方は先ほどおっしゃったとおりでございますが、使うところが責任を持ってやっていただきたい。で、町の振興に役立てていきたいというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 使うところが責任を持ってというのは、今おっしゃったグループとそう考えてよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） そこだけに貸すという条例ではございませんので、そこだけご理解いただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） では、そのグループを介さないでぶらっとこの町にやってきて、ちょっと泊めていただきたいんですけどというような方がいたときに、誰が管理するんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 使う場合には、事前に申請を出していただく予定になっています。ふらっと来てすぐというわけにはいかないというふうに考えます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） どうもこういうことを聞いてますと、もう施行規則がある程度できているんだと、条例審査会に通せばそれでもうあした開けば大丈夫だというような形だと思っていますので、ぜひその施行規則ですか、それ今、まだしっかりできてないとは思いますが、今の時点でのペーパーを見せていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 現在案の段階でございますので、審査会終了後であれば出せるというふうに思っています。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 今、この時点で条例案を可決するかしないかの、否決するかのそういう時点において、あす出すというその発想ですよ。私には理解できない。何を考えている

んだと言いたくなりますけれども、まあ、今までこの町が行ってきたやり方がそうなんだということを、いみじくもあらわしているのではないかと考えております。

もう本当に時間がないので、もう1点だけちょっとお聞きしますが、我が町は総合計画を持っていますね。そして、実施計画もあります。今年度から戦略本部をつくってこの町をどう形づくっていくか、どう戦略してひと、もの、しごとをつくっていくか、そういう議論がされなければいけないのに、どうも話を聞いているとどこでも話がほとんどなかったと。このような条例案をどうして出したんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 旧岩島中学校の有効活用を検討する中で、町の総合計画にもございますように地域振興ということが大きな目玉でございますので、その目的として条例案を出してきたということでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 本当に時間がないのであれですが、でも、この間の行財政改革推進特別委員会の中では、行財政改革推進本部、今は部会になっていますが、部会でも戦略本部でもほとんど話はなかったというような表現だったはずなので。

○議長（一場明夫君） 金澤議員、時間ですのでまとめてください。

○11番（金澤 敏君） ぜひ最後にその点をお答えください。

（「質問がよくわからなかったんですけれども」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） もう一度最後の質問だけ確認してください。

○11番（金澤 敏君） すみません。時間がもう終わりだと思ったもので端折ってしまったんですけれども、行財政改革推進特別委員会の中で、行革本部、今は本部でなくて部会になっていますよね、行革の部会。そしてあと戦略本部、この中で話し合われましたかという質問の中で、ほとんど話し合わなかったというようなことでありましたけれども、どうしてそのようなものをここに唐突に出してきたのかということをお聞きしたいのであります。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 旧岩島中学校の有効活用に資するだろうということで、お願いしているところでございます。

○議長（一場明夫君） ほかに質疑ございますか。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 伺わせていただきます。

条例の設置の趣旨、第1条、町民のコミュニティ環境の整備及び若者の定住促進のためと、これは地方創生の大きなテーマでもあるわけなんですよ。ですから、逆に言うところの事業は失敗するわけにはいかないと私は思うんです。失敗しないためには、事業の性格からして地元の地域の皆さんの協力、それから、十分な議論、綿密な事業計画、この3つは絶対欠かせないものだと私は思います。今、答弁を聞いている限りはいずれも不十分だと思います。だから、失敗するとは言いませんけれども、成功するためにはその辺をしっかりと押さえていかないといけないと私は思います。

一般論でいえば、地域センターというものの事業を立ち上げるわけですから、それをどうするかについては、まず事業計画というものを示して、それに基づいて議論をして、その事業をやるかどうかのゴーか、あるいは待てとか、あるいはやらなきゃということになると私は思うんですけれども、これは一般論です。業種が違うと言えればそれまでの話なんですけれども、先ほどの金澤議員との答弁を聞いていると、事業計画はないと、一体これって何という話なんですけれども、事業計画がない中で、まず立ち上げますよという話になると先が見えないんです。事業計画の中で、まず今回の補正で840万円という金額が計上されておりますけれども、時間の経過とともにいろいろな設備等が必要になった時に、とりあえず840万円だけでも、これから必要なものをそろえていくと最終的にはこのくらいになりますよというのを示すべきです。まず、とりあえずの予算だけでこれで決めてくれというのはおかしい話じゃないですか、そういうやり方がいいと言えればそれまでの話なんですけれども。

それから、言わずもがなの話なんですけれども、行政の運用は税金で賄っているんですよ、全て。税金を運用するについては、最少の経費で最大の効果、それから公立中正であること等々とありますけれども、そういう面から言うと資金計画等についてもほとんど全体像は示されていないんです。それでまず条例を可決というか、それについてやれというのは、非常に難しい話で、本来言えばもう事業計画なしの段階でこの話はなしなんです。これは一般論ですけれども。ですから、その辺についてはどうですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 基本的にやるもの、イベント、講演会とかいろいろ使うと思うんですけれども、そういうものによって使うものというのが変わってくるんだというふうに思っています。ですから、今のところそれほどこれが必要だとかそういうものはございません。

それと、もう1点は、各学校が中学校が4校廃校になっていますので、その中にもいろいろ使えるものがございますので、そういうものを利用していきたいというふうに考えており

ます。それにつけ加えて吾妻荘も備品等で余るものがございますので、こういうものを使っていきたいということでもあります。

それで、基本的には、先ほどから言っていますように地域の活性化ということで、人がそこに集まってもらっていろいろ行うことによって、活性化、振興も図っていけるのかなというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 地域の活性化、廃校跡地の有効利用、これは誰も反対しないですよ。要するにその趣旨はわかりました。ただ、具体論で地域振興センターということの事業を立ち上げる段階において、さっき言いましたけれども事業計画がありませんと言われたときに、趣旨がいいから賛成だというそういう方もいるかもしれませんが、私はちょっと理解不能です。先ほどのあれで、いわゆる何年かけて施設を整備していくんでしょうけれども、総費用は幾らになるんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 現在考えている中では、先ほど言いましたけれども、維持管理がほとんどかなというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） それだと答えになっていないような気がするんですけども。要するに事業をやるときに、管理費は幾らとはじいて、これだけかかるよというのは本来示すべきの話なんですよ。事業のほとんどが運営管理費です。では、管理運営費というのは幾らくらいに見ているんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 細かくはつかんでおりませんけれども、現在、教育委員会のほうで電気、水道等をお支払いしておりますので、そのくらいの金額かなと思っています。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） よく理解できないんですけども、設備関係の総費用プラス管理運営費で、条例を見るとあるここに指定管理という管理運営上必要があるときは、振興センターの管理を指定管理者に行わせることができるということができる条例になっています。最初は公民館的なものと言っていましたけれども、そうするとこのところには第6条、日帰りは1人100円、宿泊1泊1,000円、そうすると指定管理者というと民間になりますよね。そうすると、これで果たして人数にもよるんでしょうけれども採算が合うんでしょうかというのが

私の素朴な疑問です。そうすると、大事な施設になるので桔梗館が740万円ですか、町が出していますよね、指定管理に。要するに指定管理業者にお金をつけてやってもらうという話になるのではないですか、この事業の内容からいって採算がそんなに取れると思いません。だから、そういうことも含めて一体幾らかかるんですかと、管理運営費は。それを明らかにしない限りは、この立ち上げの可否は論じられないと私は思うんですけれども。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 条例上では、先ほどおっしゃったとおり指定管理ができる条例になってございますが、町としますと今のところ指定管理を行う予定はございません。当然指定管理料も払う予定はございません。

それから、この施設は利益を求めるような施設ではなく、町の振興、活性化のための施設ということで考えていますので、その辺はちょっと考え方が違うのかなというふうに思っています。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） ですから、町の振興というとは誰も反対しないんですよ。ただ、内容によってこれ1億円かかりますよというのと500万円で済みますよという話が違うんです。だから、そこから利益を上げるというのは性格上できないかもしれませんが、では、町は財政が厳しいとうたっていますよね。もっと言えば事業を立ち上げるには、先ほどのどれくらい人を呼び込めるかどうかも含めて、事前予測というのはするんじゃないんですか、市場調査という形で。それもありますか、市場調査をされていますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 利益を上げる施設というようには考えておりませんので、どのくらい入ってどのくらいということではないというふうに考えています。先ほどから言っていますけれども、町の活性化、人が集まることによって活性化を図っていききたい。最初の話になりますが、1つの団体がこれをというお話はございましたが、それがきっかけになってございますけれども、町全体、特に地区全体のいろいろな団体のほうに使っていただきたいというふうには考えております。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） どうも話がかみ合わない。要するに事業を行うに当たって、コスト計算をしない計画ってあるんでしょうか。それから、人を呼ぶ施設においてその予測をしない事業ってあるんでしょうか、その辺を聞きたいんです。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 全部コスト計算をするということではないというふうに私は思っています。いい例として、町民体育館につきましては使用無料が多いと思うんですけれども、これは利益を呼べる施設ではございません。そのような考えと同じかなというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 指定管理者がまだ当面というようにお話がありましたけれども、そうすると管理運営は誰がすることになるんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 町が行うということになっております。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） そうすると町が職員を派遣するというような形になるんでしょうかね。この条例を出したときにその辺も決まっていけないというのは、不思議な話じゃないですか。町がやるのであれば、どういう形でやるんだとそれが普通の説明ではないんでしょうか。ちょっと私が言っていることはおかしいですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 町が管理をしますが、先ほどから言うように職員を常駐させる気はございませんので、使う団体に申請が出た段階で責任を持って使用していただくという考えでございます。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 宿泊も予定されているようでその辺の管理、例えばこのあれを見れば若者の利用が多くなるのかなというふうに思いますけれども、宿泊だと若者だと酒を飲んで騒ぐんでしょうね。その辺の管理というのが、本当に今の考え方で大丈夫なんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） その団体にお任せをする。お任せというか管理をしてもらう、責任を持ってもらうということになります。

それから、使う人につきましてはモラルの問題もございますので、そこまで町がこの人はいい悪いというのはなかなかできないのかなと思っています。ただ、使う団体によっては、その辺の審査ができるというか、申請の時点でわかるのかなというふうには考えておりますけれども。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 東吾妻町という立地上、やはり都会の人にいろいろ来てほしいなと思うと、農業体験とかいろいろ地方でないとできないことを織り込むんだと思いますけれども、そうすると地元の皆さんの協力、ボランティア的なものがないと成り立たないはずなんです。だから、地元の皆さんに十分説明して趣旨を理解していただいて、その上で協力をお願いします。できましたから後からお願いしますよと、よく知らなかったけどといっても、はい、わかりましたという人がいると思いますけれども、順番とすればそういう順番ではないんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 農業体験等当然考えられている団体がございます。先ほどのものもそうでございます。現在も農業体験等でやっていて、地元の方が中心になって行っているところでございますので、そういう方を泊めていくのかなというふうに思っています。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） ですから趣旨は立派なんです。いいんですよ。ぜひ成功させなくちゃ駄目な趣旨だと思います。そういう面でいろいろと言っているんですよ、私はそういう立場から。これを駄目にしようと思って言っているのではないんです。ですから、そういう面からいって、観点からしてもまだまだ事業計画もないと、綿密な計画もないと、地元の根回しもほとんどできていないと。それはこれからの話ですよということになれば、もうちょっと時間をかけて、そういうことをやってからこの条例を出したって遅くはないんじゃないですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 今年度につきましても、農業体験等で来ている方もございます。そういう方々が泊まる場所もないので、人数も少ないという話も聞いております。そんな話もありますので、来年度については、来年度からは簡易宿泊できるような形で整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 公共事業を町がやるということであれば、くれぐれも言わずもなかもしれないけれども公平中立、税金を使うんですから。そのことの観点をぜひ頭の隅から忘れないようにしていただきたい。要するに町民でもさまざまな考え方があるので、全員が賛成、全員が反対というのは絶対ないと思います。そういう中で、ただ、誰が見ても妥当

であると、なるほどという、概ねという言い方はあれですけども、せめてその辺くらいまでは持っていくというのが、進めるに当たっての基本的な態度だと私はと思いますが、どうですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） そのとおりだと思っています。ですから、申請を出していただいて、この団体だけでなくほかの団体でもどこでも構わない。どこでもというのはおかしいですね。町の振興になるため、活性化になるためのところに使っていただきたいというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 順番が逆になりますけれども、成功するためには綿密な事業計画、今はないみたいですけども、これからつくりますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 町が事業を行うということじゃないんです。先ほどから言うように町はそのものの施設を貸すという形ですね。使ってもらおうという格好で、事業については各団体だとか地元の方にさせていただいてという格好でございますので、この事業、この事業というふうに考えているわけではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） もう長くなったので。そういう細かく言うといろいろ考え方ってあるような気がするんですけども、840万円もの巨費を投じて、町は知らないよという話ではないですよ。その事業が成功するためにいろいろな形で指導もするんでしょう。現時点は指定管理者がいらないわけですから、誰が考えたって主体は町じゃないんですか。いろいろな解釈があるんですけども、その辺はどうですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 申請をいただいて、当然責任者もその中に出していただくという格好になると思うんですけども、そういう方に使っていただくと。事業は、団体だとかにお願いするということでございますので、町はその部屋だとかそういうものをお貸しするという格好になる、そういう管理をしていきたいというふうに思っています。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 総務課長の答弁だと、事業計画はつくらなくていいというのが聞こえたんですけども、そういう話ではないんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） こういう事業、こういう事業というので各団体からこんなものもしてみたいとかいうお話は聞いております。ただ、先ほども言いましたように、事業を町がするわけではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） わかりました。事業計画という言い方が悪かったみたいで、計画ですよ、計画ということでどうですか。

○議長（一場明夫君） 振興センターの設置した運営に関する計画という意味に聞こえますけれども。
総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 計画といいますか、先ほどから言っていますけれども、町が運営をすると、管理をしますと。使うのは各団体で申請をいただいて、いろいろな事業で多分やってもらえると思いますので、そういうものをお貸しするという格好になります。ですから、これでこれだけ使いますとかいう話は今のところございません。各地元の方々に団体等に、たくさん使っていただければありがたいというふうには考えております。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 地方創生の大きなポイントの話なんですけれども、私が解せないと思っているのは、地方創生戦略本部で議論されていないよ、この件については。これがどう考えても地方創生の大きな柱になる事柄なのに、どうして戦略本部で議論されていないんですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 確かに十分な議論がされていないというのが、正直なところだというふうに思っております。ただ、前の施設部会、今は施設分科会と申しますけれども、その中で岩島中学校の利用について、今後の中でいろいろ協議をしていただきたい、そういった要請はしているところでございます。

○議長（一場明夫君） いいですか。

ほかにございますか。

5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 同僚議員がある程度質問されたので、幾つかちょっと確認をさせていただきたいというふうに思いますが、当面の間は公民館的な使用、そして来年の当初から

簡易的な宿泊施設というような答弁だったと思いますけれども、まず1点として、今回の条例で第6条こういった使用料だとか、その利用時間等載っているわけですが、10月1日から施行ということになります。

何も準備できない、できていない段階において、条例を出すのは当然ながらやぶさかじゃないんだと思うんですが、この施行を何で10月1日という急がなければいけないのか、その辺がちょっと私には理解できないんですね。その辺をちょっとお答えいただけますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） おっしゃるとおり、来年の4月から簡易宿泊をしていきたいということがございます。それを見ますと、今年度中に準備を進めなければなりません。予算もシャワー等かかりますので、それを含めて今回の補正と一緒にお願いしたいということでございます。

使用の申請許可については町がしますので、簡易宿泊については条例で入ってございますけれども、準備が整い次第ということになりますので、許可は4月1日以降になるというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 言っていることはわからなくはないんだけど、基本的には準備期間ですから、基本的に10月1日からお泊まりはできないわけですよね、この条例を見ても。そういった中で条例を通しておいて、そして、施行は来年の4月からというのが順当なのかなというような、私はそういう考えであります。

余り細かいことは聞きたくないんですが、小出しにされるので、840万円今回補正を取っているわけです。そういった中でシャワーだとかエアコンだとか大きな設備についてはご報告がございました。そういったものを当然だから概算的にも考えるのであれば、学校の例えば間取りですよね。玄関はどこを使って、当然玄関が1つではないような気がするんですが、どこを使ってどの部屋を使うかだとかそういった概算的な図面というかそういったものがあるんだと思うんです。正直そういったものをお示しいただいて、こんなように使うんだということがある意味筋ではないのかなというふうに思うんですが、その辺出していただけるような概算の図面みたいなものはないんでしょうか。非常に親切ではないなというふうにはちょっと感じるんですが。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 現在の旧岩島中学校の平面図については当然ございます。使い方

もいろいろありますけれども、宿泊する場所等が今検討されているところでございます。それとシャワーの関係がこれからなんですけれども、排水等をどこにするかという、どこに出すかという問題だと思うので、そういうものを含めて今検討をさせてもらっています。

宿泊は教室が主だというふうに考えていますが、内容的には今の教室に畳みを敷くだけで行くと。畳みについては、何年か前に各中学校で授業でありました柔道畳がありますのでそれを使用していくということで考えています。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） ご答弁ありがとうございますけれども、確かに我々議員から質問されてないようなことは答える必要はないという姿勢が、正直言ってありありというふうにちょっと思っちゃうんですね。非常に不親切だと私は思うんです。きちっとやはりそういった考えがあるのであれば、やはり説明すべきだと思いますし、行革でもお会いしましたしね、何かちょっとわからないような気がしますし。

それと、私はこの先ほど以来、総務課長の答弁を聞いていて、町は事業をしないんだと、要するに施設の枠をつくって、そして利用者、例えば各いろいろな団体があると思います。そういったものが事業性を持って、そこに泊まって農業体験をしたりとか、例えばそういったようなことの答弁だったと思うんですが、要するに事業は町がするのではなくて、そこを利用する方々が事業性があれば、当然それはわかりませんが、使うんだという話だったと思います。

そういった中で、例えばこの条例の中で私がちょっと危惧するのが、利用時間、午前9時から午後10時まで、これは日帰りですね。宿泊午前10時から翌日の午前9時まで、ただし、2泊以上継続して利用する場合は、利用を終了する日の午前9時までとするという規定だと思います。この中で、制限がないんですよ、制限。何を言いたいのかといいますと、例えばある団体が半年借りますよと、そっくり借りますよといった時に町が許可する。そういった時には、その間というのはほかの例えば借りたい人が全く借りられないということなんですね。それは許可するかどうかわかりませんが、これ町長が判断するというようなものがありますから、それはそれとしてもやはり上限は設けるべきだと思います。これだと極端な話、2年間私どもの団体が借りますよと、それでも可能な形なんだと思います。その辺どうなんでしょう。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 条例の解釈として、それは当然可能かだと思います。先ほどからお

っしやるとおり、町長が許可するんですから、逆に地域振興等に資さないということになれば許可を取り消すということも条例の上でうたっておりますので、そんな形で行っていくんだというふうになります。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） そのとおりだと思います。それが怖いんですよ。ですから、例えばある団体がきちっとした考えがあって、そして2年、3年借りる、プロジェクトチームをつくって、地域、町の発展に寄与するこういったものがきちっとできていれば、逆に言えば許可するということなんですよ。ですから、非常に危険性があると私は言いたいんです。ですから、ある程度どこかで歯どめがきくようなものが必要ではないかなというふうに思います。その辺、はい、答弁をお願いします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 計画がしっかりしておりまして、町の活性化につながるということになれば、そういう貸し方もいいのかなというふうに私は考えますけれども。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） わかりやすい答弁ありがとうございました。ですから、余計に私は危惧することがあるんです。たびたび、ご答弁の中でよみがえれ東吾妻というような団体の話というか、言葉が出てまいりました。私はよくわかりませんが、当然ながらこういった団体の発想がきっかけ等にもなったというような答弁がございました。それはそれとして、こういう団体がどういう団体か私はわかりませんが、この間町長の答弁の中で、非常にいい団体ですよというような答弁があったかどうかちょっとわかりませんが、実は、私のところにある方が各会員に一斉送信、要するにしているんですね。

それで、まあですね、いろいろ書いてございます。これは私が書いたものではなくてある方からちょっといただいたものなんですけれども、今の段階では本来は町が考えることを我々が行っているだけで、将来はどのような使い方になるかというのは予想できませんとか、本来は町がどうやって使いたいかを決めるのが先なんです、我々が先に言い出したのだから仕方ないんじゃないとかですね。私は企業立地フェアの町長原稿を頼まれたので、勝手に次のように書きましたとか非常に私からすると、町を手玉に取っているようなふうになっちゃって読めるんですね。使い方も結構具体的に書かれておりまして、ただこれは先ほど総務課長が申しました、町が要するにつくって、そして各いろいろな団体に貸すんだから、この団体しかりじゃないんだからという答弁がございましたので、それは当然理解しているんで

す。ただし、こういったものがきっかけになってこういった事業に進んできたのかという背景が、ちょっと私とすると非常に不安というか、不安材料になっているので、私の手元のものをご紹介しますと思いますけれども。

例えばね、地元、住民のグラウンドでのスポーツ活動を、2階の職員室だった部屋から父兄などが観戦しながら、情報交換だとか具体的なものまでいろいろあるんです。例えばもちろん無料ですが、自動販売機は置きましょう。喫茶コーナーは許可なくできませんが、近くの親戚の酒屋さんで売っているスナック類は大丈夫でしょうか、いろいろこういったものがあるんです。

基本的にはこういったものがその底辺にあって、そして今回、もう町としてはすばらしい、誰が聞いてもぜひやってほしい、地域振興につながるわけですから、こういったものにつながっているきっかけにはなっているのかなというふうに思っております。ただし、先ほどの答弁があるように、町が事業をするわけではない。ただ、私とすると先ほどのこういった団体がやはり背景にいて、さっき私が言ったようなこの条例にない立派な考えがあるようですから、こういった事業をされる方が2年、3年、私どもが事業をするのに3年必要なんだと言ったときに町長が許可する可能性を秘めていると、これは非常に私は不安であるというふうに思っておりますので、とりあえず私の質問とさせていただきます。答弁があればどなたか答弁していただければ結構だと思います。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 私はその文書ですか、メールか何かわかりませんが、読ませていただいているので内容はわかりません。ただ、先ほどお話ししましたように、きっかけとしていろいろな事業をしたいというお話はございました。当時は、全部借りたいとかという話がございましたが、町とすると公平性という問題もございます。ほかの団体もございますし、そういうものも含めてやっていくということで、いろいろな事業をしていただけるんでありがたいということで、この地域振興センターという形になっております。

条例上にも条件を付してということに書いてありますので、当然、地域振興にならないものについては許可をしないという方向でございます。だから、長く使う場合には当然それだけのものがあるということになるんだと思いますけれども、実際にそれだけのことができるのかどうかというのも審査というか、考えさせていただいて許可をするという方向だと思います。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹淵博行君） 総務課長、そういった答弁はそういった答弁で私も聞いておきますけれども、やはり1団体ときっかけになったとそれはわかるんです。しかし、非常に密接関係にある中で、やはりさっき私が申し上げたように、2年、3年と貸せるようなこの条例でございますので、どの団体がとは言いませんよ。だけれども制限がないような形でございます。常識的にはあり得ないことなのかもしれませんけれども、可能性はあるんだというふうに思っていますので、私はとりあえずはこの条例については不備であるというふうに判断をいたしております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○5番（竹淵博行君） 結構です。あれば。

○議長（一場明夫君） ないそうです。

ほかにはございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（「議長、反対です」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 反対討論ですか。

それでは、こちらで反対討論をお願いします。

11番、金澤議員。

（11番 金澤 敏君 登壇）

○11番（金澤 敏君） それでは、東吾妻町地域振興センター条例の反対討論をさせていただきます。

まず、この条例案の趣旨であるところの地域振興や若者の定住促進には反対ではありません。できれば賛成したい、そう思っております。しかし、議案調査をすればするほどなかなかこれは難しい問題を含んでいるなという思いができております。特に今、総務課長が事業計画これはない。ただ、私たちが事業計画と言っているのは事業の内容とか運営体制、そして維持管理をどうやっていくんだとそういう計画なんですね。それもしっかり出てこない。

施行規則もあすだと。これではまるでどんなことが起こるのか皆目見当がつきません。これではまるで雲をつかむ、このようなことではないでしょうか。

行政が行う事業がこのようなことでいいわけありません。私たちにも町民にもしっかりと説明責任が果たせる内容でなくてはならないのではないのでしょうか。このまま賛成してしまえば白紙委任したことになってしまい、将来何らかのトラブル等が発生したときに、責任の問題が起きたときに、どう私が判断するのかその点がすごく不安であります。ですから、拙速を避け、町民にしっかりと理解していただくために丁寧な説明を行っていく必要があると感じます。

そして、当町の総合計画にも実施計画にもない計画で、本年度から始まった総合戦略本部の中でしっかりと計画されたものならともかく、話し合いもほとんどされてない内容のものを唐突に条例案や補正予算案として出してくるのは、理に適っているとは至って考えられません。

さて、岩島中学校を利用して、このような施設を進めるに当たっては、地元住民との意見交換や協議が必要だと思われますが、それもしっかりと行っていないことがわかってきました。地元住民の理解なくして今度の条例案の施設運営は不可能ではないのでしょうか。条例案には消防法や旅館業法の許可が可能かどうかの確認も手続もまだ何もしていなくて、進んでいないのが現状です。さらに質疑応答の中でわかったことは、運営経費が予算措置されておられません。これでは施行日の10月1日からどんな形であろうと運営はできないのではないのでしょうか。

このような計画も何もなく、ずさんな条例案は一旦取り下げて、しっかり議論を尽くし、地域の住民にも理解をしていただいて、それを行った後に当初予算で上げてくるのが筋であると思われます。行財政改革推進特別委員会の中でも、ほとんどの委員から多くの疑問が出され納得ができないとの思いが大勢を占めたことをつけ加え、反対討論といたします。

○議長（一場明夫君） 賛成討論される方はおりますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 反対討論の方はいませんか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） さらに賛成討論の方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ほかに討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 2番、4番、6番、7番、8番、12番、13番、起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩を取ります。

再開を午後1時といたします。

(午後 零時03分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第11、議案第7号 東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第12、議案第8号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第13、議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、12番、13番、起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第14、議案第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第15、議案第3号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第16、議案第4号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第17、議案第9号 字区域の変更についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長（一場明夫君） 日程第18、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情4号 安心して住み続けられる坂上地区づくりに関する陳情を議題といたします。

本件につきましては、去る9月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、去る9月7日の本会議で、文教厚生常任委員会に付託されました陳情4号 安心して住み続けられる坂上地区づくりに関する陳情の審査結果について、ご報告申し上げます。

9月9日開催の当委員会に、陳情者である坂上地区地域づくり懇談会代表の轟栄さんほか2名の方にお越しいただき、詳細説明及び意見の陳述をいただきました。

審査の中で、町は第6期計画期間中、状況を上回る利用が考えられるため、平成29年度の延べ利用人数は1,152人と計画しています。

なお、平成27年8月から制度改正に伴い住宅での生活が困難な中重度の介護者を支える施設としての機能に重点化するため、新規入居者が原則要介護度3以上に限定されることとなるため、入所を希望する待機者も多いことから、町内で2番目の施設となる50人定員の特別養護老人ホームを平成29年度に整備し、平成30年度当初からの開所を計画しています。また、町では、今回陳情がありました坂上地内の坂上小学校跡地も候補地の1つとの考えを示していることから、現時点では適当であるという意見が出されました。

当委員会ではそれらを踏まえ、慎重に審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますよう、よろしくお

願います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情6号 橋梁の掛け替えと町道拡幅に関する陳情を議題といたします。

本件につきましては、去る9月7日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、陳情第6号 橋梁の掛け替えと町道拡幅に関する陳情。

この件につきましては、本会議で総務建設常任委員会に付託され、9月9日に現地調査並びに審査をする予定でしたが、台風18号の影響で14日まで委員会を会期延長し、14日に現地調査を実施いたしました。

この陳情ですけれども、山野区長さんを初め関係者の皆さんの出席をいただき、それぞれ説明をいただきましたが、4カ所に分かれておりまして、第1番目が岩下川中線石上橋の掛け替え、2つ目が町道岩下川中線と町道5174号線との接続部分の拡幅、3つ目が町道5133

号線の拡幅、4つ目がその延長で町田竹雄様宅裏の石垣が大分2カ所ばかり崩れ始めているということで、そこを見させていただきました。

この件につきましては、それぞれ4カ所別々に説明を受けたわけですが、現場に行ってみますとかなり狭い部分もありますし、見通しが悪くて危険な場所も多々ありました。

これにつきましては、委員の皆さんいろいろな意見を出していただきましたが、地元の人たちと協議をしていただいて、優先順位を検討し実施してもらうほうがよろしいんじゃないかというような意見で、全員一致で採択すべきものと決しましたので、本会議におきましてもよろしくお計らいをいただきますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情7号 東吾妻町弓道場の新設に関する陳情書を議題といたします。

本件につきましては、去る9月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、去る9月7日の本会議で文教厚生常任委員会に付託されました陳情7号 東吾妻町弓道場の新設に関する陳情書の審査結果について、

ご報告申し上げます。

9月9日開催の当委員会に、陳情者である東吾妻町スポーツ協会会長、綿貫保郎氏にお越しいただき、陳情書の詳細説明及び意見の陳述をいただきました。

審査の中で、昭和58年に原町小学校仮設校舎であったプレハブを移築されたもので、32年の歳月があり老朽化していること、平成29年度に郡民祭の当番町村になっていること、東吾妻町としてスポーツ宣言をし、スポーツに力を入れていること、スポーツ協会として最重点項目としていること、当町のスポーツ振興における公平性の立場から必要ではないか、協会として弓道を最重点項目としていること、部員の増強に力を注いでいただくようにとの意見が出されました。

当委員会ではそれらを踏まえ、慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

請願6号 「『安全保障関連法案』の慎重で徹底的な審議を求める意見書」提出についての請願を議題といたします。

本件につきましては、去る 9 月 7 日、総務建設常任委員会にその審査を付託してあります。

総務建設常任委員長から、会議規則第75条の規定によって引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。本件については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

陳情 3 号 安心して住み続けられる坂上地区づくりに関する陳情を議題といたします。

本件につきましては、去る 9 月 7 日、総務建設常任委員会にその審査を付託してあります。

総務建設常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。本件については、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

陳情 5 号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本件につきましては、去る 9 月 7 日、総務建設常任委員会にその審査を付託してあります。

総務建設常任委員長から、会議規則第75条の規定によって引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。本件については、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第19、発委第1号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 茂木恒二君 登壇）

○議会運営委員長（茂木恒二君） それでは、発委第1号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則について。

東吾妻町議会会議規則（平成18年東吾妻町議会規則第1号）の一部を改正する議会規則を、別紙のとおり提出いたします。

平成27年9月15日提出。提出者、議会運営委員会委員長、茂木恒二。

2枚目をお開きいただいて、今回会議規則の一部を次のように改正するという事で、第2条に次の1項を加える。

2、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則として、この規則は公布の日から施行する。

その裏面に、新旧対照表がございます。今回の議会規則の改正について趣旨説明を申し上げます。

9月11日の全員協議会でも説明いたしましたが、改めまして趣旨を説明させていただきます。

本改正案は欠席届の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し出産の場合の欠席届について新たに明記するものでございます。

議員各位におかれましては、改正の趣旨をご理解いただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

なお、この改正案は全国町村議会議長会、群馬県町村議会議長会から助言をいただいていることを申し添えます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

10月27日開催、吾妻郡町村議会議長会主催の町村議会議員研修会、10月30日開催、群馬県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会、11月4日、5日、7日、8日及び9日開催の議会報告会については、会議規則第127条第1項の規定によりお手元に配付した議員派遣の件のとおりと決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（一場明夫君） 日程第21、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

（「議長、ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 文教厚生常任委員会。

（「議長、ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 議会運営委員会。

（「議長、ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員長。

（行財政改革推進特別委員長 金澤 敏君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（金澤 敏君） それでは、27年度9月定例会での行財政改革推進特別委員会の報告をさせていただきます。

去る9月10日に町長、副町長、総務、企画両課長出席のもと、9月定例会中の特別委員会を開催いたしました。

まずは、企画課より6月定例会以降の総合戦略本部の行財政改革推進に関する会議経過の説明をいただきました。

続いて、調査に入りました。

庁舎建設に関することでは、今年度はふれあいの郷の改修で庁舎建設ができるかの調査との説明がなされましたが、3階の福祉センターは補助金の関係で用途変更の手續に関する問題や、当初予算で2,000万円取ってある調査設計費用に関しての疑問が出されました。加えて町民からの意見聴取の必要性や、あり方検討委員会との関係をただす意見や、今までの行革本部で決めた根拠をただす意見が出されましたが、結局は本年中に出来る報告書により総合的に判断していくとの答弁が繰り返されました。

次に、組織に関して人事権は町長の専権であることを認識していても、教育課長が毎年異

動することへの異常性や教育現場の影響を懸念する意見や、教育課の負担の大きさに対して教育課との協議を促す意見等が出ました。しかし、明確な答弁はありませんでした。

町有施設関係では、当定例会に提出された地域振興センター条例に関することが戦略本部や行革推進部会でほとんど協議されていなかったことが答弁でわかりました。緊急性がある内容でもないのに、補正予算で取ったことや、計画書も改修の図面も何も資料が出てこないことへの疑問が出されました。町長は以前、他の常任委員会で消防法や旅館業法は問題ないとの認識を示していましたが、当特別委員会では総務課長は、これから消防や保健所に申請をしていくとの答弁でありました。

ほかにもさまざまな意見や疑問が出されましたが、当特別委員会では地元の岩島地区の住民の意見などを聞かず、総合計画や戦略本部での計画が立案されたのならともかく、このタイミングで条例案が提出されたのは拙速ではないかとの意見や疑問が多数出されました。しかし、最後まで各委員の納得できるような明快な答弁はなされなかったというのが現状です。

以上で、行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（一場明夫君）　ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会。

ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長。

（ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長　根津光儀君　登壇）

○ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長（根津光儀君）　ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会から報告いたします。

平成27年6月、第2回定例会後における委員会開催の報告をいたします。

7月6日月曜日午前9時30分より、委員全員及び議長の出席を得て、地域高規格道路上信自動車道建設に関する現場視察を行いました。また、町長、副町長にも同行いただきました。当日は吾妻振興局中之条土木事務所植原稔所長、中島載司次長ほか2名、町建設課より高橋修課長、桑原正明次長ほか2名の方に説明員としておいでいただきました。建設中の沼尾川橋梁上部の架設現場を初め、管内の進捗状況を視察することができました。

今期定例会におきましては、9月10日午前10時より委員会室にて開催いたしました。国土交通省ハッ場ダム工事事務所矢崎所長ほか職員の皆様、群馬県ハッ場ダム水源地域対策事務所大竹所長ほか職員の皆様、町からは町長、副町長ほか担当職員の皆様に説明員として出席いただき、工事進捗状況等説明を受け質疑を行いました。

以上報告いたします。

○議長（一場明夫君）　地方創生調査特別委員会。

地方創生調査特別委員長。

(地方創生調査特別委員長 青柳はるみ君 登壇)

○地方創生調査特別委員長（青柳はるみ君） それでは、地方創生調査特別委員会の報告をいたします。

9月11日、地方創生調査特別委員会を町長、副町長、企画課長、地域政策課長の出席のもと開催しました。

初めに、地方創生戦略は、計画ではなく戦略で特徴を持ったものに人口ビジョン、方針、プロジェクトと進め、人口減少を抑える処方箋を描き、地域の現場で実際につくり上げる事業と確認。町総合戦略本部分科会の会議経過報告を企画課長より聞きました。まち・ひと・しごと、3つに分けた1つ、観光交流移住分科会、2つ目、子ども・子育て分科会、3つ目、仕事の地域産業連携分科会、3分科会の説明を聞きました。アンダー35では、12月に婚活イベントを開催予定。企業訪問など現場まで足を運び視察するなど、各分科会とも真剣な会議の様子が感じ取れました。

当委員会では、考察の基本資料、町のさまざまなデータで現状を確認し、調査研究していくこととしました。

以上報告です。

○議長（一場明夫君） 議会広報対策特別委員会。

(「議長、別にありません」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

各委員会からの閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第22、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（一場明夫君） 7番議員、根津光儀議員。

（7番 根津光儀君 登壇）

○7番（根津光儀君） 議長の許可を得て、一般質問をいたします。

東吾妻町の地方創生について、1,741市区町村が一斉に地方版総合戦略を策定していく中で、東吾妻町はどのような町づくりを目指すべきなのかについて、主に町長に質問いたします。

一部、最後のことで教育長へ質問があるかとも思いますが、よろしくお願いいたします。

まち・ひと・しごと、創生を遂行していくために、東吾妻町総合戦略本部が設置され、活動を始めました。平行して議会においても地方創生調査特別委員会が設置され活動を始めました。この質問に当たり、東吾妻町第1次総合計画を読み直してみますと、人口について取り上げている部分は約2ページと少ないのですが、将来人口推計がグラフとして記載されていました。

平成27年の人口予想は1万5,154人です。9月号広報ひがしあがつまには1万4,957人とあり、現時点で予想を197人下回っています。合併当初の人口が1万7,588人ですから9年間で2,651人の減少です。既に旧東村に匹敵する以上の人口がこの町から失われたんです。

総合計画は人口減少、少子高齢化を危惧はしていますが、そのことについて具体的に対策を立てているという面については、ちょっと乏しいという面があると思います。総合戦略策定に当たっては、現状分析をしっかり行って、重点的政策は何なのかを紡ぎ出してほしいと思います。その上で、次の質問をいたします。

地方版総合戦略を作成するに当たり、我が町のあるべき姿として描く最終目標、理念についてどうお考えですか。その理念と総合計画における理念との違いを教えてください。

最終目標、それを実現していくための方針、長期ビジョンをどのように定めていきますか。我が町の特性についてどのように捉えていますか。我が町が飛躍していくためには、行政的なイノベーションが必要だと思いますが、町長のアイデアや実行スタンスについて教えてください。

以上、質問いたしまして自席に戻させていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の最終目標、理念についてであります。東吾妻町総合戦略本部において掲げております「子供も大人も生き生き暮らせる元気な町」、「ともにつくろう未来に向けて」を念頭に置き、東吾妻町総合戦略の策定作業を進めております。

2点目の町の総合計画との違いについてであります。地方版総合戦略は人口減少克服、地方創生を目的としております。総合計画は町の総合的な振興、発展などを目的としたものであり、目的や含まれる施策の範囲は必ずしも同様ではないと考えております。例えば、地方版総合戦略におきましては数値目標やK P Iといった重要業績評価指標を設定しなければなりません。こういった手法は総合計画において義務づけられていないことが挙げられております。

3点目の最終目標を実現していくための方針であります。2008年から始まったと言われております人口減少は、今後急速に進んでいくとされております。国立社会保障・人口問題研究所が示しました本町の将来推計人口は、2040年には1万人を割り込んでしまいます。人口減少問題は地域によって状況や原因が異なると言われており、地域の特色や地域資源を生かした、住民に身近な施策を幅広く織り込む予定でございます。

4点目の我が町の特性でございます。今後、開通を予定しております上信自動車道は、1つの大きな町の特性と捉えております。首都圏との時間が大幅に縮まり、物流や観光などさまざまな産業が活性化できるチャンスと考えております。また、中核都市への移動も容易になることから、インターチェンジ付近に住宅が増加することを期待をしております。

5点目の私のアイデアや実行スタンスについてであります。新しい切り口、新しい捉え方、新しい活用方法などといったことを考え、若い職員からの意見を無視できないと感じております。東吾妻町総合戦略本部の下部組織に、アンダー35分科会を設置をいたしました。35歳以下の若い職員から、地方創生に一役買ってもらおうと考えさまざまな意見交換を行っております。今後も多様な意見や価値観を受け入れていく姿勢が、何より重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 7 番、根津議員。

○7 番（根津光儀君） お答えありがとうございます。これから一問一答で少し議論を深めてまいりたいと思います。

一番問題というか、町長も問題、あるいはこの総合戦略、地方創生の我が町の地方創生について問題というか重点的に考えているというのは人口対策なんだと思います。この2040年に1万人を割るかもしれないというような人口推計というんですか、そういうものもあるという中で、先日の地方創生特別委員会の中でも発言が、私ではないんですけども委員さんから発言がありましたけれども、どの辺に目標を置くのかという町が持つべき人口の将来のビジョンというものを示していかななくてはいけないと思うんですけども、それについて町はどういうふうに考えているのか、町長はどういうふうに考えているのか教えてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地方創生、今まで人の流れが地方から大都市へ若い者が流出をしていったということで、この人口減少が始まっているんだというふうに思っております。やはりその人の流れというものを変えなければならないのが地方創生だというふうに考えております。何もしないでいると2040年には9,900人台になるというふうなことでございますけれども、その最悪の状況というものに対して、これから先ほども申し上げましたように、上信自動車道が当町を通るということ、このチャンスを捉えて、インターチェンジ付近に人口が増加した、また、東中学校の跡地のように、企業が展開をしたりそういう機会がふえてくる。それを捉えてさらに促進をしていくということか必要だと思っております。

人口的な面、現在1万5,000人をやや切った状況であると思います。これよりこの現在の状況を割り込まないように、将来的にも1万5,000人を多少少なくなってもまた盛り返していく、そういった方向で我々は考えていかなければならないんだというふうに思っております。やはり総合的な観点から、子育て支援、また若者の定住促進、そして移住等も含めまして今回の総合戦略を立てる中で、有効的なアクションプランをつくってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 7 番、根津議員。

○7 番（根津光儀君） 最もなことだと思いますが、町長は今おっしゃったような人口を維持していくためには、相当な努力が必要だと思います。この地方創生について考えるとき、もっと言えばこの余り私は言葉がよく、総合戦略という戦ではないんですけども、でも、やはり1,741の市町村が同じことを一斉にやるとなると、これは戦かもしれません。そういう

意味で戦略なのかもしれません。それを行っていく時に、我が町だけが人口維持できるというふうにはなかなか考えられない。この戦略をつくっていくときに、町長、先ほど私なりの町長の切り口をとというお話をしましたけれども、町長が考えている切り口がどういう切り口なのか私はちょっとこの後にまたお話するようになるのかなと思うんですけれども、例えば、まち・ひと・しごとという地方版創生の3つの大きなものがあるとすると、それを例えば円を3つに分けてレーダーチャートをつくるとして、かつての総合計画のように、満遍なくというふうにはいかないんだと思うんです。どこかに力を入れるのだというのが戦略というふうに考えるならば、私は人、この人間を大切にするのだという部分で、そこに戦略の基本を置いてほしい。そして戦術を練り、そして闘い方を指示するというのが、この地方版総合戦略の道筋なんだと思うんですけれども、町長はその新しい切り口とおっしゃいましたけれども、人という観点でこれからの町政運営を行っていこうというふうに思いますか、それとも産業の振興なんだとお思いでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員のご質問でございますけれども、人の部分、これが非常にこれからは重要視されるということは当然でございます。子育て支援等もそうですし、若者の定着、定住につきましてもこれも人でございます。やはりこの町に若者が住んで暮らしたい、そして子供を育てていきたい、教育面にも充実した面を持たなければ、こういう状況にはなっていないのだというふうに思っております。そのようなことで、人の部分は最重要な点だというふうに思っておるところでございます。

そして、まちとしごと、これがお互いにうまくかみ合いながら進めるような状況をつくっていくのが総合戦略だというふうに考えておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 私を初め、多くの議員もやはり人を中心に施策を進めてほしいと思っています。ぜひその観点で進めていただきたい。そして、人口の減少をいかに抑えるかということですが、先ほど町長、移住というお話をなさいましたけれども、もし本当に移住ということを施策としてやっていくとしたら、1年に何人、あるいは何組の夫婦というような目標をきちんと立てて、そしてそれを真剣に取り組んでいかないと、私はできないと思うんです。

例えば、1年に2組の若夫婦をこの町へ連れてこようと、そういうふうにも町長がしっかりと決意なさったとすれば、そのことを各職員に指令を出し、町長御みずからもその行

動を起こしていただきたいと思うんです。例えばの話です。町内優良企業さんがたくさんあります。そういったところに我が町にこういう人物がいるから、これをぜひ雇用してほしい。むろん試験は受けてもらうようにするんでしょうけれども、そういうことでお約束いただいて、そして例えば東京へ行って、こういうので田舎に仕事があな次第で確保されるからということでお話すれば、こちらへそれこそひとの流れをつくることのできるのではないかと思います、そういったようなことについてはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 移住につきましては、ふるさと回帰センター等も東京にあって、そこにデータ等も送り込んでおります。移住を進めるに当たり、この町に来て、働く場所はあるんだと、住むにはこういういい空き家があるんですよ。そしてまた、働いたときには月に何万円もらえるんだというふうな具体的なデータを示しながら、若者にこの町へ来ていただくような働きかけをしていく必要があろうかと思えます。

幸いに、今、根津議員もおっしゃったように、我が町には幾つか優良企業もございますので、そういう企業と連携しながら、今まで都会に住んでいた若者を、この環境豊かな田園回帰というふうに今は言われておりますけれども、この農山村地域に来ていただいて、そして健康的にもよいし、また教育的にもいいというふうな状況の中で、この町に移り住んでいくということを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） そういったことを目標を定めてやっていただければ、若い世代がこの町から出ていくというようなことも、また少なくなってくるのかなと思います。それにしても、私はほかのところでも発言して、町長にもお話をしていますけれども、住宅政策であるとか、それから医療の問題というものは政策としてある程度、子育て政策なんかもできるかと思えますけれども、鳥獣害のことについては、これは猟友会さんをお願いしての駆除ということが今中心です。これがなかなかいい方向に進んでいかない。ボランティアの皆さんの力でやっていただいているというようなことですが、ここに政策としてきっちり取り組む。例えば、大学の獣医、あるいは畜産そういったところとの連携を得て、この町の野生鳥獣の分布の調査、そして被害の調査、そしてこれを保護していくのか、駆除をしていくのか、きちんと学問的というんですか、アカデミックな目でまず報告書をつくって、そして、それから駆除するのだとなれば、これは本当に町の力で駆除するのだというようなことが必要だと思えますけれども、そういった案についてはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 鳥獣被害、大変多くなっているところでございますけれども、猟友会の皆様にお世話になって、年間駆除数、イノシシにつきましては年間500頭程度いつも取っているわけでございます。それでもなかなか追いつかない状況にあると思っております。今後も、猟友会の皆様のメンバーをふやしてもらったり、また、わな猟の取得をしてもらったりということで、その輪を広げながらこの鳥獣害対策も進めてまいりたいと思います。

また、今、根津議員のおっしゃった学術機関との連携ですか、農学部、畜産学部、農獣医学部との連携、こういうものも大変いいことだというふうに思います。やはりそういう学術機関で狩猟学といいますか、いわば狩猟学というものも学科の中でひとつご講義をいただいて、日本に合った狩猟方法、また他に害のない、影響のない狩猟方法というものも編み出していただいて、鳥獣が全ていなくなるというふうなことも、これはなかなかできないことでございますので、最低限度に押さえ込みながら農業、林業等がしっかりと経営できるような状況にも進めなければならないと思います。今の学術機関との連携というものも、これからも探りながら進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。

再開を午後2時10分とします。

（午後 2時00分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 引き続き質問をさせていただきますが、先ほどの鳥獣害の件ですけれども、人の流れの話の中で、例えばそういった狩猟を中心に、あるいは鳥獣の研究することといったことがライフワークだというような人がいるならば、この町に来ていただける、

来ていただくようにしたらいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員のご提案ですが、そうですね。狩猟に関心のある方、そういう方がいらっしゃいましたら、東吾妻町、多少イノシシもいますよというようなデータも出しながら、まあ、来ていただいて狩猟を楽しんでいただく。楽しいといえますか、そういうことも一つの町に来ていただく大きな力になるかもしれません。そういうものも入れていきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7 番、根津議員。

○7 番（根津光儀君） そして、この鳥獣害の件でいいますと、我が町の猿の、日本猿の捕獲は昨年度 5 頭、本年はまだ 1 頭ということです。

町を歩いて皆さんの話を聞いてみますと、イノシシの被害も確かに甚大なんですけれども、猿の被害は非常に深刻です。その辺も考慮に入れて、都会から人を呼ぶのに猿がいるんだけど、来てくれるかいといったら言えないと思うんです。そこをぜひよろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 全く、猿につきましては捕獲駆除等ができていないという状況にあります。これは猟友会の皆様が猿はなかなか打ちにくいというふうなことをよく聞きますよね。人間によく似ているので、なかなか打ちづらいというふうなそんなところで、轟音玉というんですか、かんしゃく玉のでっかいようなやつを鳴らして、威嚇して山の中へ追い込むというふうなことをやっているようですけれども、なかなか猿も利口ですから、一度そういう経験をして少し山に逃げていけば、また出ていけばいいんだというふうな、もう学習しちゃいますので、なかなか効果が出ておらないということでございます。今後は猿、一網打尽に駆除できるようなそういうシステムといえますか、そういうものも国や県で今研究をしているというふうなお話も聞いておりますので、そういうものができますれば、取り入れながら駆除を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 7 番、根津議員。

○7 番（根津光儀君） ここで少し町というものについて、町長の考えを聞きたいと思います。その前に、いつものことですが、持論を展開させていただくということで。根津は日赤と岩櫃しかないということで、まず日赤からいきたいと思うんですけれども、これの調査をしました。日赤は現在常勤のお医者さんと、それからパートを含めた全体の職員の皆さん、

合計で315人の雇用があります。当町の割合です。看護師が37%、コメディカルと言うんだそうですが、栄養士さんや薬剤師さん、それから理学療法士さん、それらの職種の人が45%、事務職が31%、全体の合計で36%、うちの町から雇用されています。非常に大きい職場で待遇もいい。仕事はきついんでしょうけれども、そういう中でいきますとそのほかの大手企業に決して引けをとらない、こういった医療機関はほかにもございます。そういったものを大切にしていく。そのためにはやはり町長が医療機関の皆さんと意見を交わす場が、もっともっとあってほしいそういうふうに思うんですけれども、町長はいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 日赤との懇談といいますか、そういう機会は公には大体3回程度あります。日赤側のほうから役場に来てくれる機会、それから東部3カ町村が日赤に行って、お医者さんですとか看護師長さんですかね、今はそういう言葉ですかね、そういう方が集まって懇談をする場所等で3回くらいあるというふうに思っております。日赤には町としまして運営経費を補助している点から、毎年日赤の状況等の資料もいただいております。日赤には町としまして、非常に一口で言えば厳しい状況にあるというふうに思っております。

そういう状況を克服しながら、この日赤原町病院よりよい病院にしていかなければならないというのが、誰しもの思いだというふうに思っております。私も最近ちょっとした皮膚科の先生にかかったことがあるんですけれども、それほどのことでないと思いましたが、それでお医者さんはいろいろなことを考えて、精密検査から全ていろいろやってもらって、それで立派な手術室に入ってもらって、背中を一部切開してもらったようなことがあるんですけれども、非常にそういう点で原町日赤のお医者さんは、非常にいい先生だなというふうに思ったところでございます。

やはり日赤原町病院を使っていただくことが、まず第一だなというふうに思っておりますので、そういう意味で皆さんの原町日赤病院、事あるごとに、風邪を引いたら日赤病院というふうなことで行ってもらいたいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 町長は非常にそういうことで日赤の評価が高いということですが、実は平成26年度の時間外の受け入れですね。いわゆる電話をしてお願いをしますと引き受けていただけるかどうか、当直、日直日の受け入れですが、これが実は26年には72%に一気に落ちています。直近の状況はどうかということと言いますと、本年8月は87%まで受

け入れ率が上がっています。うちの町、それから中之条町合わせると随分大金が日赤に渡されているわけです。当町の独自の補助で1,074万円、それから不採算地域公的病院補助、これが2,805万円、これが2倍になります中之条と高山が行きますから。そうすると5,611万円が日赤に補助として渡っているわけです。お金を補助しているのだから、きちんと対応してほしいというようなことも、町長から言ってほしいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 救急の受け入れの点につきましては、私も聞いておるところでございます。やはり専門のお医者さんが、その夜の当番でいないとその患者さんを受け入れることができなくて、ほかの病院に行ってもらおうということがあるということでございまして、やはり先生を、お医者さんを全ての科で、医療科でそろえるということが必要なんだろうというふうに思っております。そういう面につきましては、今後も努力をしていかなければならないということでございます。私も事務長さんに、群大のほうに一緒に行ってお医者さんに来てくれというお願いをしましょうというふうなお話も投げたんですけれども、やはりそういう病院とか医療の関係者というのは、そういうものがなかなかきかないんだそうですね。やはりそういうのをやると余計逆効果になるという世界だというふうに聞いております。

しかし、日赤の群馬県の支部長は大澤知事でございますので、大澤知事のほうから原町日赤病院にもお願いをして、補助金といいますか、お金が幾らか行っているのでございます。そういうこともありますので、今後とも県の機関等とも連携をしながら、日赤原町病院を充実させていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 非常に大きい医療機関で、そして大きい雇用力を持っているところ、これがきちっと機能をするということは、町全体にとっても非常に重要ですし、この原町を中心にコンパクトシティが図らずもきれいな形でできている。大型商業施設があり、そして医療機関があり、JRがありという形で非常に整っている。ここから医療機関が1つ撤退するということは、この町の人の流れが反対に行ってしまう可能性が高いので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、次の話題に移らせていただきます。

総合戦略の持っていく方なんですけれども、先ほど、町長は新しい切り口で、そして若手職員の力をというお話をなさいましたけれども、住民ということはお言葉からありませんでしたが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 総合戦略の作成の組織の中で、例えば先ほど出ましたアンダー35の部会におきましては、各企業を回って、企業の方のご意見をいただいて、それを総合戦略の中に生かしていくというふうなことを、もう既に始めております。そのほかにも住民の皆さんのご意見、各地域の代表の皆さんのご意見を聞いたり、そういうことも必要だと思っておりますので、町民、それから企業関係の皆様、それから議会の皆様にもこの前資料のご提出をいただくように投げかけておりますけれども、そのようなことを通じまして、町全体のご意見を聞くような形で進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） ぜひそういった形で多くの皆さんの意見を取り入れて、進めていってほしいと思います。

総合戦略、これから計画を立ててということもあるでしょうけれども、ちょっと急いで、ここタイムリーにやってほしいなということもございます。それは現在、大河ドラマの放映ということで、うちの町は非常に盛り上がりつつあります。若手がボランティア活動を含めていろいろやったりしてくれています。そういったことの中で、この町を訪れる人、それから岩櫃山へ行く人、それから岩櫃城跡へ行く人、そういった人たちに対して、うちの町はこうだというような歴史的なことから、それから地勢的なことも含めて、ビジターセンターが欲しいと思うんですけれども、町長はそういったことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 来年の1月からNHK大河ドラマ「真田丸」ということでございまして、堺雅人さんが主演でもう撮影も始まっているようでございます。東吾妻町役場にもNHKのプロデューサーも来まして、スタッフも10人くらい来て、いろいろ話を交わして、また岩櫃山のほうにスタッフが行ってカメラを回したというふうなこともございますので、何らかの形で取り上げられるかなというふうに思っておるところでございます。

つい先日、前橋のほうに出向いたときに、前橋にお住まいの人が、私の名刺の裏に「真田丸」の放映の写真が載っていたのを見まして、ああ、そういえばうちの一緒に住んでいる人が、もう真田街道、沼田のほうからずっとめぐって東吾妻町の岩櫃山にも登ったようだというようなことも言っていますので、そういう意味では、もうそのブームがそろそろ来ているんだなというふうに思っております。この機会を逃さずということで、今非常に観光協会も、そしてまた職員のボランティアスタッフも一生懸命やっておるところでございます。

展示物、東吾妻町にも真田に関するものがあるのかなというふうに思います。そういうものをビジターセンター、1つのドラマ館というふうな相当の、今は「花燃ゆ」のドラマ館が県庁内にありますけれども、あれほどの大きさでなくてもいいんですけれども、ちょっとした温泉センターのロビーにそういうものを集めて、町民の皆さん、あるいは遠方から来た皆さんにごらんいただくようなことも、ひとつ今後の課題として考えてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） そういった展示が行われる時に、例えば昨年度行われた岩櫃城跡の発掘の成果などを展示することは可能でしょうか。教育長にお伺いします。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 町で出土した遺物は原則的には展示は可能です。特に報告書を作成してある遺物は可能なんです。ただし、昨年、本丸跡から出ました遺物は、来年度の国指定に向けて報告書を作成することを進めなければなりませんので、その期間は展示を少し調整しなければならないというようなことになるかもしれませんけれども。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 展示することは可能だけれども、場合によっては調整の展示できない期間も生ずるということでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） はい、そうです。報告書を作成しますので、その期間少しではなくて、報告書が作成終わるまで教育委員会のほうに持って行って、その遺物をもとにしての報告書作成ということになりますので、その点ご了解いただければと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 安倍総理もイノベーションということを言います。イノベーション、改革というような感じで私も受けとっているんですけれども、例えば馬を10頭並べても汽車にはならない。汽車をどんなに改良しても飛行機にはならない。そういうことで我が町の行政も、町長の言う切り口、ずばずば切って、そして変えるべきところは変えていってほしいと思いますが、町長のご決意を。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 本日は、根津議員からさまざまなアイデア等、ご意見等もいただきました。そういうものも頭に入れて、新しい切り口で町政全般、また具体的なプラン化や総合

戦略等、また狩猟の関係もあります。こういうものにしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 以上で、根津議員の質問を終わります。

◇ 山 田 信 行 君

○議長（一場明夫君） 続いて、9番、山田信行議員。

（9番 山田信行君 登壇）

○9番（山田信行君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。ちょっと欲張って3つということでお世話になりたいと思います。

ことしの夏、異常気象とも言われる文字どおりの猛暑であり、各地で亡くなる方が続出している厳しい夏でありました。地球規模で確実に温暖化が進んでいることでもあります。この猛暑の中、冷房のない環境が特に重症化の原因とされるなど、連日報道されているようです。郡内の小学校でも児童が倒れ救急車で運ばれる事態が起きました。室温が36度になるとか、教室の児童・生徒にとっては厳しいものがあると感じとられます。

教育施設の整備、各教室のエアコンの設置が必要だと感じています。当町はかなり広い地域、環境、農山間地区、平地など立地条件が異なっています。2つの幼稚園、3つの小学校では室温が36度以上にも達する状況が続いたそうです。文科省では各都道府県に学校環境の整備を打ち出しています。その中にもエアコン整備を掲げているようです。エアコンの普及率を見たところ、群馬県では57.6%まで来ているようです。幼稚園では57.4%、文科省が空調冷房エアコンの設置状況について、26年5月23日に発表をいたしました。群馬県の設置状況は平均を上回っています。子供たちが勉強できる環境について、もはや冷房は欠かせないと判断するようです。

当町、児童でも水筒と着替えを持っていてもいいという指導をしているところもありますし、一方では、水筒は駄目だということもあるようです。中身を聞きますと、ジュース等が入っている可能性もあるというお話でありました。また、小学校を見ても新しい立派な校舎がありますが、風が通りにくくなっている部分があるようです。子供たちが1日過ごす教室に風が通りにくく、空気も熱い、熱中症になれと言わんばかりの環境なのです。やはり児童・生徒の体力は、まだまだであります。子供たちが住んでいる自治体によって、教育環

境に差が生まれ、命と健康が脅かされる状況だというふうに感じています。

児童・生徒のため、意見を聞きながら学校施設における教育環境整備に努めていただきたいと思います。また、8月25日より2学期が始まりました。あの猛暑は一体どこにいったというような最近の気候であります。素敵な環境をつくっていただきました東吾妻町立中学校は、全ての教室にエアコンが設置してあります。1つだけ技術実習室は、木工関係の粉塵等があるために設置をしていませんが、勉強に集中し、ストレス等もなく、環境に恵まれている生徒諸君が、猛暑の中勉強に集中できる。

エピソードがありますが、子供たちが夏休みが短くなってもいいねというようなお話もあるようです。町長は幼稚園、小学校にエアコン設置をどのようにお考えでしょうか。

次に、ふるさと納税制度について質問をさせていただきます。

ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いは促進できるのでしょうか。平成20年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律により制度化され、個人が住居地以外の自治体に寄附を行った場合、所得税、住民税の一部がそれぞれ控除される制度です。納税者にとって減税の効果と寄附自治体からの特産品がもらえる人気のある制度です。また、この制度の趣旨から、自分のふるさとを大事に思い、寄附をしたいという形でふるさとの役に立ちたいという思いは、誰もがそう感じていると思います。

しかし、最近では自分のふるさとに寄附をするよりも、魅力のある自治体に寄附をするという傾向が強く、積極的に取り組んでいる自治体と取り組んでいない自治体と、寄附金の額に大きな差が生じているのが現状です。ふるさと納税に力を入れることで、自主財源を確保するとともに、地方の魅力を発信することで、地域の産業、観光、文化等の活性化につながると考えます。そこで、町長に4つについて質問をさせていただきます。

ふるさと納税について、町長自身どのようにご理解をいただいていますか。

2番目、当町のふるさと納税の取り組みについて、現在までの実績と申込み方法や謝礼の品、動向等をお伺いいたします。

3、寄附金のメリット、デメリット、その他使い道はどのように活用しているか伺います。

4、ふるさと納税に対して、今後、どのような対応と発信をしていかれるのかお伺いをさせていただきます。

3番目ではありますが、指定管理者制度について質問をさせていただきます。

指定管理者制度は、小泉内閣の聖域なき構造改革により、公的事業への民間活力導入手法として指定管理者制度が創設され、当町もその制度を積極的に推進しています。この制度の

導入から現在まで、指定管理者制度活用の基本原則、総括するとき、どのような成果と不備があるのか、4つの点についてお伺いいたします。

1、指定管理者制度を活用する場合の基本原則は明確にしていますが、指定管理者制度を導入した公的施設について、基本原則に沿った成果を得ていると判断しているかお伺いをいたします。

次に、選定委員会が判断をした指定管理者について、指定後、管理運営状況を選定委員会は自己評価しているのかお伺いをいたします。

3、指定管理者に支払う指定管理料は、施設を管理する担当課でどのように指導、管理しているのかをお伺いいたします。

4、公募による指定管理者選定の結果、公募業者等に必要な業務能力があるのかどうか、判断をする選定委員会の判断結果は非公式であります。指定管理者制度を導入する施設の管理に、一定の専門家が必要な場合、当町が事業者等を選定する最終的なガイドラインを定めておられますか。資格要件を明示することが必要だと考えますが、その見解をお伺いをいたします。

以上、3つ質問をさせていただきました。

自席にて、再度続けていきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、山田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の幼稚園、小学校、教育環境の整備、エアコン設置についてでございますが、ここ数年猛暑が続いており、議員ご指摘のとおり、ことし1学期にも学校の教室内温度が35度程度になるという状況や、エアコン設置の要望も聞いております。現在の管内教育施設の設置状況といたしましては、統合中学校が昨年の改修に合わせて23室、29基のエアコン、天井扇については7室28基を整備したところでございます。

幼稚園、小学校につきましては、平成23年度に8室9基を保健室を中心に整備して以降設置は行っておりません。小学校の設置状況は、パソコン教室、保健室が全校設置済みであり、東小学校、原町小学校は職員室に設置をされております。幼稚園は保健室と職員室が隣り合っていることから、主に職員室に設置をされております。

児童・園児の熱中症対策など、健康管理面からエアコンの整備は必要なことであると認識

しておりますが、全教室に設置するには膨大な費用が見込まれるため、町といたしましても現場の状況を精査し、財政面を考慮しながら計画的にエアコンの設置を図り、教育環境の整備改善に努めてまいりたいと考えております。

2点目のふるさと納税制度の促進と地域の活性化についてでございますが、1つ目、ふるさと納税について、町長自身どのように理解しているかでございますが、ふるさと納税制度は個人住民税の寄附金税制が拡充されたものと理解をしております、納税と記していますが、寄附と税極控除を組み合わせたものでございます。しかしながら、自分の生まれ故郷やお世話になった地域、これから応援したい自治体の力になりたいという思いを、ふるさと納税といった形で貢献することができる制度とも考えております。

2つ目の取り組みやこれまでの実績についてですが、制度設立から延べ34件、寄附額役290万円となっております、ご寄附をいただいた方の8割以上が町出身者であり、多い順で申しますと県内9件、埼玉県8件、東京都6件となっております。申込み方法は、ほとんどが町ホームページから申込書入手し、電子メールやファクスにて送付していただき、その後、振込用紙を町から郵送しております。また、電話にての申込みの場合は、申込書及び振込用紙を町から郵送させていただいております。

謝礼の品につきましては、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用されることを踏まえ、これまで返礼品の送付は行ってきませんでした。ご寄附の後1年間の広報ひがしあがつまの送付のみとしてまいりました。

3点目のメリット、デメリットや使い道についてですが、メリットについては先ほどお答えした内容と重なりますが、生まれ故郷やお世話になった地域、応援したい自治体の力になりたいと思う気持ちを、ふるさと納税といった形で貢献できることです。また、町は寄附金を活用して、豊かな地域社会の形成や住民の福祉の増進を推進することができます。デメリットといたしましては、住民税の減少につながることや、返礼品が対価の提供となり、応援したい自治体というより、返礼品、特産品のようなよい自治体に寄附金が多く集まるといった傾向があると感じております。

使い方につきましては、現在、寄附メニューとして町政全般、社会基盤の整備、生活環境の向上、産業の振興、保健医療、福祉の充実、教育文化施設の充実の6つから選択をいただき、ふるさと応援寄附基金に積み立てております。今後、活用につきましては、寄附者の皆様からの貴重な財源として使わせていただきます。

4つ目の今後の対応と情報発信についてですが、ふるさと納税制度は寄附者と町がお互いの成長を高め、新しい関係を築いていくことで、町は寄附者の志に応えられるように、施策の向上に努め、一方で寄附者は行政への関心と参加意識を高められるいわば寄附者と町の両者が、ともに高め合うことができる制度でもあります。

その反面、山田議員のご指摘のとおり、寄附の対価としてではなく地域産業の活性化や観光PR等につなげていくといった側面もあるかと感じております。寄附者の利便性の向上とあわせ、新たな情報発信について検討をしております。

3点目の指定管理者制度についての1つ目の質問でございますが、ご存じのとおり、当町では地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例を公布、施行し、行財政改革の推進の取り組みとあわせて、町の公の施設の管理運営について、民間活力の導入を積極的に進めてまいりました。

平成26年度末におきまして、当町における指定管理者制度適用施設は5施設であり、その形態はさまざまですが、全て法令等にのっとりて手續を進め、それぞれ議会の議決を経て指定したものでございます。また、指定した後は、各施設担当課を中心に指定管理者の実施の管理、モニタリングを行いながら、利用者サービスの向上が図られるよう官民協働で知恵を絞りながら、各施設の管理運営に努めており、指定管理者にゆだねたことで業務の効率化や管理経費の節減など一定の成果を上げていると判断しております。

2つ目の質問でございますが、指定管理者選定委員会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、公の施設の適切な管理及び運営を行うための指定管理者の候補者を選定するため、町長の附属機関として条例に定め設置をいたしました。また、選定委員会は町長の諮問に応じ、公の施設の指定管理者の候補者の選定に関することを主な所掌事項としておりますが、あわせて関係条例の運用に関することも所掌しておりますので、必要に応じ選定委員会に調査、検討、意見を求めています。これにより町が指定管理者の業務継続能力の確認のため、決算等の財務諸表の分析を専門家に依頼した結果等も含め、指定後の管理運営状況の調査をお願いし、評価、公表をいただいております。

また、その内容は広報やホームページで町民に公表するよう努めていますが、これは指定管理者に管理運営をゆだねたとしても、町が設置した公の施設であることは変わりなく、受益者である町民への情報公開は重要なことと考えているからでございます。

3つ目の質問でございますが、町が指定管理者に指定管理料を支払う施設は現在3施設で

ございますが、これは該当施設の管理運営業務の各年度の実施の対価として支払われるもので、町は当該公募時に指定管理料を支払うか否かを明らかにし、その上で応募した事業者ごと提案するものでございます。この指定管理料の額の根拠は、公募時において町が示した想定収支を参考に、各指定管理者が提案した金額をもとし、当該債務負担行為の議決を経た金額を指定期間中の上限とするもので、それぞれ各年度協定を締結し支出することになっております。

各年度の指定管理料の請求方法は、各施設の指定管理者との協議により四半期ごと概算払いを認めるなど分割している場合もあり、各施設担当課が連絡調整を行いながら、指導管理しております。

4つ目の質問でございますが、公募により指定管理者の公募者を選定する場合につきましては、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条に規定する基準に照らして、町長は総合的に審査し、選定するものとなっておりますが、この総合的な審査、選定を東吾妻町指定管理者選定委員会条例第2条の規定に基づき、私は選定委員会へ諮問し、専門的な見識による委員の調査審議の結果、答申をいただきこの内容を持って候補者を最終判断するものであります。

なお、選定委員の合議により選定基準書をその都度決定し、選定委員ごと審査評価したものの集約が、総合判定結果となりますので、個々の委員の評価結果は非公開としております。町の公の施設は多種多様でございまして、指定管理者制度を適用する場合、十分な検討を行いながら実施方針を事前に公表するなど先進事例も参考にしながら、移行事務を進めてまいりました。また、指定管理業の指定を受けようとする団体の募集にあっては、その業務の範囲を明確にするため、詳細な業務水準書の公表を心がけており、管理運営に当たって法令等の遵守事項、業務の内容、必要な資格や行政庁への申請の類など専門性が必要な場合とあわせ、応募の資格要件の明示をしてきており、この内容は指定管理者と締結する協定にも反映する仕組みとなっております。

しかしながら、指定管理者が選ばれた後、民間事業者の創意工夫が十分に発揮できるよう、過重なルールとならないよう留意することも同時に必要であると考えております。

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法改正により創設をされたもので、全国の自治体で試行錯誤をされながら10年を経てまいりましたが、制度の成熟とともに見えてきた課題もございます。

今後も国や県、他の自治体の動向も踏まえ、東吾妻町にとって最適な指定管理者制度を模

索し、アウトソーシングの推進と行政運営のスリム化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） それでは、回答をいただきましてありがとうございます。

まず、エアコンの設置ということでちょっとお話をお聞きしますが、町では予算等もあるということで、なかなか厳しいというような設置はするという前向きの姿勢ですけれども、予算等あるということですが、逆に今、健康調査ということでエアコン設置をすることによって、子供たちの健康、体力にどんな影響があるのか、その辺の調査みたいなのは町長いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 子供たちの健康につきましては、学校で毎年健康診断ですか、そういうものも実施しながら、子供たちの健康の状況を把握をしておるところでございます。また、エアコンとの関連につきましては、特段その部門に特筆をして絞って行っているという状況にはないと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） エアコンに限らず、当町は余り関係ないかなというふうに思いますが、文科省で大変危惧していることで、指導をしているということですが、学校環境衛生の基準の中で、10度以上30度以下が望ましいという結果が出ています。子供たちが成長期の中で、成長機能未発達でなかなか温度の調整をするのが大変だと。汗をかくということだと思いますけれども、その辺の調査をかなり気にしているらしいですけれども、それも含めて考えていただければと思います。

また、PM2.5に対する学校のいろいろな基準も文科省で言っておるようですが、当町にはなかなか九州方面は多いようですが、35マイクログラムを超えた場合は換気するとか、教室に入れとかそういうような要綱もありますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） エアコンにつきましては、地球温暖化が進んでおりまして、以前より年平均温度も上がっているということで、先ほど申し上げましたように小学校につきましても、財政等の問題もありますけれども、各学校の条件等もあると思います。その立地条件等で温度の差もあるというふうなところで、調査をしながら一気にというわけにいかないの、

早急にするべきところはエアコン設置を行っていくという方向で考えてまいりたいと思います。

また、PM2.5につきましては、特段対策等も取っていないかと思いますが、これにつきましては気象庁なり医療機関等とよく研究し合いながら、これにつきましても、今後調査をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 時間もないので次に移りたいと思いますが、ふるさと納税について再度質問をさせていただきます。

ことしの4月1日からふるさと納税ワンストップ特別制度が始まって、5団体以内である場合に限られるということで、大分控除額が不要になったり、大変納付する方の手続が緩和されているようであります。多くの人が首都圏に住んでいる方を対象に言いますと、多くの人がふるさとで生まれて、この地域で自治の中で医療や教育、住民サービスを受けて、やがて進学や就職で出ていかざるを得ないと、そういう人たちの思いが意外と多いということで、ふるさと納税、納付についてかなりいろいろな模索をしているようですけれども、先ほどお話ししましたように、ふるさと納税を自分でその市町村にこれに使ってくださいというような制度もできたようです。

町長が、東吾妻町においては、例えば図書館をつくるので、図書館に対して納税をお願いしたいというようなそういうアピールも、図書館に限らず例えば変ですけれども、この指とまれではありませんけれども、そういう形のアピールというのはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在は、先ほど申し上げましたように、6つの分野から選択をしてもらうというふうなことでやっておりますけれども、お話に出たように具体的に防災施設を建てるので、これにつきましてご寄附を、ふるさと納税をお願いしたいというふうな取り組みも可能かというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。

（午後 3時01分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 時間もあと7分程度ということで、皆さんお疲れでしょうから進めさせていただきます。

今、先ほど町長が、指定管理についていろいろ答弁をいただきました。東吾妻町指定管理の概要は、平成26年5カ所になっているということですが、国民宿舎榛名吾妻荘指定管理F u n S p a c e様が、平成22年2月から27年1月をもって5年間の指定管理を終えたわけであります。そんな中で、もちろん指定管理基本協定、また指定管理年度協定等々協定によりますと、当事者間での合意ということで契約を結ばれた中で、もう既にF u n S p a c eは私物も持ち出し、全く影もないということであります。

そんな中で、協定の中に当然うたってあると思いますけれども、東電の損失補償額ということで数千万円、東電からいただいておりますけれども、お辞めになってから約8カ月たっていますが、いまだに納付金が入金されていないように思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 国民宿舎榛名吾妻荘指定管理者F u n S p a c eさんがこれまで行ってまいりました。しかし、昨年度末をもって撤退ということでございまして、東電の補償金をいただいた上で、その利益が出ておったということでございまして、その分の半分は町に納付するというようになっておりますけれども、現在まだ入っておらないということでございまして、もうそれにつきましては請求を既に行っているところでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 請求はもちろんしていただかなければ困るのかなというふうに思いますが、先日いろいろお話が出ました第2の甘酒原になっては困るかなということで質問させていただきました。一般ですと、もうちょっと強く内容証明を出したりとかいろいろな施策がありますけれども、どんな形で株式会社F u n S p a c eさん、社長は鈴木さんとおっしゃるようですが、請求をどんな形でなさっているか、その辺の経過をお知らせいただ

きたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、このような状況の中でF u n S p a c eさんとの協議を重ねまして、また、弁護士等ともご相談を申し上げながら進めてまいりました。そして、請求を行うということで3月25日に、まず電話によりまして町の結果をご説明を申し上げます。町としては請求いたしますよということをまず口頭で電話でお知らせをし、そして正式に3月30日に施設納付金を請求をしたところでございます。

また、5月28日にはF u n S p a c e本社を訪問いたしまして、納付金を納めていただくようご依頼をしたのでございます。そしてまた、6月12日にはまだお納めになっておらないので督促状を送付をしているところでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 27年1月の契約をもって5年間の期間が終わるということであります。契約の中で利益の50%は町へ納付するというお約束の中で、どうしてこんな結果になったのか、ちょっと大変しかりしたF u n S p a c eという会社であります。渋谷区代々木にあるようですけれども、どうしてこんな結果になったのか、もうちょっとお話をいただければと思うんですけれども、最終的に6月11日時点でということでありますけれども、今後どういう形で取り立てをしていくか、その辺を町長の意気込みをお話ください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほど申しました東電の風評被害の賠償金、これにつきましてはF u n S p a c e側では利益とはならない、納付金の対象とはならないという見解で、免除してもらいたいという考えでいたようでございまして、これにつきましては町はそういうことでは困る、当然これは利益というものでございますので、その半分はお返しをいただくようにということで、口頭で即答、回答したところでございます。弁護士にも相談をし、そして請求書、また督促状も既に送付をしているところでございまして、今後これが納付されない場合には、それにのっとったような方法で法的なことも考えながら、進めてまいりたいと思います。この点につきましては、町へ納めてもらわなければならないお金だというふうにしかりと理解をしているところでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 今、町長の回答の中でやっと事実がわかったような気がしますけれども、やはりF u n S p a c eにしてみれば、東電の損失補償金だからというような主張があ

るかなというふうに思いました。しかしながら、指定管理の協定ということで、しっかり結んでいるわけですので、その辺まだ当町も5カ所そういうところがありますので、5カ所が心配だということではありませんけれども、しっかりこの辺の認識を持っていただいて、進めていただきたいというふうに思っています。

再度、町長に頑張ってください、損失がないようお願いをしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（一場明夫君） 回答はよろしいですか。

（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見のように、町としてもこの件は納付をいただかなければならないお金でございますので、その方向でしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○9番（山田信行君） はい。

○議長（一場明夫君） 以上で山田議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（一場明夫君） 続いて、12番議員、青柳はるみ議員。

（12番 青柳はるみ君 登壇）

○12番（青柳はるみ君） では、一般質問をさせていただきます。

女性の活躍について、男女共同参画のために、子育て中から心に寄り添う支援を。

女性の活躍加速のため、女性の活躍推進の取り組みを、また女性の活躍でにぎわいを見せている地域を学ぶ機会や研修を、また、2番目に学園、高校の地域との連携ということを質問させていただきます。

我が町のあらゆる行事を女性の力で元気にしていますが、まだまだ潜在能力のある人が出てきてほしい。幅広い年齢層の女性の活躍で、にぎわいを見せて元気な町に変えた事例があります。それを成し遂げるまでには時間がかかり、1人からの出発であった例もあります。しかし、葉っぱビジネスに例えればそのようなわくわくするような取り組みに変わり、町を元

気にもたらししている。

我が町には元気な高齢者が地域固有の伝統をつないでいます。また、若い女性もこんな町だったらいいと夢を描いています。これらを生かしていくため一歩を踏み出す施策として、研修、先進地事例を学ぶ場が欲しいと思っています。また、あらゆる町の施策の決定の場に、幅広い年齢層の女性の意見が入ることを望んでいます。

今回の統一選で女性候補が出なかったということは非常に残念ですが、クオーター制でもなければ、なかなか女性が出にくい地域なのかもしれません。特に防災の場、地域づくりに女性が入っているか伺います。子育て中の不安な気持ちに沿った心の支援が一番欲しい。赤ちゃんにとって、大切なお母さんとの日々を幸せに過ごすことが、心身ともに健やかに育ち、持続可能な仕事にもつながる。今の子育て事業はどうでしょうか。事業の場で足していきたいものはありますか。頑張るお母さん支援事業の充実を望んでいます。

次に、郡内高校の参加を得て活気に満ちた町の催しが繰り広げられています。とても爽やかで元気になる、高校と連携したものがもっとできるのではないかと、私もマンドリンの演奏会、また卓球の県大会、これなども応援に行っています。町と高校の連携、これから町内のみでなく郡内高校との連携、協力関係はできるか、中学、高校の連携は考えられるか伺います。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁をお願いします。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の女性の活躍で元気な町づくりを展開している先進地事例に学ぶ場が欲しいとのご質問ですが、元気な町づくりを展開している自治体に学ぶことは、地方創生の推進を図る上でも、大変有意義と考えるところでございますので、今後必要に応じて研修等も考えてまいりたいと思っております。

また、施策の決定の場に幅広い年齢層の女性の意見反映をとのご質問ですが、施策の決定には女性のみならず、町民の意見反映が今後ますます大切とされることから、有効な意見反映がされる手法の研究を進めたいと考えております。特に防災の場、地域づくりに女性が入っているかという質問でございますが、防災で申し上げますと、防災会議のメンバーに残念ながら女性の参画はございません。また、地域づくりに関してですが、まちづくりという視点で申し上げますと、町の各種委員会において、女性の参画に努めておるところでございます。農業委員会、民生児童委員会を初め各種委員会において参画をいただいております。

ございますが、まだまだ不十分でございますので、今後とも一層の参画促進に努める考えでございます。

次に、子育て中の不安な気持ちに沿った心の支援をのご質問ですが、夫婦共働き世帯の増加により、女性に対する子育て、家事等の負担が重くなっている状況がございます。働く女性が増加する中で、第1子出産を機に離職する割合が高く、また働きたいという希望も持ちながら、払拭できない状況が多々存在しているのも事実でございます。

このような女性への支援につきましては、保健センターが中心となり子育て中の悩みや母親としての悩み相談、また乳幼児を持つ保護者と子供が気軽に集える広場の開設など、さまざまな事業を展開しております。子ども・子育て支援事業により、町が潜在的なニーズも含めた需要を把握し、それに対応した必要な保育等の受け皿を確保するなど、家族形態等の把握に努め、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目の学園、高校の地域との連携でございます。

町と高校との連携はしてございますが、毎年夏休みに実施をしております杉並・東吾妻わんぱく交流会におきまして、吾高生をボランティアスタッフとしてお願いし、交流会に参加している子供たちの世話役として活動を支えてもらっております。ことしも8月17日から20日までの3泊4日の交流会に6名の吾高生に、参加者49名の安全・安心及び子供たちの交流が深まるような役割を果たしていただいたところであります。町のスポーツフェスティバルでも、吾高生をスタッフとして毎年20人から30名程度お願いをし、運営のお手伝いをいただいております。今後もこうしたお願いをしていきたいと考えております。

また、町の駅伝大会におきましても、毎年中之条高校陸上部ほか多くのチームが参加して大会を盛り上げてくれております。この駅伝大会が天狗の湯会場となる以前は、吾高生もスタッフとしてお願いした経緯もございます。

次の今後、郡内高校との連携、協力関係はできるかとの質問でございますが、現在、継続的にということはありませんが、いずれは本町と郡内高校との継続しての連携、協力や高校生を借りることを考えていかなければならないと考えておるところでございます。

終わりに、中学と高校の連携は考えるかとの質問でございますが、部活動による合同練習会などの実施により、高校生から学ぶ機会を考えることが必要と思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） ご答弁ありがとうございます。特に遠方から嫁いできた人、転

勤してきた人にとって子育て広場というのは、ママ友をつくる唯一の場で非常にありがたいと言っております。この中でもう一步進んだところで、広い地域の町ですから、出張子育て広場ができれば、もっと多くのお母さんに安心を届けられ、また子育て広場に来るきっかけをつくれるということで、出張子育て広場というのをお考えの1つに入れておいていただきたいと思います。これを実際やっているところもありまして、非常にその町も広いわけです。子育て広場というのを知らない方もまだいますので、こういうのができればいいなと思っておりますので、今後のやっていただければと思っています。

また、働くお母さんの妨げになっているものを、1つでもどかせればと思っています。その中で、若いお母さんの中にDVで悩んでいる人もいます。やはり男女共同参画の中で、こういうことを克服しなければいけないということがありますがけれども、DVでやはり実際に悩んでいる方がいて、相談も何件か受けました。その中で、保健福祉課の担当職員に相談したところ、本当に非常に危険な状態でしたので、スピードを持って担当職員が対処してくれました。工夫して子供を守って、お母さんを守って、そのおかげで最悪のことにならずに母子とも今、元気に大きくなっています。

そんなことがまだまだ町内にもあります。そんなことで悩んでいる人がまだいるのかもしれませんが、そこで、悩みがあったら来て、悩みがあったら来てくださいというような駆け込めるところが必要だと思います。母子支援施設というのは県内に3施設ありますが、この当町で建物が必要だという、町が運営するかとかそういうのではなくて、そういう駆け込め、来ていいですよというところがあればいいなと思います。県内3カ所ですから、なかなかここからは行きにくいという、非常に危険なときに飛び込んでこられた方もあります。また、子育て支援、女性の支援について、ホームページの自立支援というのが非常にわかりにくいんですが、町広報にも載るんですけれども、スマホでも見られるような、今若い方はみんな持っていますので、そんなことができればいいなと思っています。

いろいろな町のお知らせなんかで、スマホとかそういうところに載せるという、若い人ならすぐ職員さんできると思うんですけれども、町長、いかがでしょうか、そういうものは。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当町の子育て広場、現在温泉センターに開設をしております、私もそちらに会議等で出向くときは必ず状況を見ておりますけれども、大変にぎやかな状況でありまして、子供たちの遊ぶおもちゃなどもご寄附をいただいて大変充実をしているようでございます。また、隣の中之条町から、母子で一緒に来て、そして東吾妻町の母子と、今、議

員がおっしゃったママ友で子育ての情報交換等もしているようでございまして、また、担当の職員も非常に張り切ってやっております、大変いい子育て広場だなというふうに思っております。

お考えのものが、例えば坂上地区の幼稚園のほうへそういうふうな出張をして、そこで地域の母子に来てもらって一緒に遊んでもらうと、過ごしてもらおうというふうなことでございましょうか。そういうことも今後視野に入れて検討を進めてまいりたいと思っております。

また、働く母親が職場での大変な悩みがあつてというふうなことで、そういう悩みを持って駆け込める場所を近いところに、町内にもというふうなお考えでいるようでございます。これにつきましても、県内3カ所ということでございますが、その状況等もよく把握して、設置を町内でしていけるものかどうか、今後調査をしてまいりたいというふうに思っております。

また、自立支援につきましても、同様に町外の状況等もよく踏まえながら、検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） ちょっと、町長と私の考えが1つだけ違っていですね、職場のDVではなくて家庭の中のDVです。非常に大変な目に遭っている方も何人かいます。あとまた、子育て広場の出張をお願いしました。あともう1つですね、我が町では放課後の公民館での学習支援、遊び場の提供をしていただいています。去年からでしょうか、非常に子供たちが喜んで宿題を見てもらえる、宿題を落ち着いてできる、ボランティアさんが見守ってくれているので、とても楽しみにしている。ボランティアさんもまた楽しみにしているということで、2カ所やっていますね。放課後の公民館での学習支援、またそれもふやしてもらいたいという、ほかの地域の声がありましたので、お伝えしておきます。

また、女性の貧困について伺います。

原因というのは何だと思いますでしょうか。女性の貧困というのは、原因は非正規雇用によって、年金、社会保障が薄い、また一人暮らしは生活保護になりやすい。女性に特化した貧困対策が必要だということです。正規雇用が貧困からの出口だと言われています。町として企業へのアプローチは、そういう正規雇用へというアプローチはどうでしょうか。もう1つ、子供の貧困が2012年で15.7%、1990年代は高齢者の貧困が多かったんですが、今は子供の貧困が高くなっていると、こういうことです。今は6人に1人が子供の貧困と言われて

います。貧困の連鎖を切るためには、奨学金の無償貸与、学力の向上が必要だということなんだそうです。ここで学習支援ということもあります。

未婚、寡婦控除についてなんですけれども、寡婦の婦は婦人の婦でもあるし、夫の夫でもあります。寡婦控除について伺います。死別、離婚のひとり親と未婚のひとり親とでは寡婦控除に差があって、保育料を初め全てにかかわってきます。未婚ひとり親家庭にもみなし控除の適用、これが町にそんなに多くないと思いますので、できないかと思っています。高崎市は本年4月から始まりました。町でも応援したいものです。どうでしょうか。伺います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 女性の貧困というふうなことでございますけれども、これにつきましては特にひとり親女性が多いのかなというふうに思っております。おっしゃいますように非正規雇用につく場合が多いのかもしれません。正規雇用へと持っていけるような状況を、町内の企業なり事業所でそういった正規雇用をしていただけるなら、そういうことを進めてまいりたいと思います。これにつきましても町といたしましても、多方面の機関とお互いに協議しながらいってまいりたいというふうに思います。

また、最近では東中学校跡地にエコーマークという企業が入ることになりましたけれども、この企業も女性を含めた雇用を今進めているところでございまして、こういうところへ女性もしっかりと入っていける状況にあると思いますので、ぜひこれを活用して新たに事業規模拡大する会社でございまして、雇用していただければというふうに思っております。

また、寡婦控除のお話がございましたけれども、これにつきましては高崎市で行っているということでございますけれども、高崎市の状況等もよく踏まえて、東吾妻町の状況等とも突き合わせながら今後も検討をする事項かなというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） はい、検討をしていただけるということでありがとうございます。また、最後に女性の活躍推進法が成立しまして2年たちます。役場、企業、地域でも若いときからリーダーとしての教育を望みますが、今、町長も初めにおっしゃいましたが、女性が社会進出、またリーダーとしての場所をつくってあげても、やはり家事、また介護、そっこのほうに自分からいってしまっとなかなかないということが、女性自身の問題もあります。1人で育児、介護を抱え込む女性側の意識が弊害になっていると思いますが、若いときからそんなリーダーとしての教育なんかがあればなんて思っております。

奇跡の村という下條村ですね、下伊那郡。女性視察が訪れている村、ここではひとり親、

お母さんが二、三人の子供をひとり親でも育てられる村だとたわわれているんですけれども、そんな元気なお母さん、また地域で支える教育、子供連れで帰ってこい、みんなで育ててやるよという村なんだそうですけれども、そんな村の女性みたいな元気な地域、また特に高い技術を持っているのではないけれども、自分たちと同じ主婦が頑張り、結果を出している取り組みの地域、グループを知って、勇気を得て自分たちもできるかもしれないというそんな共有した研修があればいいなと思っています。今、最初に町長も研修、そういうのがあればいいですねという話がありました。ぜひこういうことを地域の人と共有して一緒に勉強していきたいと思いますので、考えていただければと思います。

また、高校の話なんですけど、やはりこの高校生がどうしてもこの町に来る。携帯ショップがあります。そのときにやはりカフェ、勉強できるカフェが欲しい。ツインプラザではいつもテストになるとすぐにいっぱいになっちゃう。自習ができる静かな、また夏だったら涼しいそういうところが欲しいという話を聞きます。高校生に期待するものは多々ありますが、自分の幸福追求だけではなく、子供たちに今、ボランティアで世話をしてくださっているという話がありましたが、やはり学習支援であるとか、ちょっと大きいお姉さんに教わるのって、非常に子供たちって喜ぶと思います。そんな支援が展開できたらと非常に夢見るわけですが、ぜひ大切な時期を過ごす高校生としての、町としての、町の中で高校生との折衝ができるような、そんな支援をつくれればいいと思いますし、またつくっているんだなと改めて気がつきました。

以上、いろいろお願いしましたが、元気に働ける女性を支える、そんな寡婦控除なんていうことも私も知りませんでしたけど、実際にそういう人に行き会って調べた結果、こういうことがありました。なので、また元気な町をつくるために女性の、仕事をする女性を支えていただきたいと思います。最後に町長、ご答弁お願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員から、子育ての問題、また女性の支援の問題等さまざまなご意見、ご提言をいただきました。そういうものを今後よく研究をいたしまして、取り組めるものにつきましては今後取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○12番（青柳はるみ君） 了解いたしました。

○議長（一場明夫君） 以上で青柳議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議はあす9月16日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） 本日はこれをもって延会いたします。
大変お疲れさまでした。

（午後 3時43分）

平成27年 9 月 16 日（水曜日）

（第 4 号）

平成27年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第4号）

平成27年9月16日（水）午前10時開議

第 1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	一 場 明 夫 君	2 番	里 見 武 男 君
3 番	小 林 光 一 君	4 番	重 野 能 之 君
5 番	竹 渕 博 行 君	6 番	佐 藤 聡 一 君
7 番	根 津 光 儀 君	8 番	樹 下 啓 示 君
9 番	山 田 信 行 君	10 番	茂 木 恒 二 君
11 番	金 澤 敏 君	12 番	青 柳 はるみ 君
13 番	須 崎 幸 一 君	14 番	浦 野 政 衛 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	地域政策課長	浅 見 梅 雄 君
保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	三 枝 仁 君
税 務 課 長	丸 山 和 政 君	農 林 課 長	松 井 秀 之 君
建 設 課 長	高 橋 修 君	上下水道課長	土 屋 利 夫 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	荒 木 博 之 君	教 育 課 長	角 田 豊 君

職務のため出席した者

議会事務局長 田 中 康 夫

議 会 事 務 局 長
議 係

水 出 淳

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

連日、ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第１、町政一般質問を行います。

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（一場明夫君） １３番議員、須崎幸一議員。

（１３番 須崎幸一君 登壇）

○１３番（須崎幸一君） ただいま一場議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問いたします。

町の住宅政策についてでございます。

地方創生が叫ばれる中、人口減対策は待ったなしの状況にあると感じております。この人口減対策についてはさまざまな施策が考えられますが、生活の中で衣食住が満ち足りていることがまず基本であります。そして、その地域に住みやすい環境の住居水準の充実について

も大切な要素であると思います。安心・安全面や利便性、そして快適性や富裕性などが居住の充実度として上げられます。

そこで、町の住みよさを考えた場合の住宅問題について、具体的な質問をいたしたいと思います。町営住宅整備について、町長のお考えをまずお聞きいたしたいと思います。

1 番目として、合併10年目になりますが、この間、住宅政策の実績として具体的にどんなことをしてきたのか。

次に、町営住宅の政策的空き家の実施状況について、現状をどう捉え、これからの方向とすればどのようにしようと思うのか。

3 番目として、町営住宅の借地利用の現況と今後についてどう考えているのか。

4 つ目として、現状の町民のニーズを把握するため、住民の意向調査を実施したらどうか。

そして、5 番目としては、第1次総合計画で基本計画に安らぎの住環境整備として掲載されております。より具体的に町民に示していただくために、住宅環境整備計画書の作成をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

続きまして、高齢者向けの住宅建設の推進についてお伺いをいたします。

住宅建設を推進する施策として何を考えているのか。現在、高齢化が進展する中では、公営住宅の建設の高齢者に対しての配慮をすべき点、そして、民間事業者の住宅建設を推進する施策として何を考えているのかということでございます。

また、それに対する課題としてはどのようなことが上げられるのかということでございます。

次に、現在、未販売の宅地分譲地の完売する打開策として何か考えているかということでございます。

それから、町有地の中に宅地分譲地の適地として考える土地があると思いますが、どのようなところを考えているのかということでございます。

また、個人住宅を建てる場合の支援制度の拡充についての考えはあるかどうかということでございます。

続いて、空き家対策について、今後、どのように考えているのか。

最後に、少子化対策や定住促進のために住宅政策の視点から最も有効な手だては何であると思うか。

以上のことについて質問をいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町営住宅整備について町長はどのように考えているのかでございますが、町営住宅は、町営住宅管理条例第2条第1号において、低所得者に賃貸をすることが定められております。

1つ目の合併10年の実績成果でございますが、町営住宅の耐震制度診断及び長寿命化を目的とした点検を平成24年度から順次実施をし、必要な修繕を適切な時期に実施できるよう準備を整えております。

また、2点目の質問に関連いたしますが、平成22年度に上河原団地で7棟の解体を行い、経費削減を行いました。

2つ目の政策的空き家につきましては、木造住宅で耐用年数を過ぎた住宅を中心に入居者が退去した後は政策的空き家とし、解体を進めることとして対応しております。解体の後は、町有地であれば中高層住宅を建設するのを含めて庁内で協議することを考えております。

3つ目の借地利用の今後についてでございますが、平成27年の借地料は約477万円でありまして、現在借地している土地につきましては、買収させていただくか更地にして返すかとなりますが、将来的に必要な住宅用地につきましては全て町有地として考えております。

4つ目の住民意向調査につきましては、今後の建てかえ計画を検討する中で、低所得者に配慮する必要も承知しておりますので、検討させていただきます。

5つ目の住宅整備計画でございしますが、群馬県で作成をしております群馬県地域住宅等整備計画に登録するとともに、町における今後の住宅建設について整備を行い、建てかえを含む検討を進めたいと考えております。

2点目の高齢者向け住宅建設でございしますが、町営住宅の建設に当たっては、高齢者や身体障害者に優しいスロープや手すりの設置、フルフラット化、浴槽の配慮等、建物の1階に配置、計画するよう考えております。

3点目の未販売の宅地分譲地の販売策についてですが、現在、町で所有している宅地分譲地は、植栗地区に4区画、岡崎地区に7区画でございます。この11区画につきましては、群馬県宅地建物取引業協会と協定を締結し、不動産業者へ情報提供を行い、販売促進を図っております。

また、岡崎地区の分譲地は、平成24年8月に分譲価格の引き下げを行い、購入しやすい価格に変更してまいりましたが、今後はNPO法人が東京都千代田区で運営するふるさと回帰支援センターの群馬県のコーナーへ宅地分譲の案内やチラシ等を配置するなど、都市部の皆様方へ販売促進に努めてまいりたいと考えております。

4点目の未利用町有地への住宅分譲や公営住宅建設としての活用についてでございますが、宅地分譲につきましては、植栗、岡崎の分譲地のほかに未利用町有地の販売を行っております。販売地は原町地内に6カ所あり、うち4カ所につきましては駅北土地区画整理組合より引き継ぎ、その販売を続けている土地でございます。

また、それ以外にも未利用町有地として原町地内の東上野地区には2,379平米の土地を所有しております。そのうち556平米は県八ツ場ダム対策事務所へ貸し付けており、残りの1,823平米は、分筆することにより分譲地として販売することは可能と考えております。

5点目の補助制度の拡充についてでございますが、東吾妻町の住宅補助制度につきましては、勤労者住宅建設資金利子補給制度、住宅新築改修補助金交付制度、住宅用太陽光発電システム設置費補助制度などがございます。

住宅は老朽化や家族構成の変化などにより、新築や増改築を行う機会が出てまいります。こうした住宅の新築や増改築に当たり、安全で安心な住まいづくりに町の補助制度が活用いただけるよう広報や町のホームページ等に掲載をし、周知を行っておりますが、制度的な課題につきましては、今後、検討しながら拡充に努めていきたいと考えております。

6点目の空き家対策について、今後どのように考えるのかでございますが、ことし3月議会や6月議会の一般質問でお答えしたものと重複する部分もあると思いますが、現在のところ、空き家の有効活用までに至っておりません。現在、空き家対策として、管理、住居、活用、解体、この4つに分けて検討しております。町が経費の一部を助成金として支援を行う制度や情報交換ができるシステムづくり、また、既存の制度の拡大や緩和等、住民の立場に立った制度に取り組んでいきたいと考えております。

7点目の少子化対策、定住促進を図る場合の住宅政策ですが、少子化の原因には子育てに関する環境が十分に整っていないことや、核家族化の増加などが上げられます。また、住む方の個々のライフスタイルなどに応じた居住の選択があるようです。若い世代が安心して住める町づくりや安心して子育てができる政策は必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 再質問いたします。

まず最初に、町民に対する意向調査についてでございますけれども、第1次総合計画作成時に町民意識調査ということで、平成19年1月12日から31日までということで、その中で生活環境の分野ということで町営住宅、宅地造成などの公営住宅の整備状況では、「やや不満」や「不満」と回答した方が27%おりました。その後、どのように変化してきているのか、また、改めて住宅に関する町民にアンケート調査ということも、施策を展開する上で大切なことであるというふうに思っております。

町長の回答の中では、建てかえ計画時には検討とのことではございましたけれども、今年度中に地方創生法に係る総合戦略の計画策定をされると思うんですけれども、やはりそのときに意向調査項目の一つとして、住宅問題も取り上げて調査したらいかがではないかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 住民の意向調査でございますが、住宅問題につきましては、やはり地方創生に大変重要な若者の定住、定着に大変重要な問題でございますので、各部会が協議、検討する、あるいは調査する中で住民の意向等にも十分配慮して調査を進めることが必要だというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひこの住宅問題、大切なことだと思いますので、総合戦略の中でもきちんとその意向調査ということで、住民の声を聞いていただきたいと、このように思います。

次に移ります。

この第1次総合計画の中で平成27年から3年間の実施計画が出されておりますけれども、この中には町営住宅に関して大きな事業計画は予定されていないようなんですが、今後の展開としてはどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今後の事業計画ということでございますけれども、矢倉地区の岩島橋がございます。大変老朽化しておりまして、幅員も狭く、あそこを通ったときに危ないような感じもする橋でございますけれども、新しくかけかえということを考えておりまして、そうなりますと、あそこの町営住宅矢倉団地でございますが、これに係ってくるというふうに考えておりますので、この団地をどこかに移すということが必要かなというふうに考えてお

ります。

そのようなことで、岩島地区にはまたほかにも町営住宅がございますので、それも複合した形で今後、計画を煮詰めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 先ほどのお答えですと、矢倉地区の町営住宅は道路改良の関係で移転が近い将来発生するというふうなお話でございますけれども、見通しとすれば、いつごろというふうな予定、具体的な何年先とかというような見通しのなものというのは今のところ把握はなされているのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この橋梁につきましては、吾妻川右岸側を上信自動車道が開設をされるということでございまして、それに関連してこの橋のかけかえも行って、この地域の道路環境を非常に改善をしてまいりたいという考えでございます。

この橋のかけかえ事業等も、県の支援も受けるような形で行っていきたいと思っております、財政的な面から。そのようなことから、具体的にいろんな年度の調整等も上信道も絡んでおりますので、ここではっきり申し上げるわけにはいきませんが、なるべく早い時期に行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） わかりました。

今のところ県の動向を見ながらというふうなことで回答だと思いますけれども、道路改良が決まっているということであれば、当然、その移転というのは一番最初に行わなくてはならないかなというふうに思うんですけれども、27年からの今の実施計画の中では3カ年ということですが、また来年ローリングということで、28年、29年、30年という中でまた検討されるんだと思うんですけれども、その中で示されるということによろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） おっしゃる方向で考えております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） よろしく願いいたします。

多分、そこにお住まいになっている方自体、やはり移転というふうな情報というのが入ってきたときに、なるべく早くにそういったことでお話しをしていただければ心の準備という

か、移転するに対しては経済的な部分もありますし、いろんな部分で早目、早目に対応していただきたいと、このように思うわけでございます。

次に、高齢者向けの住宅建設の推進についてでございますけれども、これについては超高齢化がどんどん進んでいるというふうに私、解釈しておるんですが、高齢者の住居環境、これを整備することは行政として取り組む重要な政策であると私、思っております。ぜひサービスつき高齢者住宅についても今後、十分に検討していただきたいというふうに思っております。

国においては、入居者が安否確認や生活相談などのサポートを受けられる賃貸住宅、今申し上げましたサービスつき高齢者向け住宅を地方でふやすために、民間企業への整備支援を強化する方針のようでございます。ぜひ町としても高齢者の地方移住促進に向けて、今後、検討することも人口減対策になると思いますので、その点、町長いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高齢者向けの住宅でございますけれども、やはり町といたしまして高齢者の皆様が明るく元気に住みやすい町づくりということで進めておりますので、さきにお話をいたしましたように、スロープや手すり設置、フルフラット、浴槽の配慮等を考えた住宅というものも取り組んでまいりたいと思います。

また、地方創生に絡んで移住というものも進める中で、こういった住宅も当然、その整備の考えの中に入れなければならないというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、町営住宅の住居者との契約で政策的空き家対策について行っていると思うんですが、平成25年度末までに13戸の政策的空き家の実績があったと思うんですが、今後の進展のめどとすれば、どのようにしていくのか。このまま住居者が退去するまでずっと待つのか、それとも、待つのではなくて、新しい住居を用意していただいて、そちらへ移っていただくような町の姿勢ではなくて積極的に政策的空き家対策を実施していくのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 政策的空き家ということで、老朽化が進んでいる上河原団地、また小泉団地というのがございますけれども、これにつきましては、取り壊しを目的に退去後の入

居制限をしているということであります。

将来目標としては、古きものは壊して、また、中高層住宅なり若者向けの住宅、または、先ほど出ました高齢者向けの住宅というものを考えて、今後、計画をし、そして、段階的に行ってまえばというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） その点については第1次総合計画の社会基盤整備の中で、安らぎの住環境整備の中で今、町長が言われたようなお話は現状と課題、そして基本方針、また、施策の展開の中でお話が入っているんですけども、現実的に、もう10年近くたっているわけなんですけれども、私が申し上げたいのは、もう今までどおりでそのまま、何回も言いますけれども、待っているのかと。

そうではなくて、みずから町のほうで積極的に今住んでいる方にアプローチをして、町の状況とか、また、その住環境の整備する必要性というものを明示して、早い時期にやはり一つの方向性というか、退去というものが出ているのであれば、空き家というものが出ているのであれば、進めるべきだというようなことでお聞きしたわけなんですけれども、今のお話だと、どうもちょっともう少し突っ込んだところの回答をいただければというふうに思うんですが、いかかでしょうか。難しい問題なんだろうと思うんですけども、ぜひお願いいたします。もう少し突っ込んだところの意見があればです。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的に矢倉団地の話も出ました。当然、橋脚あるいは橋梁に当たるということでございますので、そうなれば移転をするということで、その代替地をどこかに確保して、そこに中高層住宅なり、あるいは高齢者向けの住宅なりというものは新しく建てるということになると思います。

現在ある町営住宅の敷地がその矢倉のように一気になくなるということであれば、そういうものがすぐに転換できて、新しく建てかえられるというふうなことができるわけでございますけれども、現在住まわれている方等の意向も考えながら、また、町有地に町営住宅に適した用地があるならば、そういうこともできるかと思っております。今後とも十分そういうものを調査しながら、早目にできるものは早く行ってまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 合併して10年たっておりますので、その辺もぜひ速やかに進めていただきたいというふうに思います。

次に、住宅補助制度の拡充についてでございますけれども、現在の住宅建設に対する補助金でございますけれども、地元業者に依頼した場合には補助金の制度は適用になっておりまして、その辺もありますけれども、町の宅地分譲地を買って家を建てる場合については、1人について子供さんが20万円の補助がついていると思うんですけれども、現状では箱島住宅団地は完売してありますが、岡崎のおかのぼり団地、7区画は値下げをしたにもかかわらず、現在、売却しておりませんけれども、そのほかにも植栗の舞台、また田野原団地の未販売の土地があると思います。

そういったものを早急に整理することが必要だとは思っておるんですが、この個人住宅を建てる場合の支援制度の拡充、これについての考えなんです、その辺を具体的なことについて、拡充についての答弁がいただけなかったような気がするんです。

この辺について私なりに幾つか提案をさせていただきたいと思うんですが、宅地分譲確保の優遇制度でございますけれども、これ1人20万円からということなんですけれども、もう10万円プラスアップして30万円にすることはできないかということでございます。これによって、上下水道加入料等に匹敵する部分で購入者の負担軽減につながるのかなというふうに思っております。その辺、町長いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、お話のまず住宅新築改修補助金交付制度につきましては、町内の建築関連業者に依頼をして新築改修を行った場合ということで交付をしております。町外から転入された方が町内の知り合い業者がなく、町外の業者にお願いするケースは補助の対象にはなっておらないということでございますけれども、今後もこの制度につきましては、町民の住環境の整備とあわせまして、町内の建築関係業者の振興を図ることも目的としておりますけれども、こうした個々の目的に沿った検討を行って、有効なものにつきましては制度改正というものも行っていきたいと思っております。

また、価格の優遇というご提案がなされました。1人20万円を30万円にというふうなことでございますけれども、具体的にそういうご提案がございましたけれども、これにつきましても今後十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひ検討をお願いいたします。

もう1点なんです、優遇策として、これ、期間限定、1年間ぐらいで結構だと思うんですけれども、分譲地を購入なされた方に対して町の農産物、たくさんあると思うんですけれ

ども、野菜もそうですし、お米もそうですし、いろんな農産物があると思うんですが、果物もそうですし、これ1年間、20万円程度で生活支援の一環として上げますよと、提供しますよというふうなことを宅地分譲を買っていただいた、特に町外の方を優先的にできればいいかなと思うんですけれども、生活支援というような中で拡充を図ったらいいいかなと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか、町長。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 子育て家庭につきましの優遇措置というものも行っておりますけれども、地方創生に向けて町外から移住をした場合に、その町の特産のお米ですとか、その他の農産物を優先的に配付するといいますか、交付するといいますか、そういうことだと思いますけれども、そういうものも一つのアイデアだというふうに思います。

一つの優遇策として、本当に町外の人も町民の方も喜んでこれに乗っていただけるような優遇策というものもこれから模索をしてまいりたいというふうに思っております。

ご提案の点につきましても、十分検討させていただきます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） あと、もう1点なんですけれども、この宅地分譲の購入者に対して、現在は義務教育以下の子供さんに対しての適用だと思うんですが、家族が多い世帯に対しても人数による補助金制度の適用や、また、地元企業に働いている人等についても考慮してよいのではないのかなというふうに、いろんな面から考慮をして拡充を図るのは、分譲地を売却するための打開策というか抜本的な対策になるのかななんて思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご提案の点でございますけれども、町内の企業と十分協議、連携して、社員の方に町内に住んでいただくということで、優遇措置というものも企業との連携の中で模索できないかということでございますけれども、これにつきましても町内の企業、大変ございますので、十分検討の上、できるものは行ってまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひ今、3点ほど提案を私、優遇制度について申し上げたと思うんですけれども、具体的なそういったことも加味しながら、町執行部のほうでも、ほかの町村でも多分、宅地分譲はされていると思うんですけれども、それと比較した場合には特に特色がある有利な感じの部分でなれるように、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、この住宅に関する支援制度、たくさんあると思うんですけども、周知徹底を図るという意味では今、町のホームページや広報等で掲載しているということで説明がございましたけれども、さらにこのパンフレット等を毎戸配布とか、また説明会等を実施することも積極的にこの制度を知ってもらうためには必要ではないかなと思うんですけども、そのパンフレットを作成する中で、単なる住宅に関する支援制度だけではなくて、町のアピール、うちの町はこういった形のすばらしい町なんだよみたいな町長のメッセージとか、そういったものを入れた中でのパンフレット作成をぜひ検討してもらえればというふうに思うんですけども、その点いかがでしょうか。

また、この間、8月に町政懇談会をやられたと思うんですけども、そのときに町の資料として各種の補助制度を示されましたけれども、これ非常に私はよかったというふうに評価をしておりますんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず、町政懇談会に町民の方に配付をいたしました補助金制度の資料、お褒めをいただきましてまことにありがとうございます。今後も町政懇談会にこういった資料等を配付できて、そして、制度等の事業等の周知徹底が図れればというふうに思っております。

また、住宅関係の支援制度のほかに町のPR等も入れながら、この町に住んでいただくということを勧めるということは大変よいことだというふうに思っております。有楽町のふるさと回帰センターにもそういうものを置きまして、都市部からこの町に移住していただくようなことも進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひパンフレットも、政策には町のPRを含めて、町外の方に特に発信をしていただきたいと。ダイレクトメールというふうな形もありますので、町外の方で町にゆかりのある方に個人的な部分で発信をしていただきたいということも、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、次に空き家対策についてでございますけれども、この町で一般の方で古民家の再生に取り組んでいる事例がございますけれども、町として民間が行う空き家対策に支援することに取り組むをするということでございますけれども、そういった回答を今いただいたんですが、いつごろまでにその制度を構築する予定でいるのかということでございます。

やはりちょっと急いでやらないと、どうしても行政というのは時間がかかってしまうので、

スピード感があったほうがよいかなと思うんで、その辺、町長とすれば、時期的な点でいつその制度を、こんな制度を設けたいというふうな構築を考えているのか、来年度に実施する方向で考えているのかどうか、今年度計画して、地方創生もありますから、具体的なところで検討していただくということが必要かなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 空き家対策でございますけれども、これも地方創生の大きな一つの課題でございます。早急に行うことが必要だというふうに思っております。空き家といっても、この町の大きな資源だというふうに思っておりますので、この資源をより活用して、そして移住なり、非常にこの人口減対策に有効にできればというふうに考えておりますので、早目の対応ということでございますので、十分承知をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 時間がないようなので、全部質問できないような感じなんです、できるところまで頑張って質問させていただきます。

少子化対策や定住促進のために、住宅政策の視点から最も有効な手だてについてでございますけれども、住む場所でございますが、交通手段や医療施設が近くにあるとか、学校などの教育施設がある、また仕事の確保が容易、買い物がしやすい、娯楽施設や文化施設、スポーツ施設といった要素をクリアする場所、町が積極的に土地を提供することが、また、町営賃貸住宅を建設することが有効手段だと思っております。最も適地とすれば、都市計画関係事業が進めているこの原町地区を中心として、今後の住宅整備することが必要ではないでしょうか。

しかし、都会から移住を希望する人の中にはスローライフを求め、自然豊かな田舎暮らしを希望する人もいます。田園風景が残る周辺地域に住む場合には、医療施設はもとより、交通手段の確保は重要な要素の一つであると考えられるのではないのでしょうか。

また、田舎では、公共交通機関が利用しにくい現状ですので、自家用車による移動手段が中心になると思いますが、今後は高齢者向け福祉バスの普及も必要と考えております。

また、例えばですが、この町に都会から移住する人で一定要件、年齢条件や移住期間などをクリアしたときには、自動車運転免許の取得に補助金を出す支援策があってもよいのではないかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地方創生の移住問題に関連して、都会でおりますと、公共交通機関が発達しております、電車、バス等の利用で生活するのにそれで済んでいますから、運転免許証を持っていないという人もかなりいるかと思います。

そのために、車両の免許を取得する場合に、補助金とかそういう制度を考えたらどうかというお話かと思いますが、地方創生の上で一つの大きな条件をクリアするものだというふうには思っておりますので、今後、その点について十分に検討、協議をしてみたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひ検討していただきたいと思います。

今、土地や建物、また資金面の援助も大切だと思いますけれども、人と人との触れ合い、人情といったものも必要であり、町外からの移住する人のためにその地域にやはり相談者がいると、親戚、縁者の少ない人は移住する場合には非常に助かると思います。自然豊かな田舎暮らしを希望する人を受け入れる住環境体制づくりに町長、ぜひ手腕を発揮して、速やかにこの問題について取り組んでいただきたいと思います。ぜひよろしくお願い申し上げます。

最後の質問といたしますけれども、回答をお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員から地方創生に関連して、特に移住問題に関連して、移住の方が来た場合の生活環境が変わって戸惑っている方々に相談相手になってもらうような相談員を配置というふうなことでございますけれども、そういうこともきめ細かな地方創生に必要なことかというふうには考えますので、その点につきましても、十分今後検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 最後に、いろいろな提案を今回させていただきましたけれども、ぜひ町長、真摯に受けとめていただいて検討していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

以上で須崎議員の質問を終わります。

◇ 茂 木 恒 二 君

○議長（一場明夫君） 続いて、10番議員、茂木恒二議員。

（10番 茂木恒二君 登壇）

○10番（茂木恒二君） それでは、議長の許可をいただきまして、一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

最初に、一般質問は政策提言でもあります。また、批判的な面もあると思いますが、願わくば前向きな建設的な意見だということで受けとめていただければと思います。

それでは、質問の項目でございますが、財政健全化です。要旨としまして、4つほどあります。

まず、素朴な疑問といいますか、なぜ財政改革・健全化をしなければならないのか。これは、大分長い期間叫ばれております。今もこの議論をしているということは、課題としては非常に困難な面があるのかなというのが推測なんですけれども、そういう中でも健全化をしなければならない。なぜなのか、その理由は何なのか。

2番目に、当町は、「健全財政に向け、徹底した改革に取り組むまち」をスローガンとしております。それでは、健全化という言葉を見れば、現在は健全でない状態というふうに考えればいいのかと思うんですけれども、健全財政とは、財政状況がどういう状態を言うのか。具体的には、町債の残高、起債、財政健全化判断比率等、具体的な健全化に向けて目標の数値はあるのかどうか。

それから、3番目です。財政健全化達成のための有効かつ実現可能な具体策はどうなっているのでしょうか。

それから、4番目、一般会計町債残高は、決算書を見ますと、平成21年度末、一般会計ですが、約105億7,000万円、平成26年度末、約104億3,000万円、この期間6年間経過しているわけですが、単純に引き算しますと、1億4,000万円ほど一般会計で減ったと。6年間です。ですから、いかに町債残高を減らすのは困難かなというのもあると思いますけれども、それでもなお健全化に取り組むということで、町はスローガンで掲げているわけです。この辺について伺いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、茂木議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の質問でございますが、総合計画や建設計画等に沿った行財政運営を行うとともに、町民の将来不安を軽減し、安心して生活できる町づくりを進めていくため、町政にとって財政健全化は重要な施策でございます。

健全化判断比率等は、当該団体のそれ以上の財政悪化を防ぎ、安定した財政運営に努めるための指標として平成19年度決算以降算定をし、議会に報告、公表しているところでございます。

2点目の質問でございますが、健全財政とは、一般的に地方債等の借入金で歳入が補われていない状態を示しておりますが、インフラ整備や公共施設の老朽化等のハード事業の推進には建設事業債等の活用は避けられない状況でございます。

目標数値について、当町の健全化判断比率等は健全区域内に位置をしておりますが、依然として実質公債費比率及び将来負担比率は県内でも高い水準となっております。いずれの比率におきましても、早期健全化基準からより遠ざかることが理想であり、改善させることが目標でありますので、数値の悪化が進まないよう引き続き注視、努力をまいります。

3点目の質問でございますが、当町は早期健全化団体や財政再生団体に該当しないため、財政健全化の達成基準をどこに設定するかにもよりますが、前述のとおり、現行の数値を改善するための具体策としては、町債発行額が既往債償還額を超えないよう予算を編成するとともに、建設町債を発行する際には交付税措置等、財政的に優位なものを利用して健全化比率計算の分子部分を増加させない努力は必要であります。

また、分母となる財政調整基金等の充当可能基金を積極的に積み立てをして基金残高を増加させることで、数値はさらに改善をするため、義務的経費等の削減指導も引き続き行っております。

4点目の質問でございますが、議員ご指摘のとおり、一般会計の町債残高は5年間で1億4,507万8,000円と削減幅が少ない状況でございます。これは、国の交付税特別会計の赤字補填分として町が発行する臨時財政対策債が平成21年度と比較して11億75万5,000円増加していることが原因でございます。ご承知のとおり、臨時財政対策債は全額普通交付税措置がされますので、健全化判断比率への影響は一切ございません。結果といたしまして、この臨時財政対策債を除いた一般会計の町債残高は5年間で12億4,583万3,000円の減額となっております。健全化判断比率等の改善につながっております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 簡潔な答弁、ありがとうございました。

まず、なぜ財政改革・健全化をしなければならないか。将来不安を取り除くということでございますが、具体的な26年度決算を見ますと、一般会計でございますが、償還額が11億600万円、それから起債額10億2,200万円、起債と償還の差が8,400万円。その11億600万円のうちに、一般会計でございますが、元金の充当部分が9億6,400万円、利子分が1億4,200万円、これ一般会計です。

そうすると、特別会計を入れると、恐らく推計ですから、2億円ぐらいの利息を払っているんだろうなというふうに思います。町債残高を減らすには、図式としては非常に簡単な図式になるわけですね。償還額をふやして起債を減らすということなんだと思います。

そうすると、総合計画等にも書いてあるように、借金体質の改善というのがうたわれているんですね。若干、額の差はありますけれども、なした分と起債する部分がほぼ同じと。こういうのは、はっきり言うと借金体質ということになるんですかね。その辺どうでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この点につきましては、それぞれの理解の仕方だと思いますけれども、借金体質というものは当然、この町の対策として改善しなければならないものでございます。住民サービスを行いながら、また、財政再建へも取り組んでいかなければならないということでございますので、一気に目が覚めるような改善の仕方というものはなかなかできないものでございますので、こつこつと努力をしていくことが必要だというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 財政健全化の議論は地方創生と同じように、主に今生きている私たちにも影響がありますけれども、将来世代にツケを回してはならない。借金のツケを回して、将来の世代が苦勞するようなことはしてはならない。5年後、10年後、20年後の議会でまた財政健全化を論じてはならないということだと私は思うんです。ですから、あえてそういういろんな意味で具体的に考えると困難な面があると思いますが、改革という言葉を使う以上は、何としてでもやり遂げなくてはいけないと思うんですよ。

ですから、先ほどの具体的な数字は聞きましたけれども、それをやり遂げる場合には、明確な目標、しかも数値目標を立てない限りは達成したかというのはわからないんですよ。ですから、その面から先ほど財政健全化判断比率の将来負担比率、実質公債費比率等が改善

していると。それから、いろいろ考えると11億円ほど本当は減っているはずなんだという話がありましたが、これは町民には見えない話なんですよ。

ですから、財政を論じるときには、その財政健全化判断比率というのは必ず出てくる言葉なんですけれども、きょうの新聞ですか、青森県の大鰐町が財政破綻懸念先を脱出しましたと。これで全国で財政破綻懸念先はなくなりましたというのが書いてありました。その前に夕張市が突然の財政破綻ということで、今、市民の皆さんがほとんど流出していった惨たんたる状況になっているわけです。第2の夕張を出してはいけないということで、こういう国が音頭をとって財政健全化判断比率というのを出した。

ですから、これが改善しているからといって借金のツケがなくなるというわけではないんです。要するに、この数字の見方は破綻しないための予防策なんですよ。これは改善することが望ましいんですけれども、これをもって財政が健全化したと言うのには、私は無理があると思います。

この中でそのときの教訓というか、いろいろ新聞等を見ると、市長が非常に力の強い人で、国とのパイプが強いと。補助金をどんどん引っ張ってきて事業をやったと。破綻すると責任論というのは必ず出てきますから。そうすると、市長が悪いんじゃないのかなと。あるいは選んだ市民が悪いのかもしれない。あるいは、いろんな議決をした議会が悪いんだろうと。あるいは国が内需拡大で推奨した国にも責任があるねということで、財政問題というのは責任が非常に分散して曖昧なんですよ。誰も責任とれないことになっているんですよ。

私は議員なので、議会というのは行政に対して監視、チェックして批判すると。そうすると、チェック機能が働いていなかった。市議会ですから、二十数人の方がいるんでしょう。当町の議会費が九千何百万円ですから、恐らく3倍近くだったんじゃないですか。それが議会が全然機能しなかったと。非常に厳しい批判を浴びたわけですよ。議会不要論が出ました。そのときに、議会というのはチェック、監視機能が働かないんだったら無駄だと。何をしていたんだと。行政に癒着してなれ合っていたんじゃないかと。あるいは時間を持て余して派閥抗争をぶり返していたんじゃないかと非常に厳しい意見が出たんです。

ですから、そういうことをもって我々も戒めなくてはならないと思いますけれども、町長だって任期がありますから、かわっていきます。今は財政健全化を一生懸命議論しなければいけない状況というのは、先人の政策判断の結果だと私は思っているんですよ。ただ、そうすると、じゃ、誰が、あの町長のとき、この町長という議論はないんですよ。しても無駄なんですよ。ですから、それに対してどういう教訓を得て、同じ轍を踏まないようにする

のかというのが今の議論だと思うんです。その辺どうですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民の皆様がこの町に住んでいて快適な生活ができるように、行政としても努力をしていく必要がある。そのためにも、住民サービス、町民サービスも年々充実をさせていかなければならない。それには、ある程度お金をかけなければならないということでございます。

今、お話しのように財政健全化につきましては、執行部、十分に頭の中にはしっかりと入っているわけでございまして、例えば事業を進めるに当たりまして、町に有利な事業でやっていくということが一つ考えられます。

具体的な例として、原町駅南口線、今までも街路事業で県事業でありながら18%の町の負担があったものを県にお願いして、道路事業に事業がえとなって町の負担はゼロになりました。そういう努力をこつこつと行いながら、この財政健全化に向けて、今お話ししたように目覚ましいような成果が1年でできるというものではございませんので、そういう意味でこつこつとしっかりと行っていくことが将来の世代のためになるというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前 1 1 時 0 0 分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 1 0 分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 起債と償還の関係、償還については一括償還できるものについてはほぼしたということですから、そういう流れの中からいくと、いきなり償還額が減るということはまず想定しにくい。そうすると、町債残高を減らすということになると、起債を抑え

る。26年度決算を見ると、どれも必要な起債なんです。一つとして無駄なものはないんだと思うんですよ、見る限りは。

でも、そういう中で進めなければいけない。今、町民の皆さんは、いろんな要望が多様化しています。要望書が出る、陳情がある、請願が出る等々で、この一つ一つ見ていると、金のかかることがほとんどなんですよね。そうすると、どういうふうにしたら起債を減らすんだということに知恵を絞らない限りは、健全化の道は非常に険しい。

ということは、取り組む姿勢というんですか、大きな勇気が必要だと思うんですよ。改革というのは、全員が喜ぶ改革なんてないんですから、ほとんどが全員が嫌がることをやるのが改革なんですよね。ですから、それをやり遂げるには、大きな勇気が必要なんです。その大きな勇気を持つためには、一番最初に聞きましたけれども、なぜ健全化をしなければいけないんだろうか、どういうふうに認識するかというのは非常に大事なことだと思うんですが、その辺、町長、お考えを。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大きな勇気も必要でございます。大きな勇気で町民を困らせることがあってもならないというふうに思っておるのでございます。改革も、大きな改革によって町民が非常に窮地に追い込まれるというふうなことがあってもならないというふうなことでございますので、そういうふうな面を十分に考慮しながら財政健全化に向けて努力をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） そうすると、財政健全化という方向と町民の要望を聞かなければいけないというのは相反する、対立するんですよね。ですから、改革という言葉の中で断行するには、まず、先ほど具体策を聞きましたけれども、目標数値も聞きましたけれども、そういう数値をしっかり持たない限りは、こういう民主主義の制度の中でいうと、起債を抑えるのは非常に難しいと思います。

町長も私たちも選挙がありますので、やはり要望に応えられないということになると、いろんな面であると。ただ、そういう中で町は、じゃ、健全化難しいから旗を下げるよと言ってないんですよ。健全化は厳しいんだと。だから「改革」という言葉を使ってやり遂げようとしているはずなんですよ。その辺どうなんですか、どうもひとつ私は理解ができないんです。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在、財政健全化に向けて着実に歩みを進めているところでございます。今後もそういう方向で常に心がけながら町の事業なりを進めているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 大体お話は聞きました。まず、健全化は達成しなければいけない必達目標だと私は思います。それは、将来世代に負担を残してはいけません。おじいちゃんたち、よく頑張ってくれたというように孫の世代に言われるような町政をしかなくてはいけないと思うんですよ。

しかし、そういう面でいうと、どんなことがあってもやらなくてはいけないということですから、絶対目標数値は必要なんです。明確な目標、それから納期、急速にはできないけれども、3年後にはこういう数値なんだと、5年後にはこういう数値なんだと、10年後にはこういう数値なんだと。現在はその途中過程にあるからこうですよというのが私は説明だと思えますけれども、明確な目標、納期を定めて、それでプロセス管理をしながら健全化をしていくというのが正しい姿だと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 茂木議員のご意見の点でございますけれども、そういうやり方、ほかの自治体等で実践しているところがあるかどうか等も含めて、十分に研究してまいりたいと思います。そういうことができるのが一番いいのかというふうには思いますが、その辺について研究、また検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） あと、実現のための具体策ということをお尋ねしましたけれども、何点かあったと思いますけれども、例えばの話ですけれども、町債の性格からして、一気に減ることはないというように私は認識しているんです。例えば起債を9億円に抑える、8億5,000万円に抑えると天井を決める。それに基づいて優先順位を決めながら、町民の皆さんの要望に応じていくという方法も一つあるような気がしてしょうがないんですけれども、町債残高を減らすには、起債を抑えるしかないんですよ、今のところは。

例えば財政調整基金が18億円ありますけれども、これをちょっとリスクの高いもので運用して、うんと金もうけるべというのはいけませんよね。そのもうかったものを借金に返すのに充てるかという、そういう仕組みにはできないはずなんですから、その辺どうですか。

ですから、これちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、平成26年度が10億円だったら、少なくとも起債は9億5,000万円だと、9億円にしようとか、そういう考え方は当然あるような気がしてしょうがないんです。どうですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的な例を示してのお話でございますので、貴重なお話だというふうに思っております。これにつきましても、他自治体の動向、また行政学者等のご意見もお聞きしながら、その対応を具体的に検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 私の質問は大体出たんですけれども、ぜひもう一度お願いしたいのは、明確な目標を示してほしい、数値目標。それから、納期も決めてほしい。それから、それを実現するための具体的な対策をしっかり練ってほしい。そうでないと、常に起債圧力というのはかかるわけですね。常にそれにさらされているわけですね。ですから、それを優先順位をどうやってつけるのか、どここのところで我慢をお願いするのか、そういう点も含めてしっかり具体的な策を立ててほしい。

それから、繰り返しになりますが、改革という旗を掲げた以上は、いろんな抵抗があるんですよ。障害用件もあるんですよ。壁も高いんですよ。ですから、それを乗り越えるリーダーの強い意思、大きな勇気というのが必要だと思いますから、私はこれが絶対必要だと思っています。最後に町長、その点についてお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 茂木議員から具体的にいろいろとご提言もいただきまして、まことにありがとうございます。さきも申し上げましたように、財政の健全化というものは、皆、頭の中にしっかり入っております、それに向かって努力をしているわけでございます。一気に改革をできるということはできませんので、こつこつと努力をしていくことがまず1歩だというふうに考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） わかりました。ぜひやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（一場明夫君） 以上で茂木議員の質問を終わります。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（一場明夫君） 続いて、11番議員、金澤敏議員。

（ 1 1 番 金澤 敏君 登壇）

○ 1 1 番（金澤 敏君） では、私の一般質問を一般質問通告書に従いまして行わせていただきます。

今、安倍政権は戦後体制の大転換を目指して、9割以上の憲法学者から、そして、元最高裁長官や内閣法制局長官が違憲であると発言している集団的自衛権を容認する国際平和支援法と10の安全保障立法を国会で強行採決でも通そうとしております。

これによって、我が国が70年間維持してきた平和国家から戦争する国家に変わる重大な転換のときを迎えています。集団的自衛権は専守防衛とは違い、アメリカとともに世界中で戦争していく国になることを世界に宣言することに等しいと思います。

世論調査でも、国民の6割から7割は今国会での法案の制定には反対しております。国民の声に耳を傾けるという政治家としての基本をかなぐり捨てて耳を閉ざし、まるで高速道路を逆走しているかといってもいいような、そのような姿勢で進めております。

さて、これからが当町も含めた自治体に関することであります。安全保障は国の専権事項とされていますが、他方、憲法では、地方自治体の本旨が認められ、つまり住民の生命、健康、生活環境の保全は自治体の基本的任務で、都道府県並びに市区町村は国の出先ではなく独立した法人で、知事、市区町村長は政府の任命制ではなく、住民の公選制であります。よって、地方自治体は国とは対等であることを憲法ではうたっております。

さて、現代の戦争は軍隊の戦争にとどまらず、住民を巻き込み、生活の破壊や基本的人権が侵害されることになっております。当然、当該自治体も関係してくるでしょう。そのことへの自覚をまずは伺います。

そして、先ほど述べましたが、近代、現代の戦争は軍隊間の戦争ではありません。国民を巻き込む戦争です。さきの太平洋戦争以前の戦争では、戦争の犠牲者は兵士がほとんどでありましたが、太平洋戦争では、日本人の死者は310万人以上とされ、民間人の死者も四、五十万人に及びます。日本以外の犠牲者は2,000万人とも言われております。当然、当町出身者も多数戦死が出たことは言わずものがなです。

現在進行形で行われているシリア、イラク等の中東の戦争では、民間の犠牲者のほうが多くなっております。町民の生命、健康、生活環境の保全を目指す自治体の長としてのこのこ

とへの見解を伺います。

そして、次に、町長の憲法に関する認識を伺います。

憲法審査会で与党の推薦する憲法学者を含む3名が3名とも、この法律案を違憲だと断じております。さらに、憲法学者の9割以上が違憲としております。憲法第99条では、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」としてしております。町長も特別職公務員の立場から、この義務を負っています。私たち議員も同じです。多数の憲法学者が違憲と指摘するこの法案について、その立場からの見解はいかがでしょうか。

町民の命、健康を守る立場の町長として、70年間、「殺し殺されず」にいた我が国の一内閣が解釈改憲で憲法をないがしろにし、そして、今は憲法法案を強引に進めることに対し、戦後の地方自治体の本旨とは何かを含めて発信するべきではないかと考えますが、意見をいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員ご質問の安全保障関連法案につきましては、国の防衛、安全保障に関する大変重要な法案であると考えております。しかし、現在、国会の場において議論が進められている最中でございますので、地方自治体の一首長としてはお答えできる立場にはないと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 同僚議員もいろいろ質問するときに、真摯な態度で臨んでほしいというような発言が多々ありますけれども、これ今、重要な法案ですので、国を二分するような意見が出ていると思います。首長にしても議会にしても、いろんなところでそれなりの意見を出しております。

当町としては、当町の議会としては、この請願が出たことに対して、継続審議ということになっておりますけれども、これは日本国民としてどう意見があるか別問題として、意見を発信するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町政一般質問の中でのこういうふうな質問というのは、差し控えて

いきたいというふうに思っております。国政の場において十分に議論が今なされておりますので、それを見守ってまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 確かにそのような答えで逃げられておしまいだというような気もしたんですけれども、それは余りにも本当に自分の政治家としてのその姿勢が何もないと言われても仕方がないのかなと思ってしまいます。じゃ、特に憲法99条に関してのこの認識だけでも伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この点についても、私も憲法学者ではございませんので、学者の見解についてここでしっかりと述べる所見は今のところございません。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） ということは、ここに憲法10章、最高法規として述べられている97条から99条なんですけれども、これをあなた自身は、町長は、判断しないということであるということは、認めていないということでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、憲法学者の見解について、私がここで意見を述べるような立場にはないというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） ちょっと待ってください。この質問に関して、議長としてこれをすることを認めた経緯については、行政の責任者の町長としての見解が答えられる部分があればということで議会運営委員会に諮って許可をしましたので、そういった意味では答えられる範囲で答えていただくという態度で臨んでいただければと思いますけれども、それだけは町長にちょっとお願いしておきたいんですが。

続いてどうぞ。

11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 今、議長が言っていたので、これは本当にこの国は今、この憲法によって、最高の法規ですよ、これによって動いているわけなんですけれども、それに何の意見も言えない、私は憲法学者じゃないから。憲法は憲法学者が論ずる問題ではないと思いますよ。当然、議会も行政もその中で動いて、それで、その法に従って各種の法律ができ上がって、そして、こういう地方自治体では条例ができてというような形があるはずなのに、それをないがしろにする、憲法をないがしろにするような発言は厳に慎むべきだと思

いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、町政一般質問というふうな中で安全保障法案の質問ということでございますので、これにつきましては、一般的にこの場で議論されるものではないというふうには理解しておるところでございます。

先ほども申し上げましたように、これにつきましては我々が選んだ代表が今、国会の場で十分な審議を尽くしている状況でございますので、金澤議員のご意見もでございます。金澤議員もできるならば、そういうことで国会のほうに行ってそういう意見をしっかりと発信するということもできるかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 本当にちょっと私としては情けないなと思ってしまうのは、どうも町長の発言を聞いていますと、地方自治体は国の下請というような感覚で、憲法の第8章、ちゃんと章を設けて、「地方自治」という章を章立てして憲法の中に地方自治がうたってあるわけなんですけれども、その意識というか、そういうのがほとんどないというように感じてしまうんですけれども、国と地方自治体は対等だというような認識については答えられますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この質問につきましては、先ほどから申しておりますように、安全保障関連法案につきましてはの質問でございますので、これにつきましては先ほど述べた見解でございます。こういう町政一般質問の中に入ってくるというものも、ひとつ今後、この経験を生かして十分このようなことのないようにしていただきたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） ですから、地方自治体は住民の生命、健康、生活環境をまずは第一に考えなくてはいけないんだから、そこを考えれば、どうしたって一義的にはその内容を考えていけば、自分として、町長として発言できるんじゃないんですか。これ、町の行政にかかってることなんですよ。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、国会において、先ほども申し上げましたように、我々が選んだ代表がその審議を十分に尽くしていて、そして判断されるものだというふうに思っております。当然、安全保障、町にも関係あることでございます。しかし、これにつき

ましては、国会の場で十分我々の気持ちも含んだ上で審議がされるというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 確かに本当に今まで憲法学者たちも言っていました。基本的には何か9条をすごくこれまで研究してきた。この地方自治について研究がおろそかだったということは、憲法学者たち、認めています。ですけれども、これから本当に地方創生という中で地方自治はどういうことなんだというところをつかんでいかないと、地方創生はきっと失敗すると思うんですね。

これ、今の質問からちょっとずれてしまいましたけれども、これは私、そういうことを述べて、もうこれ以上聞いても何も答えないでしょうから終わりにしますけれども、地方自治というものの本旨というものは何かという、そこをやはり特に地方自治を担っている執行部の方々は、議会もそうですけれども、しっかりと考えるべきじゃないかなと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○11番（金澤 敏君） 結構です。

○議長（一場明夫君） 以上で金澤議員の質問を終わります。

◇ 重 野 能 之 君

○議長（一場明夫君） 続いて、4番議員、重野能之議員。

（4番 重野能之君 登壇）

○4番（重野能之君） それでは、議長の許可を得まして、通告に従い質問させていただきます。

今回は、安心・安全な町づくりに関して2点ほど質問させていただきます。

私たちの暮らしの安全は、主として消防、警察、自衛隊の方々の命をかけた日々の活動によって支えられ、確保されております。先日の東日本大豪雨による住民の救助、救出も消防、警察、自衛隊の勇気ある行動で今なお続いております。

一方で、私たちの身近な社会では、凶悪な犯罪事件が多く発生し、例えばことしの夏では、中学の男女生徒が無残に命を奪われる事件も起きております。このように、最近では幼い子

供や女性が犠牲となる事件等が多発し、強き者が弱き人々を傷つけ、苦しめるという断じて許すことのできない不条理な心なき社会行動へとなりつつあります。

当町におきましても、住民の方々の生命、財産を守るという観点に立った安心・安全な町づくりに今まで以上に取り組むべきと考えます。現在でもボランティアの方による防犯やパトロール活動など各種事業がありますが、安心・安全な町を確立するために、当町における行政としての取り組みの現状と、課題として何があるのかをお聞きいたします。

2点目といたしまして、県の管轄とはなりますが、吾妻警察署の新設に関する質問であります。現在の吾妻警察署は昭和38年に建てられ、築52年の時を経ております。群馬県内15警察署の中で最も古い建物となっております。命がけで国民、地域住民の生命、財産を守り抜く大きな職務を背負う警察官の方々、その職務遂行に専念できる環境が確保されていることは必要最低限のことではないでしょうか。

また、検挙犯の逃走の可能性など、施設の運用面での不安も指摘されているところであります。当町に存在する吾妻警察署の老朽化が改善されることによって、東吾妻町民、そして東部吾妻全体の安心・安全がより確保されるものと思います。

そこで、現在の吾妻警察署は町の土地を無償で提供しておりますが、その警察署の新設などに町として町有地、あるいは施設の提供など諸策を考え、練って、県に対して働きかけ、後押しをする、積極的に関与するべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、2点を質問させていただきます。

あとは自席でよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の安心・安全な町づくりでございますが、犯罪の被害に遭わずに安心して暮らせる社会は、多くの地域住民の願いであり、生活の基盤となるものです。特に子供の安全・安心については大きな関心が寄せられ、地域ぐるみで子供を守る取り組みが必要となっております。

また、地域の方々にとって、住みやすく魅力的な町にすることが防犯性の向上にもつながるため、幅広い視点から町づくりを進めていく必要があると考えております。

なお、現在は各地区の防犯協会が小・中学校の登下校時間に合わせた安全確保のための防

犯パトロールを初め、年間を通し、各地区の実情に応じたパトロールや啓発活動を実施するとともに、防犯協会会員相互で防犯対策の調査研究を行い、それぞれ防犯思想を高揚し、犯罪のない明るく住みよい町づくりに努めております。

また、各地域の子供安心協力の家並びに各学校、地域住民及び吾妻警察署生活安全課と協力し、地域住民による登下校時の街頭指導等を行い、子供が犯罪の被害に遭わないよう未然防止に努めております。

今後、防犯協会として関係機関との連携や地区相互の連携をより密にし、パトロールの頻度や範囲を拡充し、子供を初めとした地域住民が犯罪被害に遭わないよう未然防止に努めるとともに、防犯カメラを増設することによる犯罪抑止効果についても、今後、検討していきたいと考えております。

2点目の老朽化する吾妻警察署の新設等について、町有地等の提供などで後押しをしていますが、警察庁舎の新設となりますと、ある程度の規模の土地が必要になると考えられます。町の未利用町有地は、現在、町公式ホームページで販売を行っておりますが、一般住宅を対象とした規模の土地となっております。そのほかに廃校用地等がありますが、吾妻警察署が新築移転する場合でも警察と協議を行い、できる限りの協力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） ご答弁ありがとうございます。

再質問ということで、1点だけ質問、提案というかさせていただきたいと思います。

その前に、今回、消防、警察という機関がありますが、まずは今回、吾妻警察署の関連の質問をさせていただきました。この吾妻警察署の今回、まず2点目、ちょっと順番は前後してしまうんですが、この質問をさせていただきましたけれども、その理由として一つありまして、これは通告前にいろいろ調査していきますと、警察署の新しい新設とかそういったものに対して町が働きをかける、声をかけていく、そういったことが非常に有効であると、そういったことを私のほうも調査をしていく中で感じたものですから、質問させていただきました。

また、違った角度からいきますと、吾高の件もありました。それで、その中で町民のもちろん全員ではないんですが、私が聞くところでは、正直な町民のある方の意見なんですけれども、みんな中之条に行ってしまうんかいと、小さなところが大きなところに全て何かいろ

いろ吸収されていくのかねというような心配の声というか意見も正直ありまして、そんな中で今、群馬県の吾妻郡における県の出先機関、これは高校、警察も含めてなんですけれども、調べまして、中之条町が10、東吾妻が3、長野原が3、嬭恋が1、高山が2、計19機関ある中で中之条町に10の県の出先機関が存在しているということでもあります。

そういった角度から、もちろん地理的にも地形的にも高山、中之条、東吾妻がある中で、私は地理的にも原町を含めて東吾妻に警察機能があることが東部吾妻の安全にとって必要だということで、もちろん認識をしているんですが、そういったまた違った角度から県の出先機関、地元意識というんじゃないんですけれども、できればそういった重要な機関というものをこの東吾妻に残して、もちろん出ていくという話はないんですけれども、できるだけ確保して東吾妻にという声も町民の中にあるということで質問をさせていただきました。

また、先ほど防犯カメラということで町長のほうからもご答弁をいただきました。こちらのほうも私も調べていく中で、この一般質問の中で県内の防犯カメラの設置状況というものを知りたいなと思ひまして、各町村、群馬県内の調べようと思ひましてやっけていく中で、各市町村別の県内の防犯カメラの設置率とか、そういったものを公に公表することは非常に安全面で危険の伴う可能性もあるということで、ここではそれはもちろん発言はしないんですけれども、設置台数、これが群馬県内で市町村の行政として、あるいは防犯団体、あるいは商店街、そういった組織として設置している台数が1,028台あるということでもあります。

これを市町村別で、じゃ、高崎が幾つ、前橋が幾つ、そういったことを比較するのは防犯上よくないということでもありますので、そういった全体的にも1,028台という数であります。

ここで町の今言われている地方創生、そこの絡みになってくるのが恐らく人口増、あるいは少子化対策だと思います。そして、私を含めて20代の若い世代、あるいは少子化世代というものが今、何を求めているかというのは、雇用の確保というものと同時に、やはり便利で安全な町、安心できる町、こういったものを若い世代は非常に多く望んでいると、このように私も認識をしております。

確かに雇用も必要なんですけど、今、労働者派遣法の改正という、私はそれは間違った改正であると思うんですけれども、労働を確保するということも大事なんですけど、今の労働条件をさらによくしていくということが、これ、今の若い世代にとっては非常に必要なことだと思うんです。そして、これから起きてくることは、人口減少と少子化、若年の働き世代の担い手不足、今後の課題は雇用の確保、働き場も同時なんですけれども、働き手が少なくなっ

てくる、担い手不足が起きてくると。会社側が、企業側が労働力を確保するのが大変な状況になってくるといふに、今後、私は起きてくるんじゃないかと思います。

そういった中である程度労働環境というものをクリア、何とかうまく雇用状況をよくしていくということが得策、大切なものになってくるといひまして、次にやはり必要な今、求められているのは便利で安心、これも地方創生のU35の分科会の中でも若い職員の方々ですけれども、どんな町になってほしいですかというところで、これは医療、もちろん学校、交通サービスの提供などということによって安心して暮らせる町という声も、もちろん皆さんご存じのことだと思ふんですけれども、やはりそういったことで安心・安全な町、まち、ひと、しごと創生のかなめも、やはりまず人々が安全で安心して暮らせる、その命が、生命、財産の守りがしっかりと確保されているということが大前提だと思ひます。

そういった中で防犯カメラを含めて、私も非常にまだまだ勉強不足で中途半端な提案になってしまうんですが、言葉は考えなくてはならないと思ふんですが、例えば地方創生の中に絡めても、例えば「日本一安全・安心な町づくりを目指す東吾妻」とか、そういったスローガンを掲げて、あるいは防犯カメラをふやしていく、あるいは見守り、子供の防犯パトロールも含めて、今、子供を1人で、2人で遊ばせるというような場所すら、幾ら公園があっても遊ばせられない、そういった状況もありますので、地方創生の中に絡めても、安全・安心な東吾妻町、群馬一安全・安心な町づくりを目指す、こういったことも少し考えていただいて、地方創生の中にも含めて安全・安心な東吾妻町づくり、そこにぜひとも施策を練っていただきたいと思ひます。

私も、今後もさらに勉強をして、議会を含めて、さまざまな場で自分なりに提案もさせていただきたいと思ひますが、そこら辺の提案のことに関してちょっと言葉整いませんが、どうかひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の警察署につきましてでございます。重野議員がお調べのように52年も吾妻警察署は経過しておりまして、最も県内で古い建物、警察の建物としては最も古い建物になってしまったということでございます。東吾妻町にあるものでございますので、ぜひ東吾妻町に引き続き新しい建物を建てていただければというふうに思っております。

また、上信自動車道も東吾妻町に整備をされるということから、緊急時にも東吾妻町にあれば、それだけ警察署の機能として非常に有効だというふうに考えておるところでございます。

今後も、まだ具体的に警察署からの投げかけはございませんけれども、地元吾妻警察署なり、また県警なりにそういった糸口が見つけれられて、お互いに話をするような機会ができましたら、ぜひ東吾妻町にそのまま置いていただいて、そして、よい広い場所を選定して建てていただくような方向で努力をしまいたいというふうに思っております。

また、防犯カメラにつきましては、重野議員おっしゃるとおり、若い人はこれから住んでいくのに必要な装置だというふうに思っております。町といたしましても、町にありますＪＲの駅４駅、原町駅、郷原駅、矢倉駅、岩島駅、これ全てに町の負担で防犯カメラを設置をしているところでございます。また、教育施設にも設置をいたしました。こういうものを今後も進めていきたいと思っておるところでございます。

やはり地方創生に雇用対策だけでなく、重野議員がおっしゃるような便利で日本一安全な東吾妻町というものを築き上げれば、地方創生、さらに進んで東吾妻町の人口増ということになろうかと思っておりますので、ご提案の点につきまして今後、しっかりと検討し、協議を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

以上で重野議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条に規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これ

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 平成27年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日に開会をされました今期定例会におきましては、報告関係3件、条例関係4件、決算関係8件、予算関係4件、その他1件を提案をさせていただき、全て原案のとおりご議決をいただき本日閉会の運びとなりました。今回の審議結果や一般質問などで多岐にわたるご意見や具申もありましたが、これらの状況を真摯に受けとめ、今後、町政を執行する中で生かしていきたいと存じております。また、議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と、町政に対する熱意に対しても感謝を申し上げる次第でございます。

さて、町の当面する行事といたしましては、19日に東吾妻ふるさと祭が駅前を中心に実施をされます。また、30日には戦没者追悼式をコンベンションホールにおいて挙行の予定でありますので、ご参列を賜りたいと思います。

なお、これから吾妻郡民体育祭などが予定されており、公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） 閉会に際し、ご挨拶を申し上げます。

平成27年第3回定例会は、9月4日から本日まで13日間にわたり開催され、平成26年度各会計決算8件、平成27年度補正予算4件、条例関係4件及びその他の執行部提案1件に加え、委員会提出議案1件、請願書、陳情書の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には7人が立ち、ここに終了することができました。

13日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心からお礼を申し上げます。

迎える秋はスポーツ行事や秋祭り、取り入れにと多忙な時期となります。9月27日には郡民体育祭が高山村を主会場に予定されておりますので、練習はもとより、当日の参加等について特段のご協力をお願いいたします。

今後も健康には十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） これをもって、平成27年第3回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 零時00分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 金 澤 敏

署名議員 青 柳 は る み

署名議員 須 崎 幸 一